

令和6年度版

柏市清掃事業概要



柏市環境部

目

次

令和6年度清掃事業のあらまし	1	6 不法投棄	38
市の概要	2	(1) 不法投棄の処理状況	38
		(2) 不法投棄の通報件数	38
序 概況		7 旧柏地域ごみ処理の流れ	39
1 組織	4	第2章 減量・資源化	
(1) 環境部の機構、定数及び分掌事務	4		
(2) 環境部清掃事業職員の配置	8	1 ごみ減量啓発事業	42
2 施設・車両	9	(1) ゴミゼロ運動の実績	42
(1) 施設一覧	9	(2) 清掃施設見学会の実績	42
(2) 車両一覧	11	(3) ごみ減量説明会の実績	42
3 処理体系	12	(4) 生ごみ処理容器の補助の推移	43
(1) ごみ処理フロー	12	(5) 環境（ごみ）学習の実績	43
(2) し尿処理フロー	13	(6) リサイクルプラザリボン館事業	43
4 予算・決算	14	(7) ごみ減量広報紙「クルクルクリーンかしわ」 の発行および広報かしわへの掲載	45
(1) 清掃事業関係予算（当初予算比較）	14	(8) 指定多量廃棄物排出者へのごみ減量指導	45
(2) 清掃事業関係決算（決算額の推移）	16	(9) 3R推進事業所	45
(3) 手数料収入の推移	19	(10) 3R推進店	46
5 ごみ量（市内全域）	20	2 容器包装プラスチック資源化事業	47
6 原価計算（ランニングコスト）	21	(1) プラスチックの資源化の流れ	47
(1) ごみ処理・資源化	21	(2) プラスチック収集量と資源化量	47
(2) し尿処理	23	3 資源品回収事業	48
		(1) 資源回収システムの概要	48
I 部（旧柏地域）		(2) 柏市再生資源事業協業組合の概要	48
第1章 ごみ処理事業		(3) 資源回収品目	49
1 ごみの分別方法及び処理方法	26	(4) 品目別資源品処理量の推移	50
2 ごみ量	27	(5) 小型家電市・宅配回収量の推移	50
(1) 令和5・6年度のごみ量の増減	27	(6) 年度別資源品処理状況	51
(2) ごみ量の推移	28	(7) 資源化率の推移	52
3 ごみの収集・直接搬入	29	4 柏市一般廃棄物処理基本計画の進捗状況	53
(1) 収集量の推移	29	(1) 令和6年度の主な取り組み【基本方針別】	53
(2) 市収集量及び直接搬入量の実績と推移	30	(2) 計画目標値との比較	54
(3) 令和6年度粗大ごみ品目別集計表	32		
(4) 令和6年度月別焼却対象物搬入量	33	第3章 し尿処理等	
(5) 焼却対象物搬入量の実績と推移	34		
(6) ごみ出し困難者支援収集	34	1 概要	56
4 ごみの処理	35	(1) し尿処理状況（人口比）の推移	56
(1) 令和6年度月別焼却処理日量	35	(2) し尿処理の流れ	56
(2) 破碎処理の実績と推移	36	2 し尿の収集	57
(3) 民間最終処分場への搬入実績	36	3 し尿の処理	58
5 ごみの組成	37	4 浄化槽設置基数の推移（旧柏地域）	59
(1) 北部クリーンセンター 可燃ごみの組成	37	5 あき地の管理指導実施件数	60
(2) 南部クリーンセンター 可燃ごみの組成	37	6 犬・猫等の死体処理件数	60

Ⅱ部（旧沼南地域）

第1章 ごみ処理事業

1	ごみの分別方法及び処理方法	62
2	手数料収入の推移（柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合）	63
3	ごみ量	64
(1)	令和5・6年度ごみ量の増減	64
(2)	ごみ量の推移	65
4	ごみの収集・直接搬入	66
(1)	市収集量及び直接搬入量の実績と推移	66
(2)	収集量の推移	68
(3)	令和6年度粗大ごみ集計表	68
5	ごみの処理	69
(1)	令和6年度月別焼却処理日量	69
(2)	焼却処理の実績と推移	70
6	ごみの組成	71
7	犬・猫等の死体処理件数	72
8	ごみ処理の流れ	73

第2章 減量・資源化

1	資源化事業	76
(1)	容器包装プラスチック類の資源化	76
(2)	資源品の資源化	77
(3)	資源品回収品目及びペットボトル	78
(4)	資源化率の推移	79

第3章 し尿処理等

1	概要	82
(1)	し尿処理状況の推移	82
(2)	し尿処理の流れ	82
2	し尿の収集	83
3	し尿及び浄化槽汚泥の処理	83
4	浄化槽設置基数の推移（旧沼南地域）	84

【巻末資料】

資料1	清掃事業の沿革年表	86
資料2	廃棄物処理手数料の経緯	92
資料3	一般廃棄物処理実施計画（旧柏地域）	98
資料4	一般廃棄物処理実施計画（旧沼南地域）	112
資料5	一部事務組合の廃棄物処理手数料	126
資料6	柏市許可の一般廃棄物処理業者	127

注 旧柏地域とは沼南町との合併前の柏市域を、旧沼南地域とは柏市との合併前の沼南町域をいうものとする。

令和 6 年度清掃事業のあらまし

I 組織

清掃関係の機構及び分掌事務に大きな変化は無かった。

II 清掃費

清掃費歳出決算額は、令和 5 年度決算額に比べ増加した。

ごみ処理施設整備費については、北部クリーンセンター長寿命化事業に伴い高い増加率となった。

III 処理原価

ごみの収集原価、処理原価のいずれも令和 5 年度に比べ増加した。し尿については収集原価、処理原価のいずれも令和 5 年度に比べ増加した。

IV 収集・処理

- (1) ごみ量について、令和 5 年度と比べ家庭系ごみは減少し、事業系ごみは増加した。
- (2) 日平均排出量及び市民一人当たりの排出原単位とも減少した。
- (3) 資源品の回収量は、令和 5 年度に比べ減少した。

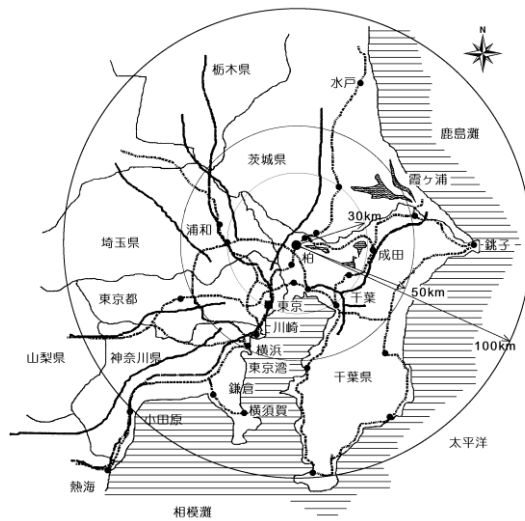
V その他

旧沼南地域については、従来どおりのごみ収集、ごみ処理体制となっている。

令和 7 年 9 月 柏市環境部

市の概要

1 柏市の位置



東経 139 度 58 分
北緯 35 度 52 分
面積 114.74 k m²

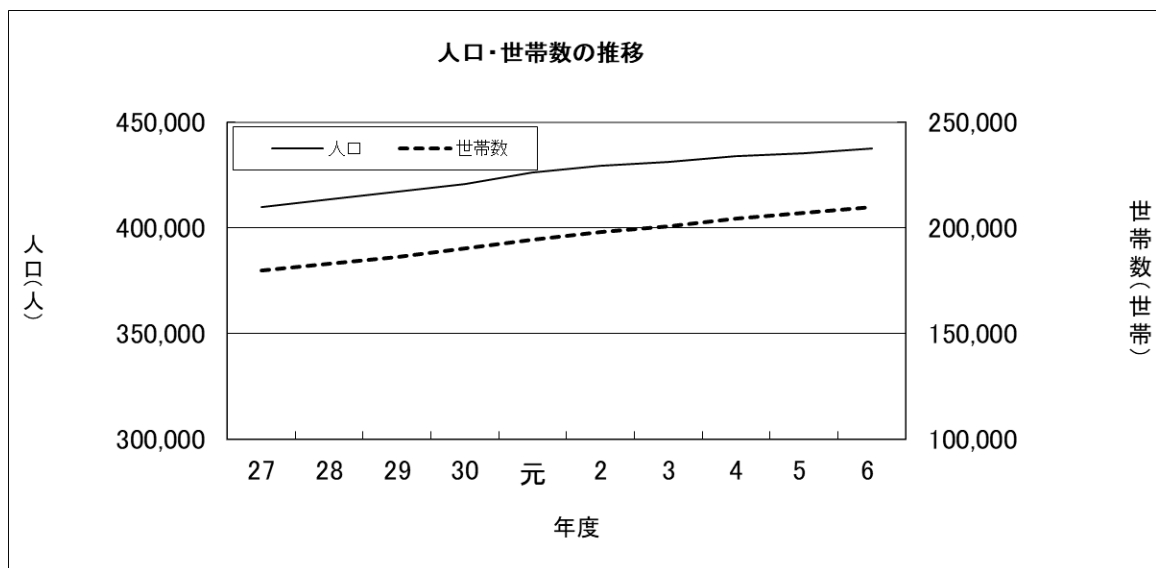
注 面積は「全国都道府県市区町村別面積調」に基づき、電子国土基本図から直接計測する方法に変更となったため、平成27年度版から数値を変更している。

2 柏市の人口、世帯数等の推移

(単位：人、世帯、人、人/k m²)

年度	人口 ^注	世帯数	1 世帯当り人員	人口密度
27	410,033	179,764	2.28	3,574
28	413,657	183,061	2.26	3,605
29	417,218	186,470	2.24	3,636
30	421,057	190,316	2.21	3,670
元	426,128	194,714	2.19	3,714
2	429,567	198,329	2.17	3,744
3	431,203	200,741	2.15	3,758
4	434,156	204,355	2.12	3,784
5	435,633	207,027	2.1	3,797
6	437,716	210,131	2.08	3,815

注 住民基本台帳人口は各年度3月31日現在の値であり、外国人人口を含む。



序

概 況

1 組織

(1) 環境部の機構、定数及び分掌事務

(令和6年4月1日現在)

環境部

部長(1)

環境政策課(21)

課長(1)

統括リーダー(2)

環境政策担当(行政職一5)

- ①環境政策の企画立案及び総合調整に関すること
- ②自然環境及び生物多様性の保全に関すること（他の部署の所管に属するものを除く）
- ③手賀沼の水質浄化に関すること
- ④放射線対策に係る方針の総合調整に関すること
- ⑤放射線対策に係る関係機関等との連絡調整に関すること
- ⑥放射線量の測定及び除染に関すること（公園施設等に係るものを除く）
- ⑦柏市環境審議会に関すること
- ⑧部内の定員及び予算に関すること
- ⑨部内の事業調整及び庶務に関すること

ゼロカーボンシティ推進担当(行政職一5)

- ⑩地球温暖化対策に関すること（他の部署の所管に属するものを除く）
- ⑪柏市環境管理システムに関すること
- ⑫再生可能エネルギーに関すること

大気保全担当(行政職一4)

- ⑬大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)及びダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)に基づく常時監視及びばい煙発生施設、大気基準適用施設等の規制に関すること
- ⑭騒音規制法(昭和43年法律第98号)、振動規制法(昭和51年法律第64号)及び悪臭防止法(昭和46年法律第91号)に基づく常時監視、測定並びに特定施設、特定建設作業及び悪臭物質の規制に関すること
- ⑮特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(昭和46年法律第107号)に基づく特定工場及び公害防止管理者等の監督及び指導に関すること
- ⑯柏市環境保全条例(平成13年柏市条例第32号)、柏市ダイオキシン類発生抑制条例(平成13年柏市条例第33号)等に基づくばい煙、粉じん、騒音、振動及び悪臭に係る特定施設、特定建設作業及びごみ焼却炉等の規制及び指導に関すること
- ⑰公害苦情処理に関すること

水質保全担当(行政職一4)

- ⑱水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)に基づく公共

- 用水域及び地下水汚染の常時監視に関すること
- ⑭水質汚濁防止法，湖沼水質保全特別措置法(昭和 59 年法律第 61 号)及び柏市環境保全条例に基づく水質汚濁に係る規制及び指導に関すること
- ⑮土壌汚染対策法(平成 14 年法律第 53 号)に基づく調査及び対策等に係る指導に関すること
- ⑯土壌汚染対策法に基づく汚染土壌処理業の許可等に関すること
- ⑰千葉県環境保全条例(平成 7 年千葉県条例第 3 号)及び柏市環境保全条例に基づく地盤沈下に係る規制及び指導に関すること
- ⑱浄化槽法(昭和 58 年法律第 43 号)に基づく設置及び維持管理指導に関すること
- ⑲公害苦情処理に関すること

廃 棄 物 政 策 課(8)
次長兼課長(1)
統括リーダー(2)

廃棄物政策担当(行政職一 3)

- ①清掃事業の総合調整に関すること
- ②清掃事業の統計に関すること
- ③広域清掃行政に関すること
- ④清掃事業の中・長期構想に関すること
- ⑤清掃事業の調査研究に関すること
- ⑥一般廃棄物処理基本計画に関すること
- ⑦柏市廃棄物処理清掃審議会に関すること
- ⑧一般廃棄物処理業者(ごみ・し尿・浄化槽汚泥)の許可及び指導監督に関すること
- ⑨一般廃棄物処理業(ごみ・し尿・浄化槽汚泥)の許可申請手数料に関すること
- ⑩一般廃棄物処理施設に係る設置許可及び熱回収施設の認定に関すること
- ⑪浄化槽清掃業者の許可及び指導監督に関すること
- ⑫特定家庭用機器の運搬をする者に係る一般廃棄物処理業(荷卸)の許可の申請に関すること
- ⑬柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合との事業調整に関すること
- ⑭ごみ出し困難者支援収集事業に係る総合調整に関すること
- ⑮災害廃棄物の処理に係る総合調整に関すること

資源循環担当(行政職一 2)

- ⑯廃棄物処理手数料(プラスチックごみ)に関すること
- ⑰廃棄物の排出抑制，減量，資源化及び再生利用の推進及び啓発に関すること
- ⑱資源回収事業に関すること
- ⑲容器包装プラスチックに関すること
- ⑳柏市リサイクルプラザリボン館の運営に関すること
- ㉑柏市ごみ減量推進協議会に関すること

	②リサイクルプラザの運転，維持管理及び周辺対策に関する こと 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合出向(行政職一 3)
清 掃 施 設 課(6) 課長(1) 副参事(1)	整備担当(行政職一 3) ①清掃施設の調査研究，整備計画，建設等に関する こと ②最終処分場跡地の整備に関する こと ③柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合の施設の整備及び周辺 対策に関する こと ④リサイクルプラザの運転，維持管理及び周辺対策に係 る技術支援に関する こと ⑤山高野浄化センターの運転，維持管理及び周辺対策に係 る技術支援に関する こと ⑥清掃工場及び第二清掃工場の運転，維持管理及び周辺対 策に係る技術支援に関する こと
	調整担当(行政職一 1) ⑦指定廃棄物の保管に係る連絡調整に関する こと ⑧最終処分の調整に関する こと 環境サービス課(13) 課長(1) 統括リーダー(1) 廃棄物指導担当(行政職一 6，行政職二 1) ①ごみの分別の指導及び啓発に関する こと ②ごみ集積所に関する こと ③地域清掃活動に関する こと ④ばい捨て防止の推進に関する こと ⑤廃棄物処理手数料(粗大ごみ)に関する こと ⑥資源品の収集作業に関する こと ⑦柏市不法投棄対策協議会に関する こと ⑧所管業務に係る出先機関との連絡調整に関する こと ⑨不法投棄ごみの調査，指導，処理及び防止啓発に関 する こと
	生活環境担当(行政職一 3，行政職一〔再任用〕 1) ⑩し尿の収集及び処理の計画及び作業に関する こと ⑪公衆便所の維持管理に関する こと ⑫犬，猫等の死体処理に関する こと ⑬衛生害虫の駆除等の相談に関する こと ⑭空き地の管理指導に関する こと ⑮廃棄物処理手数料(し尿・浄化槽汚泥)に関する こと ⑯山高野浄化センターの運転，維持管理及び周辺対策に 関 する こと
北部クリーンセンター(28) 所長(1) 統括リーダー(1)	①清掃工場及び最終処分場に係る周辺対策に関する こと 収集担当(行政職一 2，行政職二 13，行政職二〔再任用〕 2) ②センターの職員の福利厚生，労務管理及び安全衛生対策 に関する こと ③所管区域内のごみ収集の計画及び作業に関する こと ④所管車両の運行管理及び損害賠償に関する こと ⑤所管区域内のごみ出しの指導及び啓発に関する こと ⑥廃棄物処理手数料(ごみ)に関する こと

	— 管理担当(行政職一 3, 行政職一〔再任用〕 1, 行政職一〔任期付〕 1, 行政職二 2, 行政職二〔再任用〕 2) ⑦廃棄物搬入の指導に関する事 ⑧清掃工場の運転及び維持管理に関する事 ⑨最終処分場の維持管理に関する事 ⑩所管施設の財産管理及び台帳管理に関する事
南部クリーンセンター(35)	①第二清掃工場及び第二最終処分場に係る周辺対策に関する事
所長(1)	
統括リーダー(1)	— 収集担当(行政職一 2, 行政職一〔再任用〕 2, 行政職二 19, 行政職二〔再任用〕 6) ②所管区域内のごみ収集の計画及び作業に関する事 ③所管区域内のごみ出しの指導及び啓発に関する事 ④センターの職員の福利厚生, 労務管理及び安全衛生対策に関する事 ⑤所管車両の運行管理及び損害賠償に関する事 ⑥不法投棄ごみの処理に関する事 ⑦所管施設の財産管理及び台帳管理に関する事 ⑧ごみ出し困難者支援収集事業に係るごみの収集に関する事 — 管理担当(行政職一 2, 行政職一〔再任用〕 1, 行政職一〔任期付〕 1) ⑨第二清掃工場の運転及び維持管理に関する事 ⑩第二最終処分場の維持管理に関する事 ⑪廃棄物処理手数料(ごみ)に関する事 ⑫廃棄物搬入の指導に関する事
産業廃棄物対策課(10)	
課長(1)	
副参事(1)	
統括リーダー(1)	— 許可担当(行政職一 3) ①産業廃棄物の適正処理に関する事 ②産業廃棄物処理業の許可及び産業廃棄物処理業者の指導に関する事 ③産業廃棄物処理施設に係る設置許可, 熱回収施設の認定及び指導に関する事 ④その他産業廃棄物に関する事 — 監視担当(行政職一 4) ⑤埋立事業の許可及び届出に関する事。 ⑥土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する事 ⑦産業廃棄物処理業者の監視に関する事 ⑧産業廃棄物処理施設の監視に関する事 ⑨産業廃棄物排出事業者の監視に関する事 ⑩産業廃棄物の不法投棄対策に関する事 ⑪土砂等の埋立て等の監視に関する事

(2) 環境部清掃事業職員の配置

(令和6年4月1日現在)

	環境部	廃棄物政策課				清掃施設課			環境サービス課			北部クリーンセンター			南部クリーンセンター			
		管理職	廃棄物政策担当	資源循環担当	環境衛生組合出向	管理職	整備担当	調整担当	管理職	廃棄物指導担当	生活環境担当	管理職	収集担当	管理担当	管理職	収集担当	管理担当	
部長	1																	
次長		1																
課長・所長・室長						1			1			1			1			
副参事					1	1												
統括リーダー		2							1			1			1			
統括リーダー(再任用)																		
副主幹	一般事務		1							1	2		1			1		
	技術職																	
主査	一般事務			1				1						2				
	技術職						1											
主任	一般事務		1							1	1						1	
	一般事務(再任用)										1		1		2			
	技術職						2						1					
	技術職(再任用)																1	
	技術職(任期付)												1				1	
主事	一般事務			1	2					2			1			1		
	技術職																1	
主事補	一般事務		1							2								
	技術職																	
小計		1	3	3	2	3	2	3	1	2	6	4	2	2	5	2	4	4
職長													1			1		
副職長													1			1		
主任										1			3	1		5		
副主任													4	1		8		
技術員													4			4		
技術員(再任用)													1	2		6		
技能員																		
技能員(再任用)													1					
小計										1			15	4		25		
計		1	11			6			13			28			35			

2 施設・車両

(1) 施設一覧

(令和6年4月1日現在)

ア. ごみ収集・処理関連施設

施設名	稼働年月	施設規模	場所	電話番号
① 柏市清掃工場(焼却工場)	H3.4	300t/24h	船戸山高野 538	7131-7900
洗車場水処理施設	S55.3	110m ³ /日	〃	
粗大ごみ処理施設(破碎施設)	S52.9	50t/5h	〃	
ごみ収集車離発着施設	S48.6	所有台数 19 台	〃	
② 柏市最終処分場	H4.4	容量 165,580m ³	布施 72-1	
水処理施設	H4.4	37m ³ /日	〃	
③ 布施最終処分場水処理施設	S55.3	80m ³ /日	布施 54	
④ 柏市リサイクルプラザ	H14.4	176t/5h	十余二 348-202	7199-5081
⑤ 柏市第二清掃工場(焼却工場)	H17.4	250t/24h	南増尾 56-2	7170-7080
⑥ 柏市収集事務所 (ごみ収集車離発着施設)	H3.4	所有台数 26 台	南増尾 57-1	7173-5111
⑦ クリーンセンターしらさぎ	H12.4	256.5t/24h	藤ヶ谷 1582	7193-5389
⑧ 旧沼南町一般廃棄物最終処分場	S61.4	容量 142,452m ³	若白毛 757	
⑨ 柏市第二最終処分場	H16.4	容量 31,500m ³	〃	
水処理施設	H16.4	80m ³ /日	〃	

イ. し尿処理施設

施設名	稼働年月	施設規模	場所	電話番号
⑩ 柏市山高野浄化センター	S44.3	100kl/日 (H16.4～)	船戸 2115	7167-1139 (環境サービス課)
⑪ アクアセンターあじさい	H11.3	138kl/日	鎌ヶ谷市 軽井沢 2102-1	047-442-3492

ウ. その他民間施設等

施設名	稼働年月	施設規模	場所	電話番号
⑫ 柏市廃棄物処理業協業組合 (プラスチック圧縮保管施設)	H13.2	32t/日	新十余二 7-8	7133-4501

[位置図]



- ※A : 焼却施設
- ※B : 粗大ごみ処理施設
- ※C : リサイクル施設 (資源品)
- ※D : リサイクル施設 (プラスチック)
- ※E : ごみ収集車離発着施設
- ※F : 最終処分場
- ※G : し尿処理施設

(2) 車両一覧

(令和6年4月1日現在)

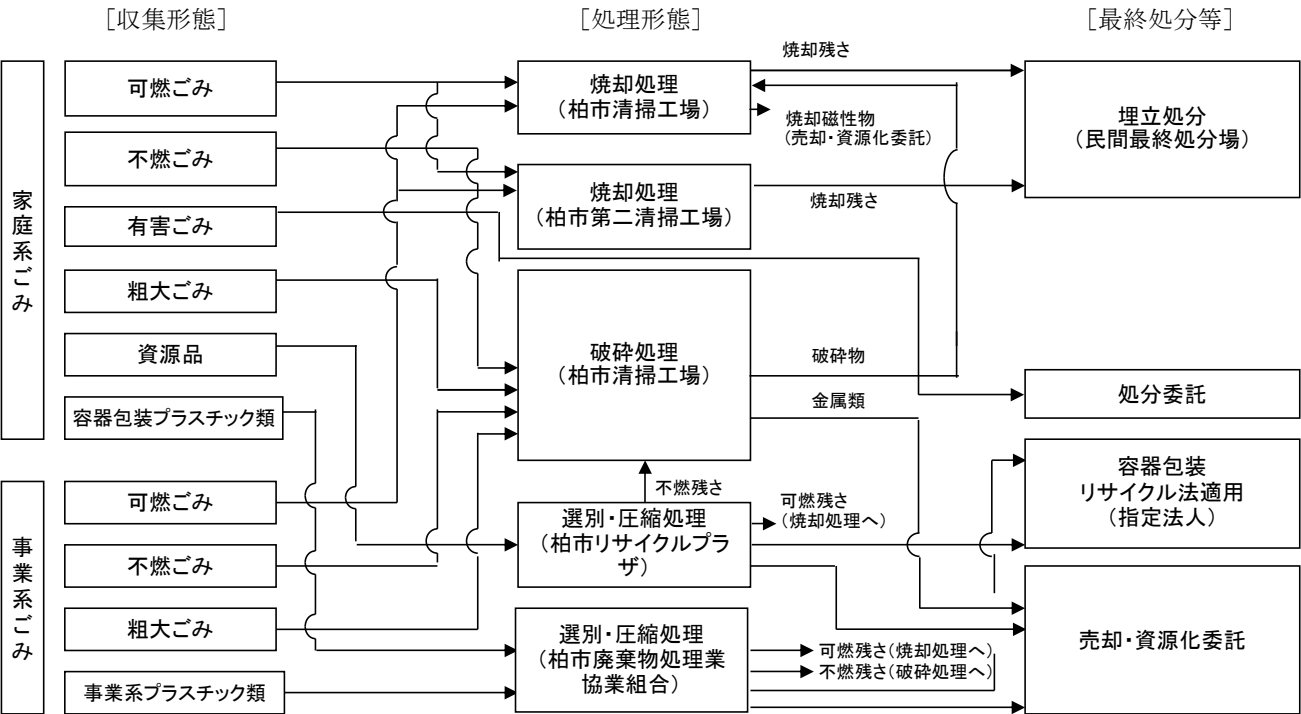
	廃棄物政策課	環境サービス課						北部クリーンセンター (ごみ)						南部クリーンセンター (ごみ)						合 計	
	事務用		収集用			事務用		収集用			事務用	施設用	収集用			ディーゼル・ガソリン車	天然ガス車他				
	ディーゼル・ガソリン車	CNG車	ディーゼル・ガソリン車	ガソリン車	LPG車・CNG車	ガソリン車	CNG車	ディーゼル・ガソリン車	LPG車	CNG車			ディーゼル車	LPG車	CNG車			施設用			
バキューム車(1.8kl)																	0	0			
バキューム車(2.5kl)											1						1	0			
バキューム車(2.7kl)																	0	0			
プレス車(2.0t)								1									1	0			
プレス車(2.1～3.0t)								1						2			3	0			
プレス車(3.5t)														1			1	0			
パッカー車(2.0～2.6t)								5						14			19	0			
パッカー車(2.7～3.2t)								9									9	0			
ダンプトラック(1.0t)								1						2			3	0			
ダンプトラック(2.0t)											1			2			3	0			
ダンプトラック(7.0t)																	0	0			
ダンプトラック(10.0t)																	0	0			
散水車(10.0t)																	0	0			
ブルドーザー(19.0t)																	0	0			
ホイールローダー												1					1	0			
パワーショベル												1					1	0			
貨物車(6人乗り)																	0	0			
軽貨物車(4人乗り)							1				3						4	0			
軽貨物車(2人乗り)				1				2				1				2	6	0			
軽自動車																2	2	0			
ライトバン	1															1	2	0			
ワゴン																	0	0			
合計	1	0	0	1	0	1	0	19	0	0	3	5	21	0	0	5	56	0			

3 処理体系

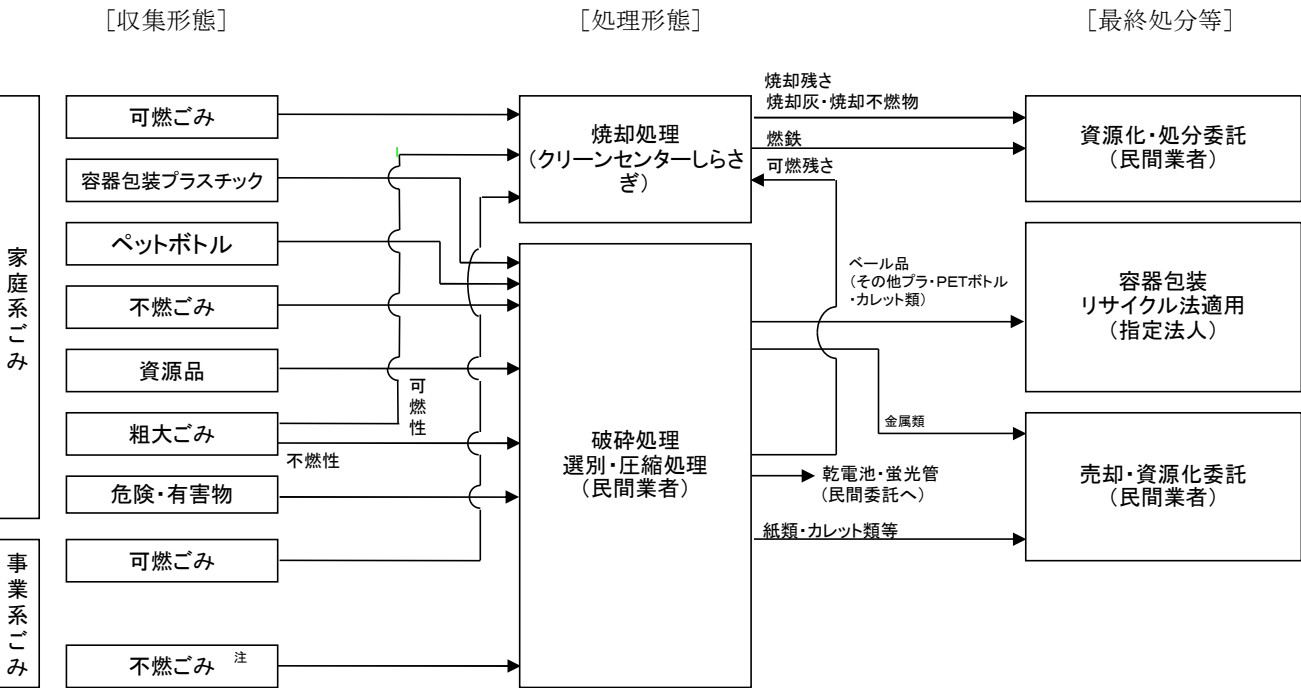
(1) ごみ処理フロー

(令和6年4月1日現在)

ア. 旧柏地域



イ. 旧沼南地域

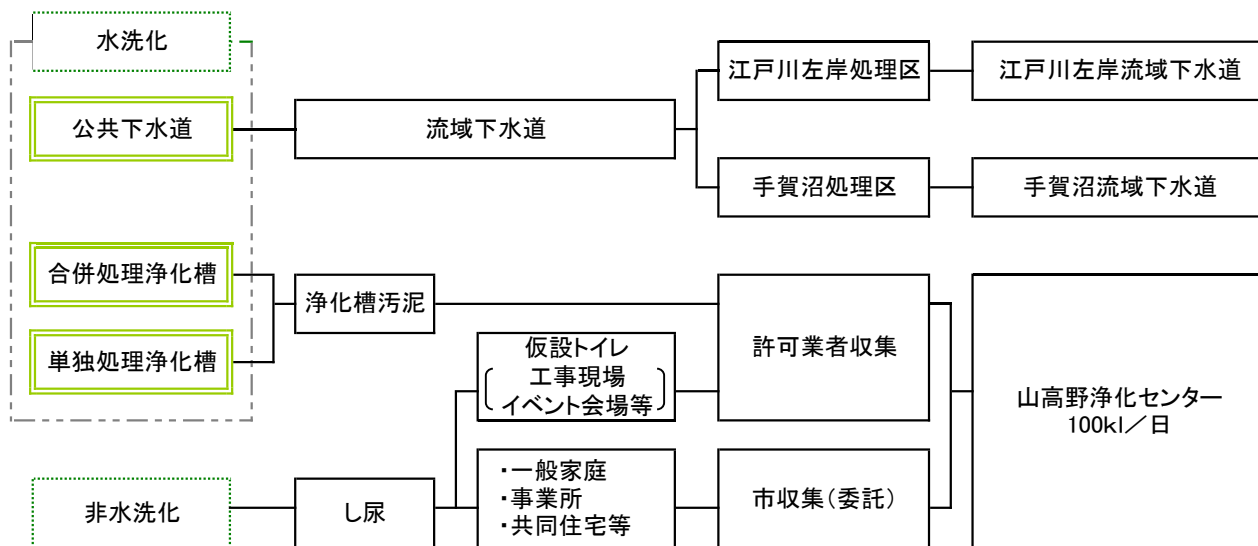


注 ただし、資源品及び容器包装プラスチック類を含む

(令和6年4月1日現在)

[排 出]

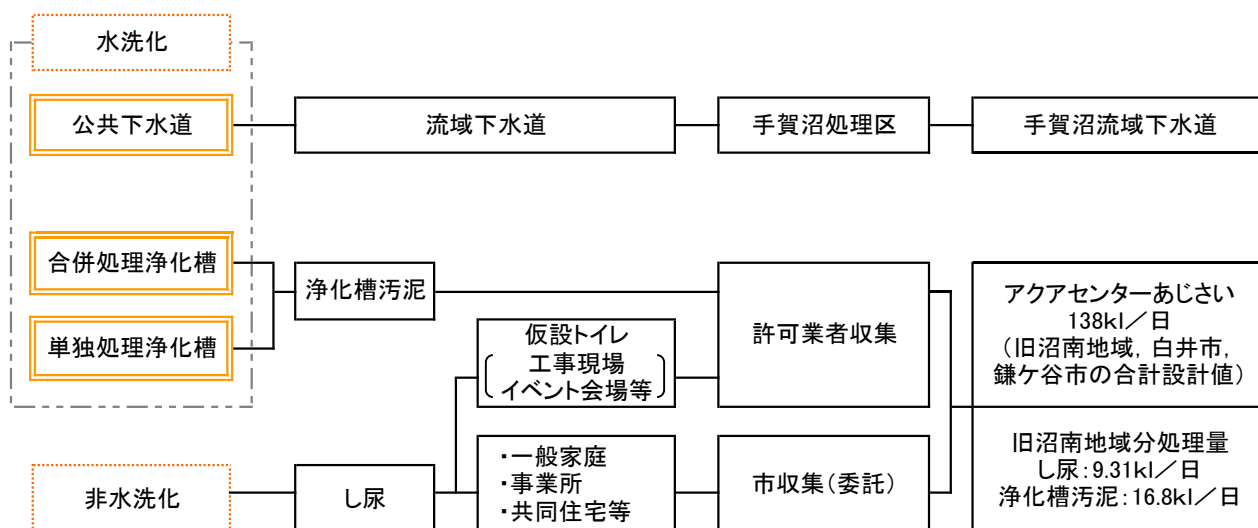
[処 理]



注 平成14年度，十余二处理区は，手賀沼处理区に編入

[排 出]

[処 理]



4 予算・決算

(1) 清掃事業関係予算(当初予算比較)

ア. 歳入

(単位: 千円)

事 項	令和5年度当初予算		令和6年度当初予算		令和7年度当初予算 (参考)	
使用料・手数料	744,924	60.2%	628,037	20.5%	692,248	9.3%
ごみ	731,644	(59.1%)	615,508	(20.0%)	680,070	(9.2%)
ごみ・許可業者分処理手数料	698,052	-	579,974	-	645,556	-
粗大ごみ処理手数料	31,746	-	33,946	-	33,000	-
プラスチックごみ処理手数料	1,566	-	1,178	-	1,244	-
一般廃棄物処理業許可申請手数料	280	-	410	-	270	-
し尿	11,318	(0.9%)	10,567	(0.3%)	10,195	(0.1%)
し尿処理手数料	6,837	-	6,725	-	6,363	-
汚泥処理手数料	3,919	-	3,640	-	3,494	-
浄化槽清掃業許可申請	80	-	0	-	80	-
浄化槽保守点検業者登録手数料	482	-	202	-	258	-
清掃使用料	1,962	(0.2%)	1,962	(0.1%)	1,983	(0.0%)
諸収入等	447,282	36.2%	519,012	16.9%	574,361	7.8%
資源品等・リサイクル家具等売却代金	336,305	(27.2%)	379,294	(12.4%)	437,158	(5.9%)
その他諸収入等	110,977	(9.0%)	139,718	(4.5%)	137,203	(1.9%)
国庫補助金	42,686	3.4%	733,326	23.9%	2,250,581	30.4%
廃棄物処理施設整備費補助金	0	-	0	-	0	-
その他補助金	42,686	(3.4%)	733,326	(23.9%)	2,250,581	(30.4%)
県補助金	3,030	0.2%	3,218	0.1%	4,750	0.1%
廃棄物処理施設整備費補助金	0	-	0	-	0	-
その他補助金	3,030	(0.2%)	3,218	(0.1%)	4,750	(0.1%)
市債	0	-	1,187,400	38.7%	3,877,200	52.4%
廃棄物処理施設整備事業費(清掃工場)	0	-	1,128,000	(36.7%)	3,676,800	(49.7%)
最終処分場跡地整備事業	0	-	59,400	(1.9%)	198,400	(2.7%)
し尿処理施設整備事業	0	-	0	-	2,000	(0.0%)
合計	1,237,922	100.0%	3,070,993	100.0%	7,399,140	100.0%
一般会計	149,910,000	-	165,870,000	-	179,536,000	-
[一般会計に対する清掃費歳入の割合]	[0.8%]		[1.9%]		[4.1%]	

注 ()内は合計に対する割合

イ. 歳出

(単位:千円)

事 項	令和5年度当初予算		令和6年度当初予算		令和7年度当初予算	
清掃総務費	875,999	14.3%	846,291	9.6%	863,318	6.1%
人件費	679,449	(11.1%)	683,233	(7.7%)	690,823	(4.9%)
リサイクルプラザ関係経費	11,007	(0.2%)	12,422	(0.1%)	13,729	(0.1%)
廃棄物政策課関係経費	33,343	(0.5%)	31,380	(0.5%)	32,193	(0.2%)
清掃施設課関係経費	302	－	277	－	382	－
環境サービス課関係経費	4,021	(0.1%)	4,294	(0.0%)	3,329	(0.0%)
清掃工場(南北クリーンセンター)事務費	56,373	(0.9%)	19,391	(0.3%)	15,107	(0.1%)
環境衛生組合負担金	91,504	(1.5%)	95,294	(1.1%)	107,755	(0.8%)
塵芥処理費	4,721,631	77.1%	5,231,160	59.1%	5,612,124	40.0%
収集関係経費	702,647	(11.5%)	730,438	(8.3%)	828,287	(5.9%)
処理関係経費	2,072,273	(33.9%)	2,635,114	(29.8%)	2,876,280	(20.5%)
プラスチックごみ処理経費	303,852	(5.0%)	322,180	(3.6%)	308,879	(2.2%)
リサイクルプラザ維持管理経費	847,596	(13.8%)	808,090	(9.1%)	813,984	(5.8%)
最終処分場経費	73,607	(1.2%)	82,161	(0.9%)	82,437	(0.6%)
環境衛生組合負担金	721,656	(11.8%)	653,177	(7.4%)	702,257	(5.0%)
ごみ処理施設整備費	114,798	1.9%	2,360,916	26.7%	7,157,551	51.0%
清掃工場の整備に要する経費	15,608	(0.3%)	2,085,503	(23.6%)	6,510,734	(46.4%)
最終処分場整備費	32,692	(0.5%)	151,864	(1.7%)	500,523	(3.6%)
環境衛生組合負担金	66,498	(1.1%)	123,549	(1.4%)	146,294	(1.0%)
し尿処理費	407,639	6.7%	408,037	4.6%	412,258	2.9%
し尿処理関係費	307,131	(5.0%)	311,170	(3.5%)	314,406	(2.2%)
環境衛生組合負担金	100,508	(1.6%)	96,867	(1.1%)	97,852	(0.7%)
合 計	6,120,067	100.0%	8,846,404	100.0%	14,045,251	100.0%
一般会計	149,910,000		165,870,000		179,536,000	
[一般会計に対する清掃費歳出の割合]	[4.1%]		[5.3%]	－	[7.8%]	－

注 ()内は合計に対する割合

注 し尿処理費のうち、柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合し尿処理費負担金は、環境衛生組合負担金に含めている

(2) 清掃事業関係決算(決算額の推移)

ア. 歳入決算額の推移

(単位:円)

年 度	一般会計 決算額	清掃費決算額	使用料・ 手数料等	国庫補助金等	県補助金等	市債・基金 繰入
27	130,787,068,591	1,676,274,471	1,539,698,593	126,959,878	716,000	8,900,000
28	127,015,200,439	1,545,273,275	1,489,653,776	55,051,499	568,000	0
29	129,282,701,201	1,543,749,517	1,539,845,665	3,267,852	636,000	0
30	128,488,786,920	1,264,820,873	1,261,194,167	3,316,706	310,000	0
元	134,299,002,257	1,366,254,994	1,146,099,026	88,455,968	0	131,700,000
2	187,961,056,355	1,416,460,074	1,130,709,754	12,466,320	1,484,000	271,800,000
3	160,986,139,117	1,499,462,616	1,325,818,616	53,205,000	21,339,000	99,100,000
4	167,454,409,759	1,419,904,239	1,407,598,959	10,899,280	1,406,000	0
5	161,860,372,422	1,432,460,698	1,378,942,388	41,541,310	1,277,000	10,700,000
6	179,654,255,956	3,400,898,320	1,583,544,855	686,879,465	2,374,000	1,128,100,000

注1 「使用料・手数料等」には、犬・猫の死体処理手数料、資源品売却代金等を含む。

イ. 歳出決算額の推移

(単位:円)

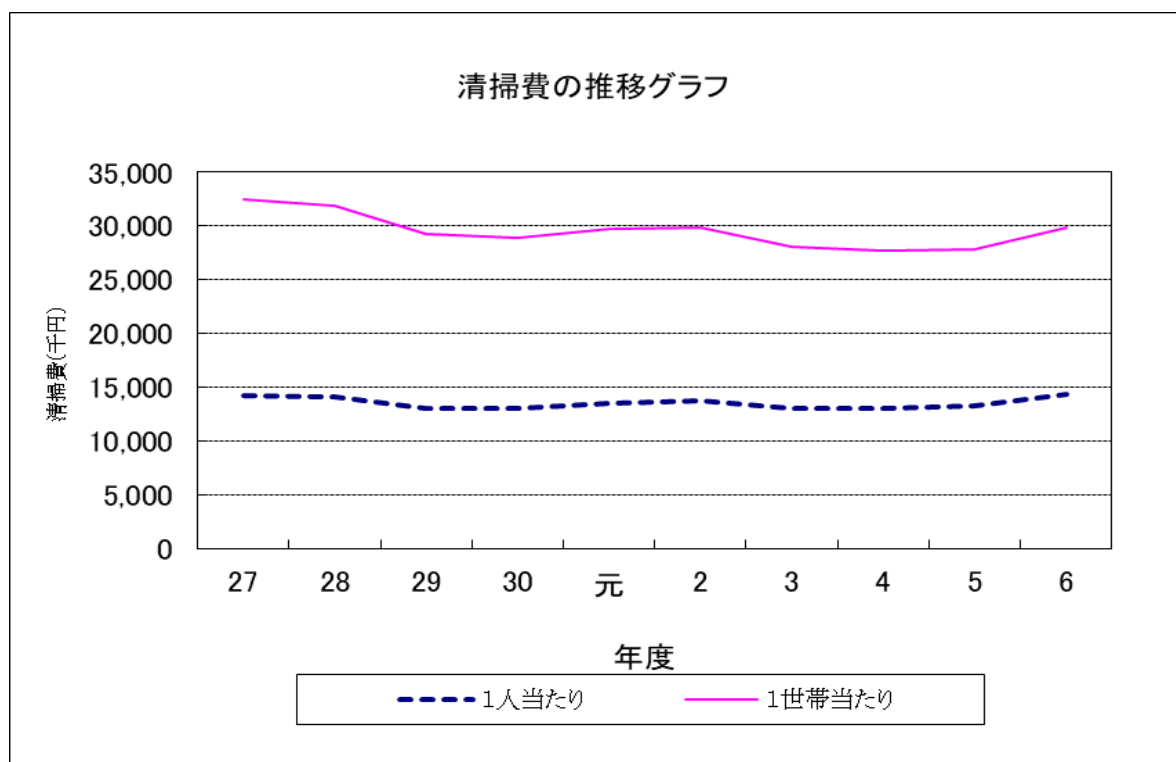
年 度	一般会計 決算額(A)	清掃費決算額 (B)	清掃総務費	塵芥処理費	ごみ処理 施設整備費	し尿処理費	B/A (%)
27	126,002,536,988	5,848,744,070	1,113,281,250	4,428,980,698	1,111,000	305,371,122	4.64
28	121,750,687,464	5,844,204,004	1,055,070,650	4,465,289,232	2,314,000	321,530,122	4.80
29	123,855,935,088	5,487,873,488	1,018,940,140	4,131,138,310	19,430,000	318,365,038	4.43
30	123,027,760,594	5,565,077,074	960,295,401	4,224,643,771	60,945,000	319,192,902	4.52
元	128,473,963,086	5,976,806,251	948,897,569	4,428,739,751	194,233,600	404,935,331	4.65
2	180,517,720,561	6,420,565,850	896,796,697	4,646,356,191	505,256,900	372,156,062	3.56
3	153,133,119,917	5,859,330,267	847,229,228	4,438,991,885	218,209,000	354,900,154	3.83
4	155,683,939,895	5,761,335,445	822,254,147	4,469,416,642	90,429,000	379,235,656	3.70
5	152,332,181,966	5,884,374,681	856,437,307	4,517,356,133	116,483,580	394,097,661	3.86
6	168,389,488,303	8,487,315,477	806,500,799	5,085,786,813	2,204,056,500	390,971,365	5.04

ウ. ごみ処理経費の推移

年 度	清掃費(施設整備 費用除く) (千円)	人 口 (人)	世 帯 数 (世帯)	1人当たり (円)	1世帯当たり (円)
27	5,847,633	410,033	179,764	14,261	32,529
28	5,841,890	413,657	183,061	14,123	31,912
29	5,468,443	417,218	186,470	13,107	29,326
30	5,504,132	421,057	190,316	13,072	28,921
元	5,782,573	426,128	194,714	13,570	29,698
2	5,915,309	429,567	198,329	13,770	29,826
3	5,641,121	431,203	200,741	13,082	28,101
4	5,670,906	434,156	204,355	13,062	27,750
5	5,767,891	435,633	207,027	13,240	27,861
6	6,283,259	437,716	210,131	14,355	29,902

注1 清掃費については、維持管理費等の推移資料とするため、施設整備にあたる費用(ごみ処理施設整備費及び清掃総務費等)に含まれる用地購入費、工事費等)を除いた額としている。

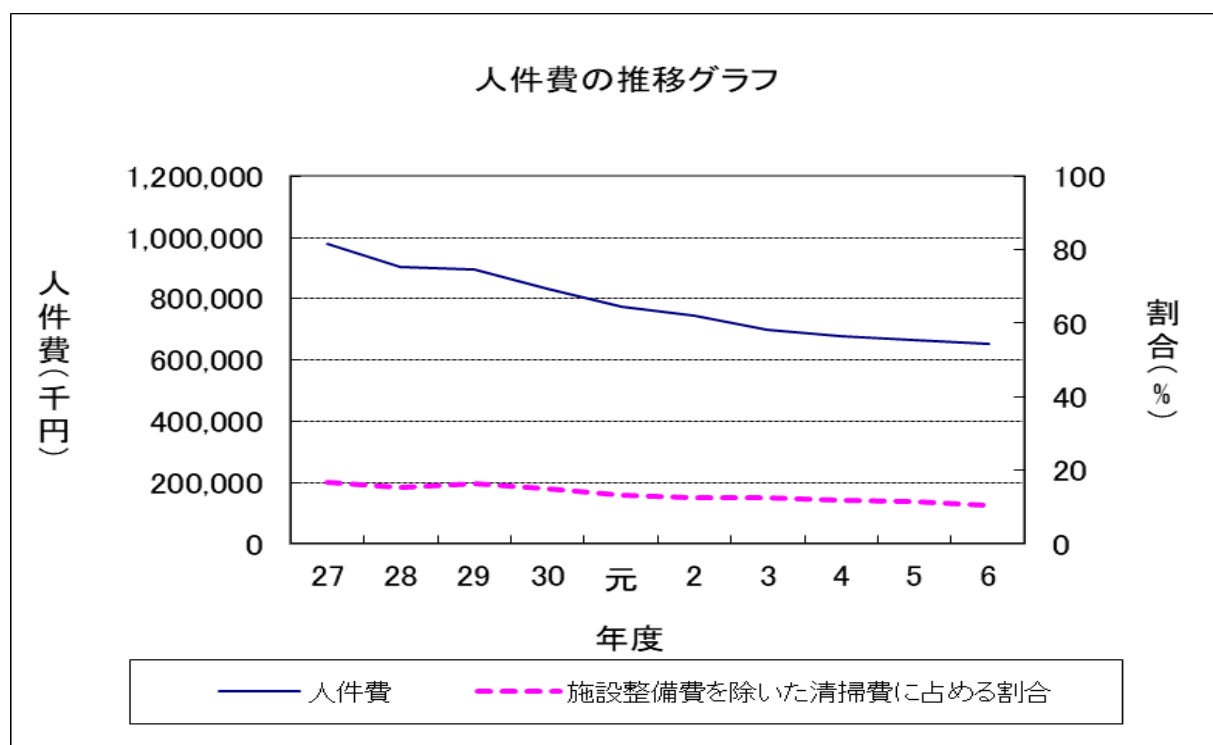
2 人口・世帯数は、各年度末現在。



エ. 人件費の推移

(単位:千円)

年 度	人件費 (A)	対 10 年前 人件費指数	清掃費総額 (B)	施設整備を除い た清掃費 (C)	A/B (%)	A/C (%)
27	981,048	63	5,848,744	5,847,633	16.8	16.8
28	903,368	58	5,844,204	5,841,890	15.5	15.5
29	897,397	57	5,487,873	5,468,443	16.4	16.4
30	831,073	58	5,565,077	5,504,132	14.9	15.1
元	773,925	54	5,976,806	5,782,573	12.9	13.4
2	744,989	58	6,420,566	5,915,309	11.6	12.6
3	699,405	59	5,859,330	5,641,121	11.9	12.4
4	677,387	61	5,761,335	5,670,906	11.8	11.9
5	665,598	62	5,884,375	5,767,891	11.3	11.5
6	651,176	63	8,487,315	6,283,259	7.7	10.4



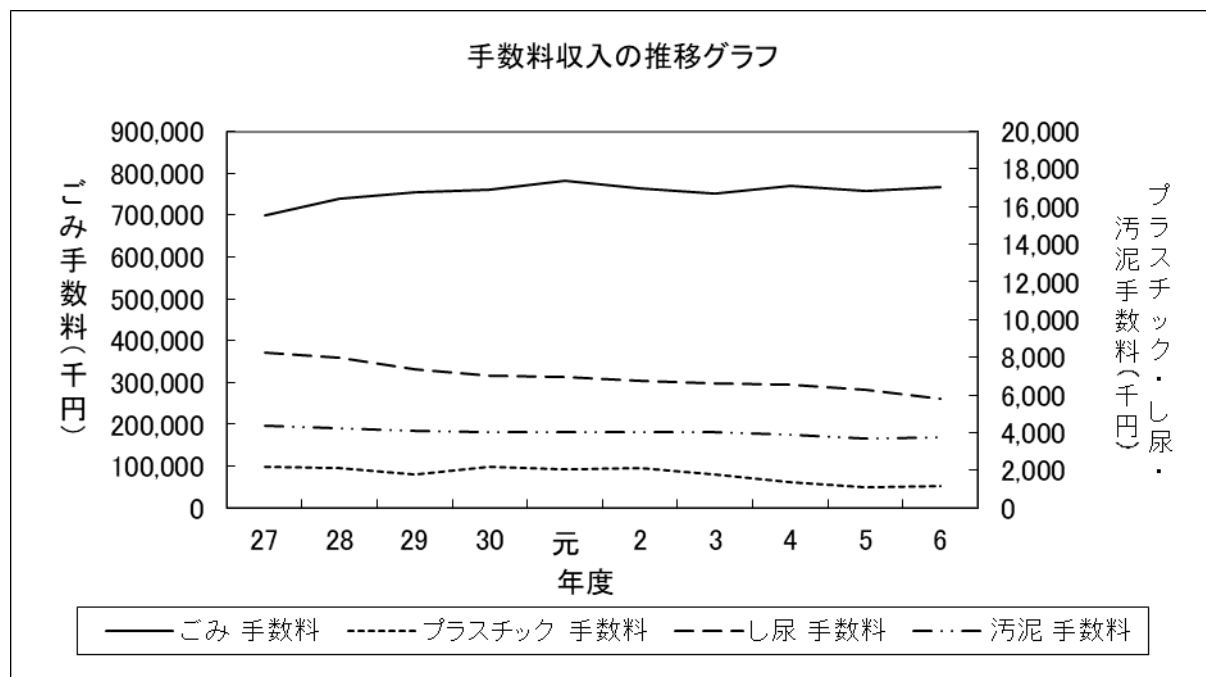
(3) 手数料収入の推移

(単位: 千円, %)

年度	ごみ		プラスチック		し尿		汚泥		手数料 合計 (A)	施設整備 を除いた 清掃費 (B)	A/B
	手数料	構成 比	手数料	構成 比	手数料	構成 比	手数料	構成 比			
27	698,902	97.9	2,160	0.3	8,267	1.2	4,344	0.6	713,673	5,847,633	12.0
28	737,930	98.1	2,132	0.3	7,986	1.1	4,227	0.6	752,275	5,841,890	12.9
29	753,115	98.3	1,812	0.2	7,386	1.0	4,126	0.5	766,439	5,468,443	14.0
30	761,177	98.3	2,189	0.3	7,002	0.9	4,011	0.5	774,379	5,504,132	14.1
元	783,180	98.4	2,080	0.3	6,974	0.9	4,039	0.5	796,274	5,782,573	13.8
2	765,124	98.3	2,114	0.3	6,731	0.9	4,046	0.5	778,015	5,915,309	13.2
3	752,472	98.4	1,816	0.2	6,627	0.9	4,020	0.5	764,935	5,641,121	13.6
4	770,847	98.5	1,406	0.2	6,545	0.8	3,871	0.5	782,668	5,670,906	13.8
5	757,845	98.6	1,100	0.1	6,303	0.8	3,676	0.5	768,924	5,767,891	13.3
6	765,877	98.6	1,154	0.1	5,821	0.7	3,778	0.5	776,630	6,283,259	12.4

注1 平成13年度から清掃工場直接搬入の家庭ごみ及びプラスチックの直接搬入を有料化した。

2 ごみ処理手数料には、犬・猫の死体処理手数料及び粗大ごみ処理手数料を含み、許可申請手数料は含まない。



5 ごみ量（市内全域）

年 度		令和5年度			令和6年度			増 減(前年比)		
暦日(日)		366			365			—		
人口(人)・(Z)		382,644	52,989	435,633	384,925	52,791	437,716	2,281	▲ 198	2,083
(各年度末現在 住基人口)										
区 分		旧柏地域	旧沼南地域	全域	旧柏地域	旧沼南地域	全域	旧柏地域	旧沼南地域	全域
家庭系ごみ	可燃ごみ	49,860	7,350	57,210	49,585	7,306	56,891	▲ 275	▲ 44	▲ 319
	不燃ごみ	6,236	635	6,871	6,177	639	6,816	▲ 59	4	▲ 55
	粗大ごみ	608	356	964	589	355	944	▲ 19	▲ 1	▲ 20
	小計(A)	56,704	8,341	65,045	56,351	8,300	64,651	▲ 353	▲ 41	▲ 394
	市民1人1日当り(g) (A)/(Z)/暦日	405	430	408	401	431	405	▲ 4	1	▲ 3
	容器包装プラスチック類	4,885	738	5,623	4,867	729	5,596	▲ 18	▲ 9	▲ 27
	資源品・資源ごみ	16,529	2,010	18,539	16,072	1,948	18,020	▲ 457	▲ 62	▲ 519
	使用済み小型家電	41	1	42	43	1	44	2	0	2
	小計(B)	21,455	2,749	24,204	20,982	2,678	23,660	▲ 473	▲ 71	▲ 544
	合計(C) (A)+(B)	78,159	11,090	89,249	77,333	10,978	88,311	▲ 826	▲ 112	▲ 938
事業系ごみ	市民1人1日当り(g) (C)/(Z)/暦日	558	572	560	550	570	553	▲ 8	▲ 2	▲ 7
	可燃ごみ	34,176	4,504	38,680	34,665	4,450	39,115	489	▲ 54	435
	不燃ごみ	602	136	738	600	128	728	▲ 2	▲ 8	▲ 10
	粗大ごみ	47	0	47	35	0	35	▲ 12	0	▲ 12
	小計(D)	34,825	4,640	39,465	35,300	4,578	39,878	475	▲ 62	413
	事業系プラスチック(a) (資源化分)	42	0	42	48	0	48	6	0	6
	事業系プラスチック(b) (その他)	21	0	21	18	0	18	▲ 3	0	▲ 3
	小計(E) (a)+(b)	63	0	63	66	0	66	3	0	3
計	合計(F) (D)+(E)	34,888	4,640	39,528	35,366	4,578	39,944	478	▲ 62	416
	資源化									
	資源品総量(G) (B)+(a)	21,497	2,749	24,246	21,030	2,678	23,708	▲ 467	▲ 71	▲ 538
	市民1人1日当り (g) (G)/(Z)/暦日	153	142	152	150	139	148	▲ 3	▲ 3	▲ 4
	(事業系含む) 総ごみ量									
	資源化を除く 総ごみ量(H) (A)+(D)+(b)	91,550	12,981	104,531	91,669	12,878	104,547	119	▲ 103	16
	市民1人1日当り (g) (H)/(Z)/暦日	654	669	656	652	668	654	▲ 2	▲ 1	▲ 2
	資源化を含む (I) (C)+(F)	113,047	15,730	128,777	112,699	15,556	128,255	▲ 348	▲ 174	▲ 522
	市民1人1日当り (g) (I)/(Z)/暦日	807	811	808	802	807	803	▲ 5	▲ 4	▲ 5

6 原価計算（ランニングコスト）

（１）ごみ処理・資源化

ア．令和６年度ごみ処理原価（柏市全域）

（単位：円）

区分	収集部門	処理部門
人件費	393,168,259	145,257,097
減価償却費	17,014,524	435,323,130
委託費	1,201,683,863	3,561,200,876
その他の経費	46,129,065	369,897,477
諸収入	△ 29,692,410	△ 800,519,410
部門原価	1,628,303,301	3,711,159,170
収集・処理量（ｔ）	85,629	140,531
1 ｔ 当たり部門原価	19,016	26,408
総原価	5,339,462,471	
総処理量（ｔ）	140,531	
1 ｔ 当たり総原価	37,995	
市民一人当たり原価	12,198	
1 世帯当たり原価	25,410	

注１ 人口及び世帯数は、令和６年度末現在の住民基本台帳人口を使用している。

２ ごみ焼却に要した放射能対策費の事業補助金及び放射能対策費弁償金については、受け入れた会計年度の原価に反映している。

３ 原価の計算方法は、全国都市清掃会議作成の「廃棄物処理事業原価計算の手引」に準拠している。

イ．旧柏地域のごみ処理原価

（単位：円）

区分	収集部門		処理部門		
	可燃ごみ・プラスチック	資源品	可燃ごみ	資源品	プラスチック
人件費	388,376,485	4,791,774	112,216,785	2,416,555	2,670,682
減価償却費	17,014,524	0	359,725,948	32,553,393	0
委託費	628,799,309	373,682,254	2,523,665,334	349,422,245	322,208,589
その他の経費	46,016,471	112,594	30,276,142	103,134,790	660
諸収入	△ 29,692,410	0	△ 213,043,341	△ 555,500,820	△ 1,583,553
部門原価	1,050,514,379	378,586,622	2,812,840,868	△ 67,973,837	323,296,378
	1,429,101,001		3,068,163,409		
収集・処理量（ｔ）	59,028	16,116	102,214	16,501	4,935
	75,144		123,650		
1 ｔ 当たり部門原価	17,797	23,491	27,519	△ 4,119	65,511
	19,018		24,813		
総原価	4,497,264,410				
総処理量（ｔ）	123,650				
1 ｔ 当たり総原価	36,371				
市民一人当たり原価	11,683				
1 世帯当たり原価	24,221				

注１ 可燃ごみには、不燃ごみ・粗大ごみの収集・処理原価を含む。

２ 人口及び世帯数は、令和６年度末現在の住民基本台帳人口を使用している。

[参考]

① 1 t 当たり部門原価の推移（可燃ごみ・プラスチック）（単位：円）										
年度	27	28	29	30	元	2	3	4	5	6
収集原価	16,147	16,718	16,361	15,553	15,655	16,744	15,376	15,931	17,682	17,797
処理原価	26,016	26,794	21,782	24,696	25,267	25,043	22,695	23,003	22,938	27,519

注 処理原価には、プラスチックの処理原価を含まない。

② 1 t 当たり部門原価の推移（資源品・プラスチック）											(単位：円)	
年度		27	28	29	30	元	2	3	4	5	6	
資源品	収集原価	16,711 (19,678)	17,556 (20,518)	18,447 (21,409)	18,722 (21,680)	19,233 (22,187)	18,694 (21,507)	19,662 (22,753)	20,597 (23,683)	22,289 (25,460)	23,491 (26,440)	
	処理原価	5,848	7,850	4,791	5,672	13,043	12,094	5,703	△ 5,024	△ 2,158	△ 4,119	
	町会等報償金	60,692,460	58,204,860	55,609,920	55,225,860	54,711,870	57,481,290	54,918,570	52,536,480	48,892,260	47,523,030	
	資源品等売却代	343,434,550	303,095,219	352,860,424	316,034,422	168,326,508	174,467,454	394,280,993	457,171,098	375,253,432	456,791,420	
	プラスチック処理原価	44,402	47,839	49,378	53,974	53,375	53,755	53,399	56,245	61,656	65,511	

注 1 （ ）内は町会等報償金を含んでいる。

- プラスチックについては、平成 1 3 年度に柏市廃棄物処理業協業組合のプラスチック圧縮保管施設が稼動したため、プラスチック製容器包装材に容器包装リサイクル法を適用している。
- 資源品処理原価については、柏市リサイクルプラザの稼動に伴い、平成 1 4 年度から施設関係経費を含んでいる。

ウ. 旧沼南地域のごみ収集処理原価

(単位：円)

区分	収集部門		処理部門	
	可燃ごみ	不燃ごみ等	可燃ごみ	不燃ごみ等
人件費	0	0	27,953,075	0
減価償却費	0	0	43,043,789	0
委託費	68,778,600	130,423,700	187,453,396	178,451,312
その他の経費	0	0	232,708,854	3,777,031
諸収入	0	0	△ 795,590	△ 29,596,106
部門原価	68,778,600	130,423,700	490,363,524	152,632,237
	199,202,300		642,995,761	
収集・処理量 (t)	7,218	3,267	13,155	3,726
	10,485		16,881	
1 t 当たり部門原価	9,529	39,922	37,276	40,964
	18,999		38,090	
総原価	842,198,061			
総処理量 (t)	16,881			
1 t 当たり総原価	49,890			
市民一人当たり原価	15,953			
1 世帯当たり原価	34,437			

- 注 1 可燃ごみの処理原価については、共同処理のため、柏市（旧沼南地域）及び鎌ヶ谷市の合計の額から負担金按分率を用いて算定したものである。
- 2 不燃ごみ等には、プラスチック、粗大ごみ、資源ごみ、危険・有害物、ペットボトルの原価を含む。
- 3 平成 1 8 年度より減価償却費（定額制）を用いて算定。

[参考]

① 1 t 当たり部門原価の推移（可燃ごみ）（単位：円）										
年度	27	28	29	30	元	2	3	4	5	6
収集原価	8,540	8,566	8,802	8,847	8,871	8,781	8,831	8,943	9,307	9,529
処理原価	57,051	28,946	35,626	36,954	33,602	33,248	33,749	38,985	37,379	37,276

② 1 t 当たり部門原価の推移（不燃ごみ等）（単位：円）										
年度	27	28	29	30	元	2	3	4	5	6
収集原価	27,474	28,719	29,723	30,487	30,707	28,953	35,128	36,589	38,324	39,922
処理原価	34,242	34,504	36,906	37,204	36,954	35,677	38,718	37,305	40,737	40,964
参考 資源品等売却代	17,107,642	14,084,533	17,960,588	17,691,229	16,586,377	16,925,470	17,569,669	29,196,842	27,562,412	29,596,106

(2) し尿処理

ア. 令和6年度し尿処理原価（柏市全域）

（単位：円）

	収集部門	処理部門
人件費	6,985,543	26,418,250
減価償却費	0	102,046,804
その他の経費	78,094,060	580,946,890
諸収入	0	△ 1,885,521
部門原価	85,079,603	707,526,423
収集・処理量（k1）	2,671	43,189
1 k 1 当たり部門原価	31,853	16,382
総原価	792,606,026	
総処理量（k1）	43,189	
1 k 1 当たり総原価	18,352	

注 旧沼南地域の処理部門各数値には白井市・鎌ヶ谷市分を含む。

イ. 旧柏地域のし尿処理原価

（単位：円）

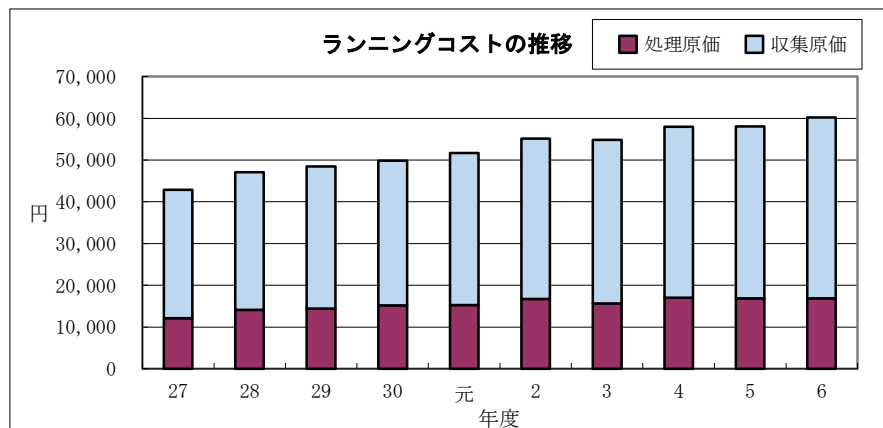
	収集部門	処理部門
人件費	6,985,543	6,531,380
減価償却費	0	19,661,466
その他の経費	52,800,000	216,010,305
諸収入	0	△ 1,785,511
部門原価	59,785,543	240,417,640
収集・処理量（k1）	1,381	14,222
1 k 1 当たり部門原価	43,291	16,904
総原価	300,203,183	
総処理量（k1）	14,222	
1 k 1 当たり総原価	21,108	

〔参考〕旧柏地域の1 k 1 当たり部門原価の推移

（単位：円）

年度	27	28	29	30	元	2	3	4	5	6
収集	30,729	33,006	34,039	34,720	36,518	38,415	39,228	40,958	41,205	43,291
処理	12,102	14,093	14,390	15,117	15,195	16,767	15,628	17,014	16,871	16,904

注 し尿処理量は、減少の傾向にあるものの汲み取り対象世帯が点在化しているため、収集効率が低下している。



ウ．旧沼南地域のし尿処理原価

(単位：円)

	収集部門	処理部門
人件費	—	19,886,870
減価償却費	—	82,385,338
その他の経費	25,294,060	364,936,585
諸収入	0	△ 100,010
部門原価	25,294,060	467,108,783
収集・処理量 (k1)	1,290	28,967
1 k 1 当たり部門原価	19,608	16,126
総原価	492,402,843	
総処理量 (k1)	28,967	
1 k 1 当たり総原価	16,999	

注 平成18年度分から減価償却費（定額制）を用いて算定。

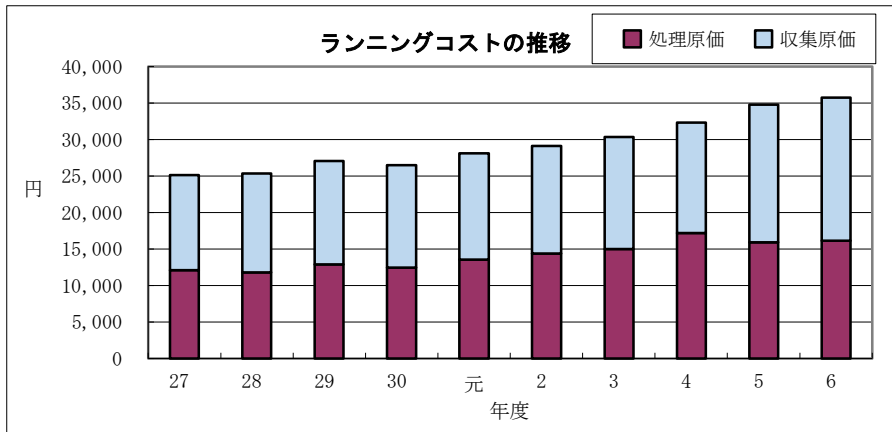
注 処理部門の各数値は柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合全体分。

[参考] 旧沼南地域の1 k 1 当たり部門原価の推移

(単位：円)

年度	27	28	29	30	元	2	3	4	5	6
収集	13,053	13,499	14,149	13,998	14,551	14,723	15,303	15,131	18,834	19,608
処理	12,069	11,814	12,872	12,456	13,539	14,380	15,021	17,152	15,917	16,126

注 し尿処理量は、減少の傾向にあるものの汲み取り対象世帯が点在化しているため、収集効率が低下している。



I 部

（旧柏地域）

第 1 章

ごみ処理事業

1 ごみの分別方法及び処理方法

令和6年4月1日現在

(旧柏地域)

	資源品	可燃ごみ	容器包装 プラスチック類	不燃ごみ	有害ごみ	粗大ごみ
ごみの 種類	古紙類(新聞紙, 段ボール,雑誌・ ざつ紙) 紙パック類 古着・古布類 PET ボトル 空ビン類 空カン類 金属類	台所ごみ 紙くず ビデオテー プ類 草木ごみ	プラスチック製 容器包装材	一辺 1.2m未 満の小型家具 類 皮革製品 ガラス・陶磁器 類 容器包装以外 のプラスチック 製品	乾電池 水銀体温 計 蛍光管 ライター	ベッド,学習机, ソファー, 一辺 1.2m以上 の家具類 布団
収集 容器	カン,ビン, PET ボトルは市 指定の回収袋 他は指定なし	指定袋 (赤色)	指定袋 (黄色)	中身の見える ビニール袋 (入らないもの はそのまま)	中身の 見 えるビニー ル袋	—
収集 回数	月2回	週2回	週1回	月2回	月2回	申込み制
収集 方法	ステーション方式					戸別収集
収集の 対象	一般家庭					
収集 形態	委託 (民間事業者)	直営/ 委託(民間事業者)		委託 (民間事業者)	委託(民間 事業者)	委託 (民間事業者)
処理 方法	再生資源化 (容器包装リサイ クル法に基づく 指定法人への 再商品化委託 または売却)	焼却処理 (焼却灰は最 終処分)	再生資源化 (容器包装リサイ クル法に基づく 指定法人への 再商品化委託)	破碎処理 (破碎残渣は 焼却,磁性物 は資源化)	再生処理	不燃ごみと同 様 (状態のよい一 部の家具は売 却)
処理 施設	柏市リサイクル プラザ	柏市清掃工 場／柏市第 二清掃工場	プラスチック圧 縮保管施設	柏市清掃工場 粗大ごみ処理 施設	民間施設 (委託処理)	柏市清掃工場 粗大ごみ処理 施設／ 柏市リサイクル プラザ(リボン 館)

2 ごみ量

(1) 令和5年度, 令和6年度のごみ量の増減

(単位:t)

区分	年度		令和5年度	令和6年度	増減	備考
	人口(人)・(Z) (※年度末住基人口)		382,644	384,925	2,281	
家庭系ごみ	可燃系	可燃ごみ	49,860	49,585	▲ 275	
		不燃ごみ	6,236	6,177	▲ 59	
		粗大ごみ	608	589	▲ 19	
		小計(A)	56,704	56,351	▲ 353	
		市民一人一日当り(g) (A)/(Z)/暦日	405	401	▲ 4	
	資源化	容器包装プラスチック類	4,885	4,867	▲ 18	
		資源品	16,529	16,072	▲ 457	
		使用済み小型家電	41	43	2	
		小計(B)	21,455	20,982	▲ 473	
	合計(C) (A) + (B)		78,159	77,333	▲ 826	
	市民一人一日当り(g) (C)/(Z)/暦日		558	550	▲ 8	
事業系ごみ	可燃系	可燃ごみ	34,176	34,665	489	
		不燃ごみ	602	600	▲ 2	
		粗大ごみ	47	35	▲ 12	
		事業系プラスチック	21	18	▲ 3	
		小計(D)	34,846	35,318	472	
	資源化	事業系プラスチック	42	48	6	
		小計(E)	42	48	6	
	合計(F) (D) + (E)		34,888	35,366	478	
計	資源化	資源品総量(G) (B) + (E)	21,497	21,030	▲ 467	
		日平均排出量 (G)/暦日	59	58	▲ 1	
		市民一人一日当り(g) (G)/(Z)/暦日	153	150	▲ 3	
	総ごみ量	総ごみ量(H) (C) + (F)	113,047	112,699	▲ 348	
		日平均排出量 (H)/暦日	309	309	0	
		市民一人一日当り(g) (H)/(Z)/暦日	807	802	▲ 5	

注 数値の端数は四捨五入しているため, 増減量が合わない場合がある。

(2) ごみ量の推移

ア. 家庭系ごみ量の推移

(単位:t)

年度	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	小計	プラスチック	資源品	小計	総計
27	46,305	7,522	489	54,316	5,423	20,459	25,882	80,198
28	47,376	7,126	480	54,982	5,274	19,648	24,922	79,904
29	49,436	7,048	469	56,953	5,229	18,780	24,009	80,962
30	49,883	7,035	495	57,413	5,286	18,673	23,959	81,372
元	51,127	7,174	532	58,833	5,216	18,522	23,738	82,571
2	52,990	7,989	576	61,555	5,464	19,449	24,913	86,468
3	52,627	7,214	625	60,466	5,246	18,594	23,840	84,306
4	52,028	6,649	640	59,317	5,073	17,795	22,868	82,185
5	49,860	6,236	608	56,704	4,885	16,570	21,455	78,159
6	49,585	6,177	589	56,351	4,867	16,115	20,982	77,333

注1 粗大ごみは、平成8年10月から有料化となり、搬入量を記録している。

2 プラスチックについては、平成7年度から分別を開始し、平成12年度から容器包装リサイクル法を適用し、本格的に資源化を開始した。

3 有害ごみは、不燃ごみに含まれている。

イ. 事業系ごみ量の推移

(単位:t)

家庭系+事業系 (単位:t)

年度	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	小計	プラスチック	小計	総計	ごみ量	資源品量	総量
27	32,649	440	142	33,231	125	125	33,356	87,604	25,950	113,554
28	34,582	523	172	35,277	124	124	35,401	90,319	24,986	115,305
29	35,478	421	166	36,065	105	105	36,170	93,064	24,068	117,132
30	35,729	426	158	36,313	127	127	36,440	93,778	24,034	117,812
元	38,255	454	160	38,869	121	121	38,990	97,753	23,808	121,561
2	33,111	512	117	33,740	118	118	33,858	95,336	24,990	120,326
3	33,645	487	91	34,223	104	104	34,327	94,724	23,909	118,633
4	34,566	480	96	35,142	80	80	35,222	94,486	22,921	117,407
5	34,176	602	47	34,825	63	63	34,888	91,550	21,497	113,047
6	34,665	600	35	35,300	66	66	35,366	91,669	21,030	112,699

注1 不法投棄ごみは、平成26年度から令和4年度までは家庭系可燃ごみ・家庭系不燃ごみ・家庭系粗大ごみに含んでいる。

令和5年度からは、事業系可燃ごみ・事業系不燃ごみ・事業系粗大ごみに含んでいる。

注2 平成27年度以降は、事業系可燃プラスチックを資源品量に含んでいる。

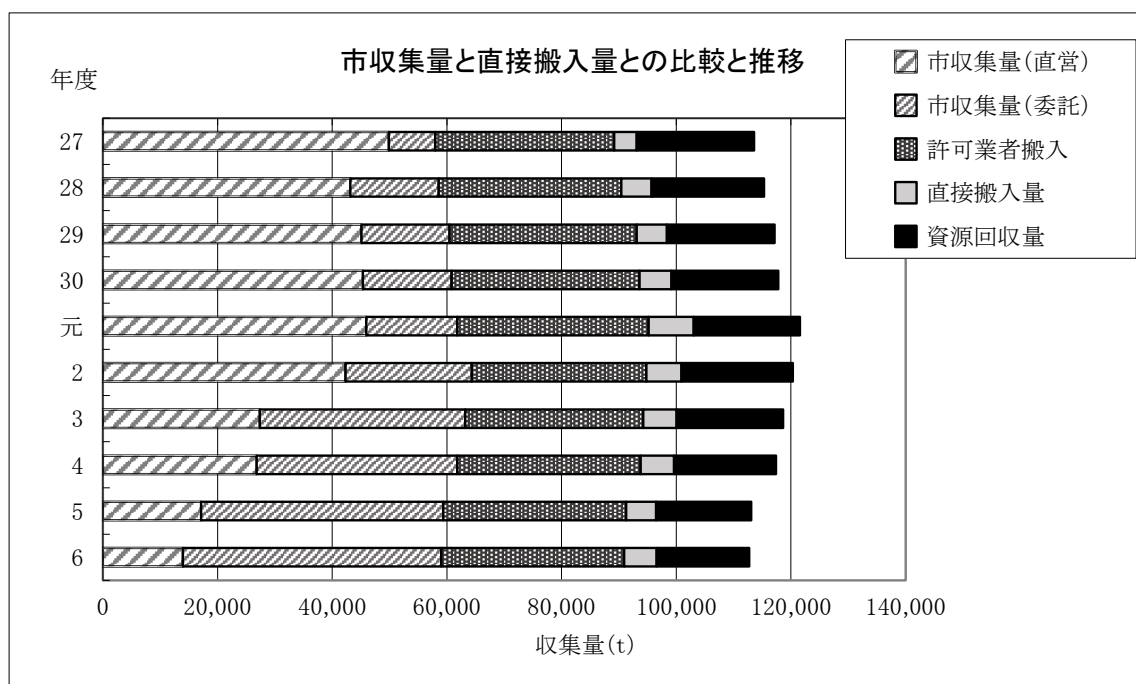
3 ごみの収集・直接搬入

(1) 収集量の推移

(単位:t)

年度	市収集量(直営)	市収集量(委託)	許可業者搬入	直接搬入量	資源回収量	総量
27	49,857	8,118	31,206	3,914	20,459	113,554
28	43,186	15,390	31,862	5,219	19,648	115,305
29	45,104	15,374	32,615	5,259	18,780	117,132
30	45,343	15,463	32,764	5,569	18,673	117,812
元	45,926	15,851	33,421	7,841	18,522	121,561
2	42,333	22,004	30,467	6,073	19,449	120,326
3	27,376	35,832	31,048	5,783	18,594	118,633
4	26,830	34,960	32,017	5,805	17,795	117,407
5	17,134	42,246	31,858	5,239	16,570	113,047
6	13,969	45,030	31,923	5,662	16,115	112,699

注1 平成27年10月から、家庭ごみ収集の一部委託化を行った。



(2) 市収集量及び直接搬入量の実績と推移

ア. 年度別推移

年度	人口(Y) (各年度末現在)	市収集量 (直営＋委託)								
		可燃 ごみ	不燃 ごみ	粗大 ごみ	プラス チック	計	収集 日数	収集 日量	可燃 ごみ	不燃 ごみ
27	357,576	45,295	6,769	489	5,423	57,975	260	223	33,660	1,193
28	361,036	46,442	6,380	480	5,275	58,577	259	226	35,516	1,269
29	364,723	48,512	6,269	469	5,228	60,478	259	234	36,402	1,200
30	368,629	48,819	6,206	495	5,286	60,806	259	235	36,793	1,255
元	373,428	49,730	6,300	532	5,215	61,777	259	239	39,652	1,328
2	376,566	51,361	6,936	576	5,464	64,337	259	248	34,740	1,565
3	378,201	51,166	6,173	625	5,244	63,208	259	244	35,106	1,528
4	381,066	50,380	5,697	640	5,073	61,790	259	239	36,214	1,432
5	382,644	48,568	5,319	608	4,885	59,380	259	229	35,468	1,519
6	384,925	48,258	5,285	589	4,867	58,999	257	230	35,992	1,492

注1 平成27, 令和元, 5年度の日平均排出量は, 366日(うるう年)で算出している。

2 数値の端数は四捨五入しているため, 合計が合わない部分がある。

イ. 令和6年度月別

月	人口(Y) (各月末現在)	市収集量 (直営＋委託)								
		可燃 ごみ	不燃 ごみ	粗大 ごみ	プラス チック	計	収集 日数	収集 日量	可燃 ごみ	不燃 ごみ
4	383,780	4,499	475	52	379	5,405	22	246	3,015	142
5	383,930	4,436	510	50	474	5,472	23	238	3,165	148
6	383,872	3,903	437	48	371	4,760	20	238	3,080	129
7	384,164	4,402	377	49	465	5,293	23	230	3,323	122
8	384,231	4,081	416	54	373	4,923	22	224	3,151	121
9	384,343	3,990	413	44	365	4,811	21	229	3,001	106
10	384,593	4,156	438	50	460	5,104	23	222	3,176	130
11	384,596	3,841	467	49	372	4,729	21	225	2,934	102
12	384,719	4,174	576	52	381	5,182	21	247	3,094	153
1	384,713	3,919	412	48	488	4,866	20	243	2,715	113
2	384,527	3,216	386	46	359	4,008	20	200	2,506	101
3	384,925	3,641	378	47	380	4,446	21	212	2,832	125
計	—	48,258	5,285	589	4,867	58,999	257	230	35,992	1,492

注1 数値の端数は四捨五入しているため, 合計が合わない部分がある。

(単位:t) (単位:g)

直接搬入量 (許可業者+直接搬入)					資源品 収集量 (資源組合)	小型家電 回収量	総量 (X)	日平均 排出量 (B) X/暦日	一人当たり 排出量 X/Y/暦日
粗大 ごみ	プラス チック	計	搬入 日数	搬入 日量					
142	126	35,120	308	114	20,455	4	113,554	310	868
173	124	37,081	308	120	19,645	3	115,306	316	875
166	106	37,874	310	122	18,776	4	117,132	321	880
158	127	38,333	310	124	18,645	28	117,812	323	876
160	122	41,262	310	133	18,488	34	121,561	332	889
117	118	36,540	308	119	19,400	49	120,326	330	875
91	106	36,831	307	120	18,548	46	118,633	325	859
96	80	37,822	308	123	17,753	42	117,407	322	844
47	63	37,097	310	120	16,529	41	113,047	309	807
35	66	37,585	311	121	16,072	43	112,699	308	800

(単位:t) (単位:g)

直接搬入量 (許可業者+直接搬入)					資源品 収集量 (資源組合)	小型家電 回収量	総量 (X)	日平均 排出量 (B) X/暦日	一人当たり 排出量 X/Y/暦日
粗大 ごみ	プラス チック	計	搬入 日数	搬入 日量					
11	6	3,174	26	122	1,472	4	10,054	335	873
2	6	3,321	28	119	1,474	4	10,271	331	863
6	6	3,220	25	129	1,378	3	9,362	312	813
2	7	3,453	27	128	1,236	3	9,985	322	838
2	6	3,281	27	122	1,307	4	9,515	307	799
3	6	3,117	25	125	1,249	3	9,181	306	796
2	6	3,314	27	123	1,236	3	9,657	312	810
2	5	3,042	26	117	1,368	3	9,143	305	792
3	5	3,255	26	125	1,626	4	10,067	325	844
0	4	2,833	24	118	1,263	5	8,967	289	752
1	4	2,612	24	109	1,242	3	7,865	271	705
1	5	2,962	26	114	1,221	4	8,633	278	724
35	66	37,585	311	121	16,072	43	112,699	308	800

(3) 令和6年度粗大ごみ品目別集計表

ア. 家具類

(単位：件、個)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
受付件数	950	939	882	976	1,040	902	979	897	953	953	921	914	11,306
ソファーベッド	33	34	31	33	33	20	32	44	27	35	38	32	392
ベ ッ ド	121	130	114	123	133	112	123	99	109	119	113	124	1,420
ベッド枠のみ	53	34	44	32	40	38	36	30	45	41	43	56	492
スプリング入り マットレス	196	178	171	191	176	134	189	153	169	178	168	158	2,061
ソファー	217	223	222	271	242	231	238	232	223	196	213	185	2,693
食器戸棚	65	50	62	42	59	46	64	62	55	49	55	64	673
タ ン ス	187	129	123	118	152	123	108	119	178	138	121	160	1,656
本 棚	121	95	82	96	120	98	93	117	103	90	94	108	1,217
下 駄 箱	8	7	7	4	5	11	5	4	8	5	6	3	73
机	58	48	47	27	49	41	44	26	35	47	50	40	512
座 卓	44	32	35	39	70	47	33	50	43	44	32	40	509
サイドボード	11	10	11	14	14	10	10	10	9	8	9	11	127
テーブル	56	44	49	50	47	47	60	60	62	45	39	52	611
エレクトーン	12	14	6	15	12	9	17	21	17	6	17	15	161
物干し台	11	8	14	7	10	7	6	6	5	10	12	7	103
ライティング デスク	11	18	12	13	14	8	17	14	19	15	22	13	176
マッサージ椅子	19	18	25	14	20	20	20	14	18	19	24	16	227
オーディオ ラック	2	0	2	1	3	0	0	4	0	1	2	1	16
そ の 他	229	266	256	306	368	306	307	285	282	303	291	297	3,496
計(点数)	1,454	1,338	1,313	1,396	1,567	1,308	1,402	1,350	1,407	1,349	1,349	1,382	16,615

イ. 布団類

(単位：件、個)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
受付件数	443	606	474	532	486	364	475	516	491	422	390	354	5,553
布団(枚数)	995	1,429	1,129	1,304	1,171	886	1,186	1,374	1,216	974	844	768	13,276
座布団(枚数)	185	305	223	213	228	122	245	285	323	197	175	128	2,629

ウ. 回収件数

(単位：件)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
回収件数	1,339	1,465	1,305	1,452	1,452	1,233	1,398	1,373	1,399	1,317	1,235	1,210	16,178

注 品目別の件数は当該月内の回収件数で、申込み件数とは異なる。

(4) 令和6年度月別焼却対象物搬入量

ア. 北部クリーンセンター

(単位: kg)

月	可燃ごみ	不燃・粗大 破碎物	し尿汚泥	プラ残渣	資源残渣	その他	災害 対応	計
4月	4,427,920	724,200	67,960	38,380	24,480	49,930	0	5,332,870
5月	4,405,620	698,130	57,360	42,150	37,730	45,440	0	5,286,430
6月	3,975,750	641,340	17,640	37,540	25,410	39,110	0	4,736,790
7月	4,534,210	540,830	82,180	36,970	22,150	53,630	0	5,269,970
8月	4,282,000	570,990	50,210	38,110	15,020	36,900	0	4,993,230
9月	2,221,140	552,830	27,940	35,600	15,150	46,800	0	2,899,460
10月	4,343,490	580,900	25,960	38,850	19,570	43,260	0	5,052,030
11月	1,768,400	594,860	49,690	34,420	32,490	47,730	0	2,527,590
12月	4,278,470	774,760	49,680	36,400	16,470	44,210	0	5,199,990
1月	2,450,860	547,160	26,480	40,330	18,460	38,870	0	3,122,160
2月	3,405,100	523,720	41,470	31,500	13,030	36,480	0	4,051,300
3月	3,894,920	500,210	24,820	34,560	20,130	49,490	0	4,524,130
計	43,987,880	7,249,930	521,390	444,810	260,090	531,850	0	52,995,950

イ. 南部クリーンセンター

(単位: kg)

月	可燃ごみ	粗大	し尿汚泥	プラ残渣	資源残渣	その他	災害 対応	計
4月	3,086,040	2,410	0	0	0	0	0	3,088,450
5月	3,195,140	3,280	0	0	0	0	0	3,198,420
6月	3,006,850	2,530	0	0	0	0	0	3,009,380
7月	3,190,410	2,980	0	0	0	0	0	3,193,390
8月	2,949,830	2,550	0	0	0	0	0	2,952,380
9月	4,770,030	2,060	0	0	0	0	0	4,772,090
10月	2,988,520	2,870	0	0	0	0	0	2,991,390
11月	5,006,470	3,190	0	0	0	0	0	5,009,660
12月	2,989,390	2,840	0	0	0	0	0	2,992,230
1月	4,182,330	1,550	0	0	0	0	0	4,183,880
2月	2,317,170	1,790	0	0	0	0	0	2,318,960
3月	2,578,520	1,770	0	0	0	0	0	2,580,290
計	40,260,700	29,820	0	0	0	0	0	40,290,520

(5) 焼却対象物搬入量の実績と推移

(単位:t)

年度	南北クリーンセンター搬入量				合計
	可燃ごみ	不燃・粗大破砕物等	し尿汚泥	残渣・災害対応等	
27	78,941	8,206	813	1,365	89,325
28	81,896	7,894	686	1,530	92,006
29	84,853	7,384	701	1,677	94,615
30	85,540	6,987	583	1,359	94,469
元	88,350	7,428	629	2,881	99,288
2	86,031	8,344	649	1,491	96,515
3	86,104	7,746	559	1,430	95,839
4	86,352	7,536	547	1,445	95,879
5	84,035	7,216	567	1,235	93,053
6	84,250	7,280	521	1,237	93,288

注1 数値の端数は四捨五入しているため、合計値が合わない部分がある。

(6) ごみ出し困難者支援収集

年度	2	3	4	5	6
利用件数	70	173	280	409	550
収集量(t)	8.1	40.7	59.4	79.3	99.0

注1 令和2年度の実績は、10月から3月までの数値としている。

2 利用件数は年度末時点の受付（累計）件数としている。

3 利用件数、収集量は沼南地域分を含んでいる。

4 ごみの処理

(1) 令和6年度月別焼却処理日量

ア. 北部クリーンセンター

(単位：t, 日, t/日)

月	搬入量	焼却量	稼働日数	日量
4月	5,333	5,772	30	192
5月	5,286	6,163	31	199
6月	4,737	5,881	30	196
7月	5,270	5,914	31	191
8月	4,993	5,209	30	174
9月	2,899	2,765	16	173
10月	5,052	5,729	31	185
11月	2,528	2,891	30	96
12月	5,200	5,522	31	178
1月	3,122	3,324	30	111
2月	4,051	4,726	27	175
3月	4,524	5,702	31	184
計	52,996	59,598	348	171
(暦日)			366	163

イ. 南部クリーンセンター

(単位：t, 日, t/日)

月	搬入量	焼却量	稼働日数	日量
4月	3,089	4,076	30	136
5月	3,199	3,567	31	115
6月	3,009	247	3	82
7月	3,194	3,058	29	105
8月	2,952	3,696	31	119
9月	4,772	4,872	30	162
10月	2,991	4,497	31	145
11月	5,010	5,503	30	183
12月	2,992	2,799	25	112
1月	4,184	2,382	23	104
2月	2,319	3,083	28	110
3月	2,580	4,243	31	137
計	40,291	42,023	322	131
(暦日)			366	115

注1 搬入量は焼却のため各クリーンセンターに搬入した量、焼却量はごみホッパへ投入した量を集計している。

2 数値の端数は四捨五入しているため、合計が合わない部分がある。

(2) 破碎処理の実績と推移

(単位：t)

年度	破碎処理施設処理量	内 訳	
		破碎物	磁性物
27	9,026	7,682	863
28	8,545	7,330	692
29	8,022	6,868	677
30	7,545	6,950	595
元	8,038	7,439	599
2	8,661	7,967	694
3	8,287	7,688	599
4	8,033	7,497	536
5	7,656	7,174	482
6	7,723	7,250	473

注 平成12年度以降の破碎処理施設処理量は、防火・防塵対策用の注水量を含んでいる。

(3) 民間最終処分場への搬入実績

(単位：t)

年度	北部クリーンセンター		南部クリーンセンター		合計
	固化灰	不燃残渣	飛灰固化物	主灰	
元	4,540	2,491	1,237	2,820	11,088
2	3,891	2,410	1,256	2,981	10,538
3	3,872	2,233	1,141	3,018	10,265
4	4,033	2,173	969	2,953	10,129
5	4,034	2,238	952	2,867	10,091
6	3,761	2,166	1,204	3,132	10,263

注 数値の端数は四捨五入しているため、合計が合わない部分がある。

5 ごみの組成

(1) 北部クリーンセンター 可燃ごみの組成

(単位：％)

		令和5年度 (4回の平均)	令和6年度				
			6.5.7 実施	6.8.2 実施	6.11.8 実施	7.2.4 実施	平均
可 燃 性	紙・布類	35.63	36.40	39.80	27.90	35.60	34.93
	ビニール・合成樹脂・ ゴム・皮革類	28.05	27.30	21.50	25.80	26.50	25.28
	木・わら・竹類	16.00	12.40	17.90	22.30	16.30	17.23
	厨芥類	12.20	4.30	8.80	13.10	6.60	8.20
	小計	91.88	80.40	88.00	89.10	85.00	85.63
不 燃 性	金属類	1.80	2.50	1.60	1.40	2.90	2.10
	ガラス・陶器類	2.13	0.80	0.60	0.40	1.20	0.75
	石・コンクリート	0.53	0.80	1.20	0.10	4.20	1.58
	小計	4.45	4.10	3.40	1.90	8.30	4.43
そ の 他		3.68	15.50	8.60	9.00	6.70	9.95
合 計		100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00

注 1 清掃工場内可燃ピット（上，中，下層の3層）で、家庭系・事業系を合わせた焼却ごみから採取している。

2 数値の端数は四捨五入しているため、合計が合わない部分がある。

(2) 南部クリーンセンター 可燃ごみの組成

(単位：％)

		令和5年度 (4回の平均)	令和6年度				
			6.6.3 実施	6.9.3 実施	6.12.3 実施	7.3.4 実施	平均
可 燃 性	紙・布類	53.10	59.10	57.70	47.20	51.60	53.90
	ビニール・合成樹脂・ ゴム・皮革	20.93	9.10	21.20	26.40	26.50	20.80
	木・わら・竹	10.18	7.30	8.00	12.70	4.60	8.15
	厨芥類	10.08	20.10	4.00	6.40	7.40	9.48
不燃物		1.53	0.00	0.90	3.40	2.50	1.70
その他		4.20	4.40	8.20	3.90	7.40	5.98
合 計		100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00

注 数値の端数は四捨五入しているため、合計が合わない部分がある。

6 不法投棄

(1) 不法投棄の処理状況

年度		27	28	29	30	元	2	3	4	5	6
総処理件数(件)		259	244	203	235	142	212	222	179	76	41
内訳	市処理件数(件)	254	231	197	230	139	208	220	176	74	37
	委託処理件数 (車両)(台)	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0
	委託処理件数 (廃棄物)(件)	5	5	6	5	3	4	2	3	2	4
総処理量(t)		29	26	23	21	18	23	18	15	9	7
内訳	市処理量(t)	16	17	13	11	10	13	11	9	3	2
	委託処理量(t)	13	9	10	10	8	10	7	6	6	5

注1 総処理件数には、車両処理台数が含まれる。

2 20年度から沼南地域分を含む。

(2) 不法投棄の通報件数

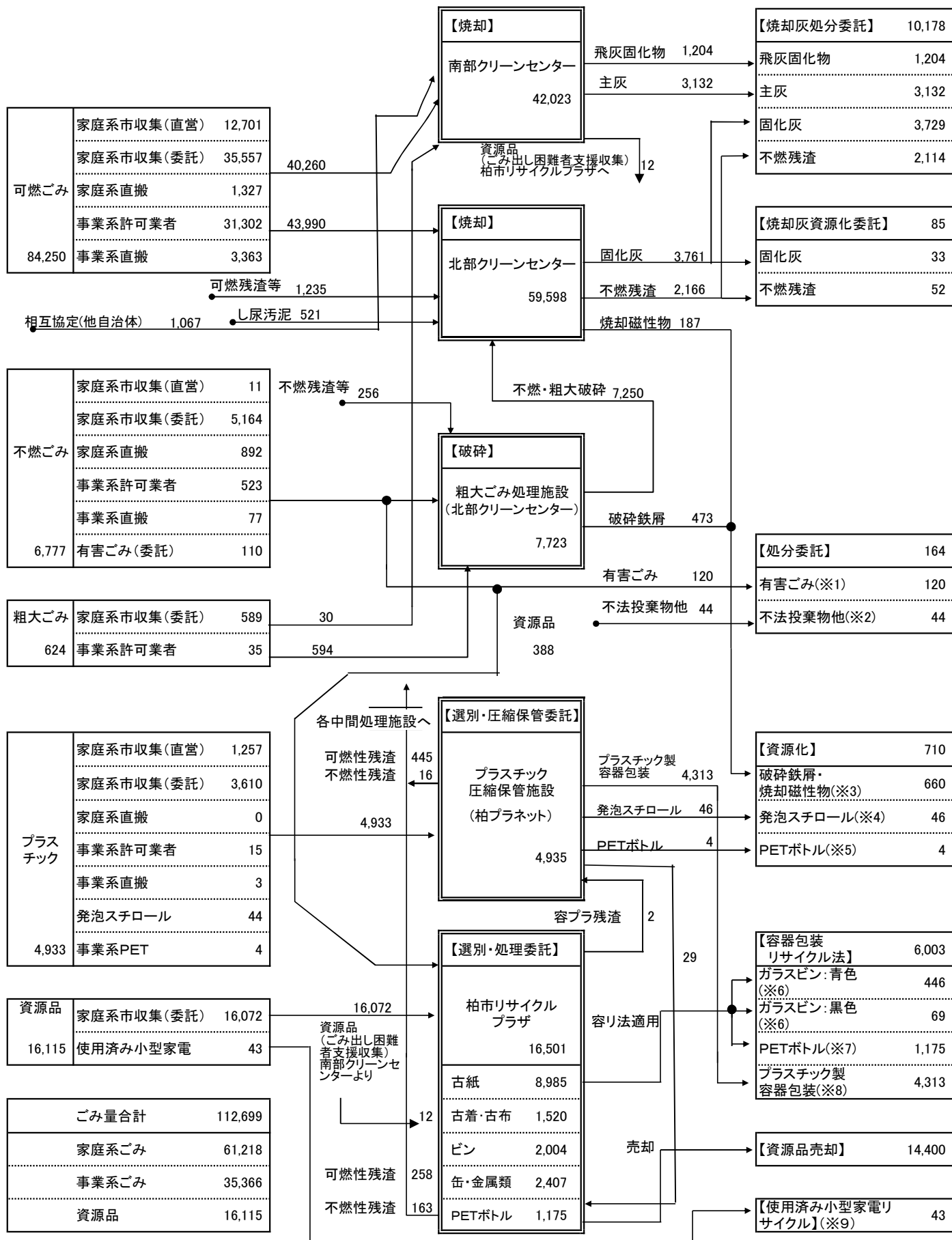
年度	27	28	29	30	元	2	3	4	5	6
美化サポーター	5	6	14	3	4	5	55	42	20	23
市民	216	149	83	169	67	148	123	125	43	12
市職員	33	76	100	58	68	55	42	9	11	2
計	254	231	197	230	139	208	220	176	74	37

注1 平成19年度から「環境美化推進員」を「柏市美化サポーター」と改め、令和7年3月31日現在
個人37名、団体11で構成されている。

2 20年度から沼南地域分を含む。

7 旧柏地域ごみ処理の流れ

(単位:t)



注 数値の端数は四捨五入しているため、合計が合わないことがある。

注 北部及び南部クリーンセンターにおける焼却・破碎処理については、工程の都合上搬入量と処理量に差異が生じる。

注 柏プラネット及び柏市リサイクルプラザにおいては、搬入物のうち年度内に処理しきれない部分が生じるため、搬出量と搬入量に差異が生じる。

(単位：t)

No.	処理先（委託先等）	処理量	処理方法
※ 1	(北海道北見市) 野村興産(株)	120	重金属類を資源化处理
※ 2	→(茨城県ひたちなか市)(株)カツタ	2	焼却
	→(千葉県市川市)(株)市川環境エンジニアリング	2	再生原料へ資源化
	→(茨城県ひたちなか市)勝田環境(株)	40	再資源化
※ 3	(柏市) 柏市再生資源事業協業組合	660	売却
※ 4	(柏市) 柏市廃棄物処理業協業組合	46	売却
※ 5	(柏市) 柏市廃棄物処理業協業組合	4	売却
※ 6	(公財) 日本容器包装リサイクル協会		
	→(茨城県龍ヶ崎市) 硝和ガラス(株)	515	再生砂化
※ 7	(公財) 日本容器包装リサイクル協会		
	→(茨城県猿島郡境町) 遠東石塚グリーンペット(株)	611	プラスチック原料化
	→(茨城県笠間市) ジャパンテック株式会社	564	プラスチック原料化
※ 8	(公財) 日本容器包装リサイクル協会		
	→(千葉県松戸市)(株)バース・ヴィジョン	4,313	プラスチック原料化
※ 9	(千葉県横芝光町) 丸源起業(株)	17	再生原料へ資源化
	(愛知県名古屋市) リネットジャパンリサイクル(株)	26	再生原料へ資源化

(注)放射性物質を含む焼却灰については、平成23年度から本書発行時点に至っても、引き続き緊急的かつ臨時的な措置を講じている状況にあります。また、今後ともごみの適正処理を継続させるため、これらの廃棄物の処分の委託先については掲載しておりません。

I 部

（旧柏地域）

第 2 章

減量・資源化

1 ごみ減量啓発事業

(1) ゴミゼロ運動の実績

(単位:人, t)

年 度		27	28	29	30	元	2	3	4	5	6
参 加 人 員	ボランティア団体	2,193	2,502	1,925	1,749	1,430					
	一般参加者	23,969	25,136	24,752	21,698	21,709			13,975	9,885	15,842
	市職員	582	633	694	655	686					
	計	26,744	28,271	27,371	24,102	23,825			13,975	9,885	15,842
回 収 内 容	資源品	空き缶	1.7	1.6	1.3	1.5	2.1				
		空き瓶	1.5	1.6	1.6	1.9				1.1	0.6
		PETボトル	0.6	0.6	0.5	0.6					0.7
	可燃ごみ		5.1	5.9	6.1	6.4	4.5		4.3	2.4	4.5
	不燃ごみ		3.5	4.7	3.3	4.2	3.4		1.4	0.6	0.9
	プラスチックごみ		0.3	0.3	—	—	—		—	—	—
	計		12.7	14.7	12.8	14.6	10.0		6.8	3.7	6.1

注 1 「ゴミゼロ運動」は、環境美化運動として昭和57年から「関東地方環境美化運動の日(5月30日前後の日曜日)」を中心に実施している。

注 2 令和元年度からゴミゼロ運動の分別区分が変更。可燃ごみは容器包装プラスチック類及び草木ごみを含むもの。

注 3 令和2年度及び令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止。

(2) 清掃施設見学会の実績

年度	27	28	29	30	元	2	3	4	5	6
開催数	21	20	16	17	16	3	6	7	16	19

注 ごみ処理の現状を体験し、ごみ減量の重要性を認識してもらうために、市内の清掃施設(柏市リサイクルプラザ、柏プラネット、第2清掃工場等)を見学するもの。対象は市内在住、在学、在勤の方。平成3年度から「ごみ体験ツアー」として実施しており、平成15年度から名称を「清掃施設見学会」に改めた。平成19年度からは柏市全域の実績を掲載している。

(3) ごみ減量説明会の実績

年度	開催数	説明会での主な内容
4	3	循環型社会と3R, ごみ減量の手法, 分別の方法, 不適切排出事例
5	4	循環型社会と3R, ごみ減量の手法, 分別の方法, 不適切排出事例
6	2	循環型社会と3R, ごみ減量の手法, 分別の方法, 不適切排出事例

注 町会、自治会や各種団体を対象に、ごみ減量、資源化について説明するもの。平成4年から実施している。

(4) 生ごみ処理容器の補助の推移

(単位:基, 世帯, 千円)

年度	27	28	29	30	元	2	3	4	5	6
コンポスト	38	19	25	9	25	20	59	95	46	51
EM菌等の微生物 を利用した処理容器	30	21	8	17	15	7	12	58	10	15
機械式処理機	31	41	48	58	44	70	128	117	115	152
計	99	81	81	84	84	97	199	270	171	218
世帯数	84	71	77	80	76	91	191	247	166	205
補助金額	449	503	579	532	466	627	1,248	1,500	1,226	1,623

注1 柏市全域の実績を掲載している。

2 生ごみ処理容器の補助内容は下表のとおり。

対象	生ごみ処理容器等
補助金の額	容器等1基につき、コンポスト・EM容器は購入価格の2分の1、機械式は購入価格の3分の1に相当する額とし、10,000円を限度とする。
対象となる容器の数	1世帯または1集会施設当たり、1年度につき2基を限度とする。ただし、機械式は、初回の購入を除き、購入日から5年を経過するごとに1基を限度とする。

※平成7年9月からEM菌等の微生物を利用したものや機械式の生ごみ処理機にも補助を拡大、平成8年4月には補助限度額を1基当たり30,000円に引き上げた。

※平成17年4月1日から機械式生ごみ処理機の補助率(3分の1に相当する額)と補助基準(5年度に1基が限度)を変更した。

※平成18年4月1日から上限額を10,000円に変更。補助総額を当初予算の範囲内とした。

(5) 環境(ごみ)学習の実績

(単位:校, 回, 人)

年度	実施内容	学校数	実施数	延べ受講者数
4	新型コロナウイルス感染拡大防止のため実施なし	0	0	0
5	<u>ごみ減量出前授業</u> ごみと地球資源について/ごみを減らすためにできること/ごみ分別ゲーム/給食残さの資源化のしくみ	16	16	1,608
6	<u>ごみ減量出前授業</u> ごみと地球資源について/ごみを減らすためにできること/ごみ分別ゲーム/給食残さの資源化のしくみ	15	15	1,238

注 ごみ減量出前授業の内容は、小学校へ出向き、ごみ問題について、ゲーム等を通じ子供たちにわかりやすく説明するもの。

(6) リサイクルプラザリボン館事業

ア. リサイクル教室実施状況 [リサイクルプラザリボン館]

(単位:回, 人)

年度	講座名	実施数	延べ受講者数
4	着物からタペストリー作り, ワイシャツからブラウス作り, 段ボールを使った生ごみ堆肥化講座, 包丁研ぎ教室, なんでも修理教室等	57	342
5	おしゃれな風呂敷バッグ, 着物からバッククロスエプロン, 段ボールを使った生ごみ堆肥化講座, 包丁研ぎ教室, なんでも修理教室等	68	390
6	古布からおしゃれハット作り, ネクタイから大きいポーチ作り, 段ボールを使った生ごみ堆肥化講座, 包丁研ぎ教室, なんでも修理教室等	74	564

イ. リ・ボーンマルシェ

(単位:人)

年度	回	開催日	主な内容	延べ 参加者数
4	第0回	7月1日～3日	リユース品の販売, 家具販売, 寄付品の受付, 着物販売, 地元野菜販売, クリスマス関連商品の販売, リース作り講座, 抽選会, ムダ紙からポストカード作り, ごみ分別釣りゲーム	832
	第1回	10月15日・16日		
	第2回	12月3日・4日		
	第3回	3月4日・5日		
5	第4回	6月24日・25日	リユース品の販売, 家具販売, 不用品の寄付受付, フードドライブの寄付受付, ごみ釣り分別ゲーム, 地元野菜果物販売, はさみケース作り, ハロウィンコンサート, 折り紙でクリスマスリース作り, 簡単クリスマスリース作り, ごみ釣り分別ゲーム, 子どもショップ, タヒチアンダンスショー, ビーズで遊ぼう	724
	第5回	9月30日・10月1日		
	第6回	12月2日・3日		
	第7回	3月3日・4日		
6	第8回	6月15日	リユース品の販売, 家具販売, 不用品の寄付受付, フードドライブの寄付受付, ごみ釣り分別ゲーム, 地元野菜果物販売, 牛乳パック6枚でトイレトペーパー1個と交換, ビーズで遊ぼう, ハサミケース作り, 紙すきハガキワークショップ, 3Rクイズでビンゴ, こどもショップ, クリスマスリース作り, 陶器0円販売, タヒチアンダンス体験会	836
	第9回	9月7日		
	第10回	12月7日		
	第11回	3月8日		

注 リ・ボーンマルシェとは、柏市リサイクルプラザにてごみ減量の啓発イベントを行うもの。令和4年度より開始。第0回は試験開催。

ウ. 出張リボン館

(単位:回, 人)

年度	開催場所	開催日	開催数	延べ 参加者数
4	南部近隣センター	5月28日・29日	1	166
5	南部近隣センター	5月16日～19日, 8月15日～18日, 11月14日～17日, 2月6日～8日,	4	1,587
	松葉近隣センター	8月3日・4日, 11月8日・9日, 2月14日・15日	3	
	ららぽーと柏の葉	12月16日	1	
6	南部近隣センター	5月15日～17日, 8月29日・30日, 11月14日・15日, 2月13日・14日	4	2,171
	松葉近隣センター	5月9日・10日, 8月8日・9日, 11月7日・8日, 2月6日・7日	4	
	ららぽーと柏の葉	11月17日	1	
	まちの健康研究所「あ・し・た」	5月25日・26日, 8月17日・18日, 11月23日・24日, 2月22日・23日	4	
	新富近隣センター	7月18日・19日, 1月16日・17日	2	
	ひまわりプラザ	10月3日・4日	1	

注 出張リボン館とは、近隣センター等へ出向き、ごみ減量の啓発や不用品・フードドライブの寄付受付、リユース品の販売を行うもの。令和4年度より開始。

エ. リサイクル家具の販売 (単位:点, 人)

展示	申込者	購入者
86	173	53

オ. リサイクルプラザリボン館施設利用状況 (単位:人)

区分	視察／見学			講座	リユースショップ／リサイクル家具	イベント	合 計
	行政	市民	小学生				
人数	0	275	2,678	564	6,628	836	10,981

(7) ぐみ減量広報紙「クルクルクリーンかしわ」の発行および広報かしわへの掲載

年度	発行日	媒体	主 な 内 容
4	10月15日	クルクルクリーン 第46号	プラスチック減量方法の紹介/環境汚染の原因/プラスチックの資源循環/容器包装プラスチックのリサイクル工程/分別フローチャート/柏プラネット工場長からのメッセージ/分別の注意喚起/生まれ変わったプラスチック/生ごみ処理容器等購入費補助金/食品ロス/不用品の寄付/ぐみ分別アプリ
5	1月1日	クルクルクリーン 第47号	ぞつ紙の現状/リサイクルできるぞつ紙の紹介/ぞつ紙の捨て方/ぞつ紙のゆくえ/ぞつ紙 Q&A/柏市プラスチック・スマート宣言
6	10月1日	広報かしわ 10月号	てまえどり/3きり/3010運動/フードドライブ/食品ロスチェックシート
	12月1日	広報かしわ 12月号	リユース
	2月1日	広報かしわ 2月号	リチウムイオン電池の分別

注1 クルクルクリーンかしわは4面、不定期発行(創刊 H5.12.7)。

2 第37号までは、町会・自治会を通じ、全戸配布。第38・39号は単独で新聞折込にて配布。第40号以降は、市広報紙の別冊として新聞折込で配布。第47号は市広報紙内記事として掲載。

3 令和6年度より広報かしわの掲載記事の一部としてぐみ減量および分別に関する記事を掲載

(8) 指定多量廃棄物排出者へのごみ減量指導

年度	27	28	29	30	元	2	3	4	5	6
対象事業所数	214	226	197	229	234	233	245	243	245	246
提出事業所数	157	197	175	204	204	205	219	199	171	215
立入り事業所数	10	7	10	8	9	0	6	4	10	5

注 柏市廃棄物処理清掃条例第23条の規定に基づき、指定多量廃棄物排出者に対し「事業系一般廃棄物減量計画書」の提出を依頼した事業所数、提出数、市が立入調査した事業所数。平成6年度から実施。

(9) 3R推進事業所

	事業所名	住 所
1	パウダーテック株式会社	十余二217
2	株式会社DNPテクノパック 柏工場	十余二409
3	株式会社斎藤英次商店	柏6-1-1流鉄柏ビル3階
4	京葉ガス株式会社 東葛支社	柏211-5
5	伊藤ハム株式会社 東京工場	根戸1-3
6	広島建設株式会社	豊四季1004

7	ウォータースタンド株式会社 柏営業所	五條谷23-1
8	柏市再生資源事業協業組合	十余二348-212
9	南信重機興業株式会社	風早1-10-10

注 発泡トレイ回収協力店, リサイクル協力店・エコオフィス, 買い物袋持参協力店の3つの協力店制度を統合し, 平成 27 年 4 月から開始。

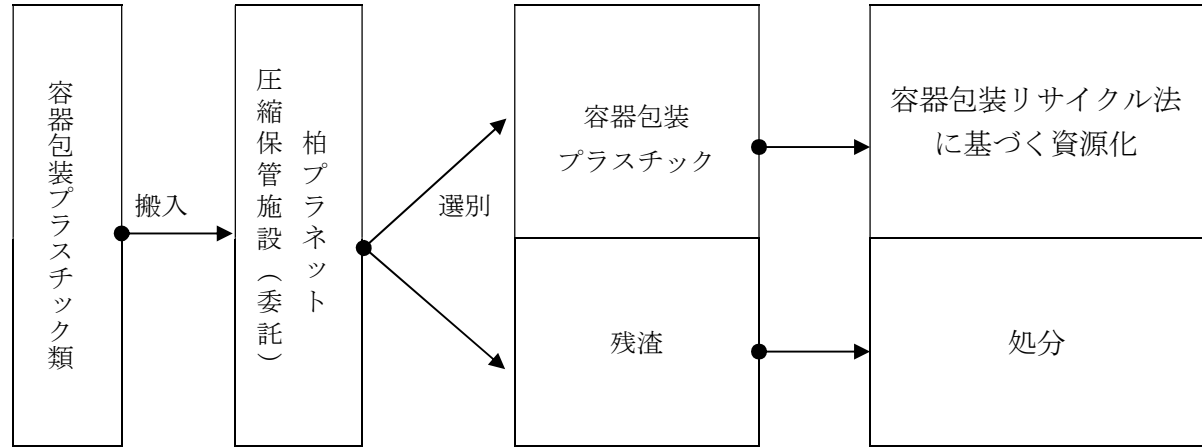
(10) 3R推進店

	事業所名	住所
1	ヨークマート 花野井店	花野井681
2	生活クラブ生活協同組合 デポー松葉町	松葉町3-15-1
3	東急ストア ららぽーと柏の葉店	若柴175
4	道の駅しょうなん 農産物直売所	箕輪新田59-2
5	農産物直売所 かしわで	高田100
6	マミーマート 光ヶ丘店	光ヶ丘2-25-10
7	ベルクス 柏つくしが丘店	つくしが丘5-13-1
8	ベルクス 新豊四季店	豊四季135-15
9	東武ストア 新柏店	新柏1-4-1
10	ヨークフーズ 新柏店	名戸ヶ谷888-1
11	カスミ フードスクエア南柏駅前店	南柏中央3-2
12	イオン 柏店	豊町2-5-25
13	京北スーパー 布施店	布施新町1-4-4
14	ライフ 増尾店	増尾台3-5-15
15	ピーコックストア 豊四季台店	豊四季台4-1-20
16	マックスバリュ 松ヶ崎店	大山台1-6
17	カスミ フードスクエア柏中新宿店	中新宿3-11-1
18	カスミ 柏たなか駅前店	小青田1-1-14
19	生活クラブ生協 デポー大津ヶ丘	大津ヶ丘3-4-1-105
20	カスミ フードスクエア柏千代田店	千代田2-7-11
21	ビックカメラ 柏店	柏1-1-20 スカイプラザ2F～7F
22	イトーヨーカドー アリオ柏店	大島田1-6-1
23	ロイヤルホームセンター 柏	大山台2-4
24	ロイヤルホームセンター 南増尾	南増尾7-9-26
25	カインズセブンパークアリオ 柏店	大島田1-6-1

注 発泡トレイ回収協力店, リサイクル協力店・エコオフィス, 買い物袋持参協力店の3つの協力店制度を統合し, 平成 27 年 4 月から開始。

2 容器包装プラスチック資源化事業

(1) プラスチックの資源化の流れ



(2) プラスチック収集量と資源化量 (単位：t)

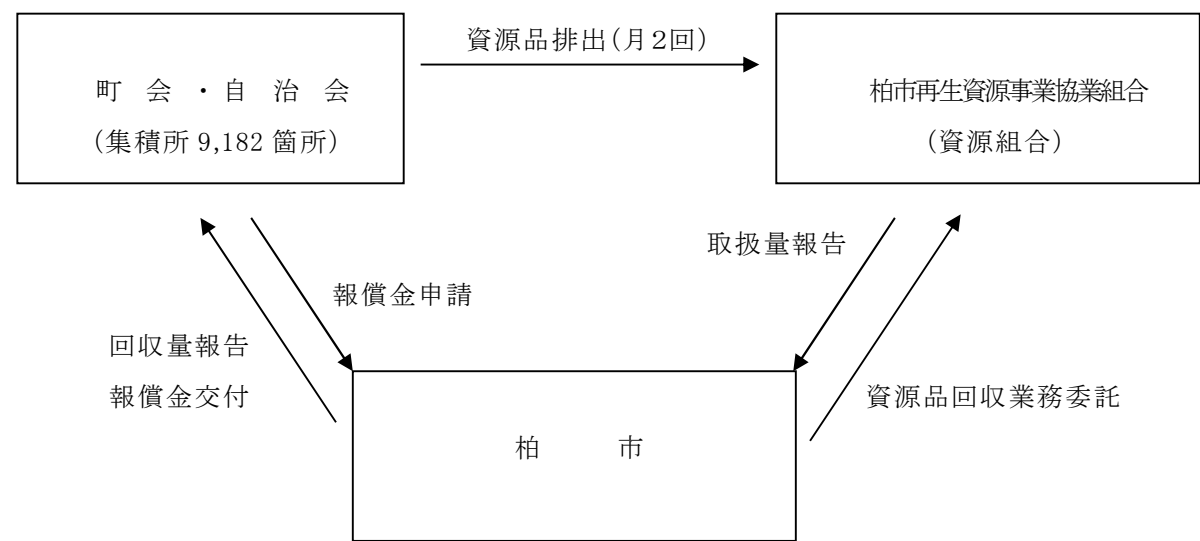
年度	家庭系 搬入量	事業系 搬入量	搬入量計	容器包装 プラスチック	処理委託費 (千円)
27	5,423	125	5,548	4,539	254,399
28	5,274	124	5,398	4,577	261,624
29	5,231	105	5,336	4,526	277,299
30	5,288	127	5,414	4,578	290,520
元	5,218	121	5,339	4,488	283,815
2	5,466	118	5,584	4,653	298,331
3	5,246	104	5,350	4,593	286,270
4	5,075	80	5,155	4,494	289,872
5	4,887	63	4,950	4,334	301,400
6	4,869	66	4,935	4,313	319,267

- 注1 清掃工場負荷軽減のため、平成7年度からプラスチックごみの分別を開始した。平成7～11年度は、主に固形燃料（RDF）へと資源化した。
- 2 平成12年度の容器包装リサイクル法完全施行に伴い、同年から、収集したプラスチックを容器包装プラスチック・容器包装以外のプラスチック・残渣に選別し、容器包装プラスチックは(公財)日本容器包装リサイクル協会が指定する再商品化事業者へ引渡し、容器包装以外のプラスチックは従来と同様に固形燃料へと資源化委託した。
- 3 平成17年度からプラスチックの分別を変更し、分別収集するプラスチックは容器包装プラスチック類のみとした。収集した容器包装プラスチック類・残渣に選別し、容器包装プラスチックは(公財)日本容器包装リサイクル協会が指定する再商品化事業者へ引渡ししている。
- 4 数値の端数は四捨五入しているため、合計が合わないことがある。
- 5 家庭系搬入量には、資源品の選別で発生した残渣（ペットボトルキャップ、ラベル 2t）が含まれる。

3 資源品回収事業

(1)資源回収システムの概要

令和6年4月1日現在



注1 市から町会・自治会への報償金は、回収量1キロ当たり3円。

(2) 柏市再生資源事業協業組合の概要

令和6年4月1日現在

名称	柏市再生資源事業協業組合			
場所	柏市十余二348－212			
設立	昭和56年9月18日に柏市再生資源事業協同組合を設立 平成14年3月14日に柏市再生資源事業協業組合へ改称			
資本金	42, 000千円(100千円×420口)			
組合員数	13 名			
従業員数	112 人(パートを含む)			
内訳	回収	35人	PET	7人
	金属	20人	古紙	17人
	カレット	13人	事務他	20人

(3)資源回収品目

令和6年4月1日現在

分類	品目	出し方・注意事項
古紙類	新聞,ダンボール,雑誌・ざつ紙(包装紙,空き箱など)	・品目別に小さくひもで束ねて出す。 ・ざつ紙は雑誌等にはさむか, 不要の紙袋に入れて出す。 ・ビニール加工した紙類は出さない。
紙パック類	牛乳やジュース類のパック	・洗って開いて乾かしたものを出す。 ・内側が銀色(アルミ箔でコーティングされたもの)は出さない。 ・雨の日には出さない。
古着・古布類	各種衣類,カーテン,シーツ,毛布,タオルケットなど	・ボタン,ファスナーはつけたまま出す。 ・まとめてひもで束ねて出す。 ・カーペット, 枕, 切断くず, 油汚れのもの, 合成皮革, 使用済みウエスは出さない。 ・雨の日には出さない。
PETボトル	飲料用, 酒類, しょうゆ用などのペットボトル	・中を軽くすすいでふたとラベルを取り, 踏みつぶしてから出す。 ・集積所に用意してある「PETボトル」と表示した袋に入れる。
空ビン類	飲料用のビン, 食料用のビン, 酒瓶など	・ふたを取り, 集積所に用意してある「空ビン入れ」と表示した袋に入れる。 ・化粧品のビンは出さない。 ・電球, 蛍光管, 鏡, アンプル, 耐熱ガラス製品, その他特殊ガラス製のものは出さない。 ・ビンの中に残っているものは, 軽くすすいできれいにする。
空カン類	飲料の缶, 食料の缶, 卓上ガスボンベ, スプレー缶など	・集積所に用意してある「空カン入れ」と表示した袋に入れる。 ・缶の中に残っているものは軽くすすいできれいにする。 ・スプレー缶は, 中身を使い切り, 穴を開けない。
金属類	自転車, 鍋, フライパン, 金属のふた, 石油ストーブ, その他ほとんど金属でできているもの	・品目別に並べて出す。 ・スプーン, フォーク, くぎ等の小さい金属類は「空カン入れ」と表示した袋に入れる。 ・自転車は「資源品」と表示する。 ・大型金属類(30kg, 3m超)は無料回収。

(4) 品目別資源品処理量の推移

(単位:t)

年度	古着・古布類	金属・空カン類	空ビン類	古紙類	PETボトル	計
27	1,727	2,401	2,459	12,859	957	20,402
28	1,635	2,452	2,437	12,042	955	19,521
29	1,675	2,457	2,330	11,258	952	18,762
30	1,694	2,592	2,269	10,852	1,013	18,420
元	1,729	2,731	2,207	10,466	1,014	18,146
2	1,978	2,991	2,394	10,691	1,086	19,140
3	1,794	2,872	2,283	10,289	1,125	18,363
4	1,593	2,604	2,217	9,962	1,128	17,504
5	1,555	2,443	2,152	9,214	1,158	16,522
6	1,520	2,407	2,004	8,985	1,175	16,091

注1 PETボトルの資源品回収を平成9年度から開始。

2 数値の端数は四捨五入しているため、合計が合わないことがある。

(5) 小型家電市・宅配回収量の推移

(単位:kg)

年度	ボックス回収	イベント回収	宅配回収	計
元	13,869	7.1	21,058	34,934
2	16,225	0	34,005	50,230
3	17,462	0	28,849	46,311
4	15,931	0	27,036	42,967
5	15,629	0	26,800	42,429
6	18,652	0	25,733	44,385

注1 旧柏地域・旧沼南地域について統一的に回収しているため、実績は両地域の合計値を記載。

2 平成30年4月から使用済み小型家電回収ボックスによるパソコンの回収を開始。

3 平成30年4月からリネットジャパングループ(株)によるパソコンの宅配回収を開始。

(6) 年度別資源品処理状況

(単位: kg, 円)

年 度	27	28	29	30	元
古紙類	12,858,500	12,042,050	11,257,990	10,852,050	10,465,660
(割合・%)	63.0	61.7	60.3	58.6	57.7
古着・古布類	1,727,320	1,635,180	1,674,670	1,694,370	1,728,680
(割合・%)	8.5	8.4	9.0	9.2	9.5
PETボトル	956,860	955,120	951,900	1,012,970	1,013,890
(割合・%)	4.7	4.9	5.1	5.5	5.6
空ビン類	2,458,630	2,437,190	2,330,260	2,352,070	2,207,280
(割合・%)	12.1	12.5	12.5	12.7	12.2
金属・空カン類	2,400,700	2,451,530	2,457,260	2,591,780	2,730,540
(割合・%)	11.8	12.6	13.2	14.0	15.0
合計	20,402,010	19,521,070	18,672,080	18,503,240	18,146,050
(割合・%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
容り法負担金	605,178	2,033,794	538,725	559,757	1,141,502
報償金	60,692,460	58,204,860	55,609,920	55,225,860	54,711,870
支給対象団体数	276	281	285	289	292

年 度	2	3	4	5	6
古紙類	10,690,570	10,289,400	9,961,890	9,213,980	8,985,140
(割合・%)	55.9	56.0	56.9	55.8	55.8
古着・古布類	1,977,750	1,793,980	1,593,060	1,555,330	1,519,930
(割合・%)	10.3	9.8	9.1	9.4	9.4
PETボトル	1,085,970	1,125,130	1,127,960	1,157,980	1,175,140
(割合・%)	5.7	6.1	6.4	7.0	7.3
空ビン類	2,393,660	2,282,540	2,217,490	2,152,430	2,003,590
(割合・%)	12.5	12.4	12.7	13.0	12.5
金属・空カン類	2,991,400	2,871,940	2,603,570	2,442,750	2,406,790
(割合・%)	15.6	15.6	14.9	14.8	15.0
合計	19,139,350	18,362,990	17,503,970	16,522,470	16,090,590
(割合・%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
容り法負担金	1,358,931	1,262,865	1,220,949	792,218	970,999
報償金	57,481,290	54,918,570	52,536,480	48,892,260	47,523,030
支給対象団体数	291	292	294	296	297

(7) 資源化率の推移

ア. 総資源化率

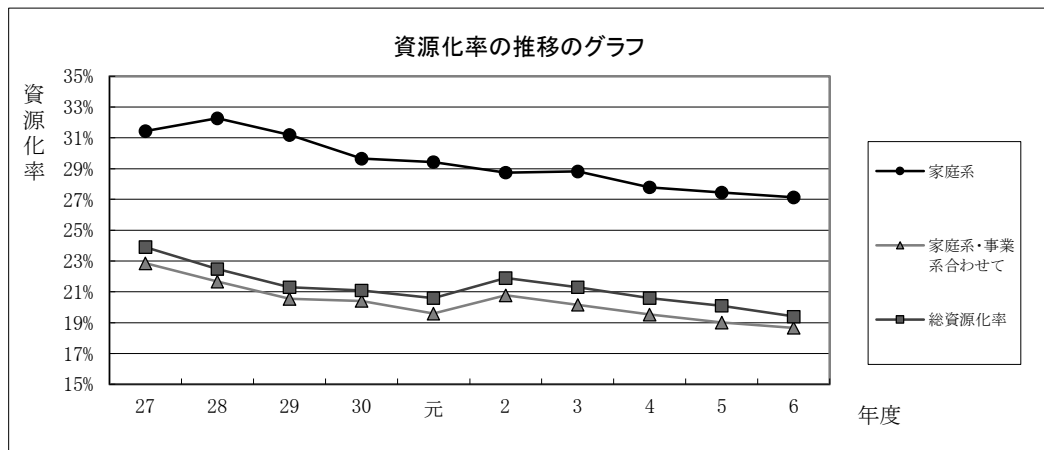
(単位:t)

年度		27	28	29	30	元	2	3	4	5	6
資源 化 物	可燃・不燃・粗大①	87,547	90,259	93,064	93,778	97,753	95,336	94,724	94,486	91,550	91,669
	資源品	20,455	19,645	18,776	18,645	18,488	19,400	18,548	17,753	16,529	16,072
	プラスチック	5,548	5,398	5,288	5,361	5,286	5,541	5,315	5,126	4,927	4,915
	小型家電	4	3	4	28	34	49	46	42	41	43
	小計②	26,007	25,046	24,068	24,034	23,808	24,990	23,909	22,921	21,497	21,030
	焼却磁性物	220	229	202	168	182	190	181	196	203	187
	スラグ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	メタル	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	破碎鉄屑	863	692	677	595	599	694	599	536	482	473
	小計③	1,083	921	879	763	781	884	780	732	685	660
	廃乾電池等④	33	30	28	106	124	134	129	131	123	120
	焼却灰資源化⑤					284	401	422	400	381	85
	合計⑥(②+③+④+⑤)	27,123	25,997	24,975	24,903	24,997	26,409	25,240	24,184	22,686	21,895
総ごみ量⑦(①+②)		113,554	115,305	117,132	117,812	121,561	120,326	118,633	117,407	113,047	112,699
総資源化率 (⑥/⑦*100)		23.9%	22.5%	21.3%	21.1%	20.6%	21.9%	21.3%	20.6%	20.1%	19.4%

注1 プラスチックについては、平成12年度から容器包装リサイクル法を適用し本格的に資源化を開始した。

2 小型家電については、平成26年11月から国の実証事業として資源化を開始した。

3 令和元年度から試験的に焼却灰資源化を開始した。



イ. 家庭系ごみの資源化率

(単位:t)

年度		27	28	29	30	元	2	3	4	5	6
家庭 系	可燃・不燃・粗大ごみ	54,316	54,982	56,953	57,413	58,833	61,546	60,466	59,317	56,704	56,351
	資源品	20,455	19,645	18,776	18,645	18,488	19,400	18,548	17,753	16,529	16,072
	プラスチック	5,423	5,274	5,229	5,286	5,216	5,464	5,246	5,073	4,885	4,867
	小型家電	4	3	4	28	34	49	46	42	41	43
	資源品計	25,882	24,922	24,009	23,959	23,738	24,913	23,840	22,868	21,455	20,982
	総ごみ量	80,198	79,904	80,962	81,372	82,571	86,459	84,306	82,185	78,159	77,333
	資源化率	31.4%	32.3%	31.2%	29.7%	29.4%	28.7%	28.8%	27.8%	27.5%	27.1%

ウ. 事業系ごみの資源化率

(単位:t)

年度		27	28	29	30	元	2	3	4	5	6
事業 系	可燃・不燃・粗大ごみ	33,231	35,337	36,111	36,365	38,920	33,790	34,258	35,169	34,846	35,318
	プラスチック	68	64	59	75	70	77	69	53	42	48
	資源品計	68	64	59	75	70	77	69	53	42	48
	総ごみ量	33,299	35,401	36,170	36,440	38,990	33,867	34,327	35,222	34,888	35,366
	資源化率	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.1%	0.1%

エ. 家庭系・事業系を合わせた資源化率

年度		27	28	29	30	元	2	3	4	5	6
資源化率 (中間処理後の資源を除く)		22.9%	21.7%	20.5%	20.4%	19.6%	20.8%	20.2%	19.5%	19.0%	18.7%

4 柏市一般廃棄物処理基本計画の進捗状況

(1) 令和6年度の主な取り組み【基本方針別】

ア.【基本方針Ⅰ】 3R+Rのさらなる推進

- ① 使い捨てプラスチック類の削減
柏市プラスチック・スマート宣言に基づく取組として、令和5年7月からの給水スポットの運用を継続。手賀沼エコマラソンでPRブースを出展。
- ② レジ袋兼指定ごみ袋の導入
柏・沼南地域の指定ごみ袋の統一に合わせて、令和6年4月から3R推進店の一部（9店舗）で販売開始
- ③ 食品ロスを含む家庭系生ごみの削減
令和5年6月から開始したリサイクルプラザリボン館での常設フードドライブの継続。広報かしわ10月号にて食品ロスに関する記事を掲載。
- ④ 家庭系プラスチック類の資源化
製品プラの資源化に向け、庁内関係課・プラネットとの意見交換、先進市視察（四街道市）、先進事例の情報収集を実施

イ.【基本方針Ⅱ】 ごみに関わる多様な主体の連携・協働

- ① 柏市リサイクルプラザリボン館事業の拡充
近隣センター等で実施する「出張リボン館事業」を6箇所計16回に拡大（昨年度は3箇所計8回実施）
- ② 環境教育の充実
出前授業、施設見学会、ドリームフラワープロジェクトを通じ、人材育成や情報発信を実施
- ③ 事業系ごみ減量に向けた効果的な情報発信
事業所訪問を行った事業所と協力し、ごみ減量等の取り組みを周知
- ④ 3R推進事業所・3R推進店推奨制度の拡充
3R推進店を追加（1店舗）。

ウ.【基本方針Ⅲ】 環境に配慮した安全・安心で安定的な処理体制の推進

- ① 1市2制度の統一の検討
令和6年4月から、柏・沼南地域で異なる「主なごみの分別名称」と「指定ごみ袋の色」を柏地域を基本に統一
- ② 北部クリーンセンター（焼却施設、粗大処理施設）の適正な維持管理
令和6年度から北部クリーンセンターの長寿命化工事を実施
- ③ 3清掃工場の合理化
鎌ヶ谷市と共同処理の解消を含めた協議を継続して実施

(2) 計画目標値との比較

	年度	元 (基準値)	2	3	4	5	6	14 (目標値)	目標値と の差 (6年度- 14年度)
目標項目	1人1日当たり ごみ総排出量	889g	875g	859g	844g	807g	802g	872g	△70g
	1人1日当たり 家庭系ごみ排出量	430g	448g	438g	426g	405g	401g	418g	△17g
	総資源化率	20.6%	21.9%	21.3%	20.6%	20.1%	19.4%	22.0%	△2.6ポ イント

I 部

（旧柏地域）

第 3 章

し尿処理等

1 概要

(1) し尿処理状況（人口比）の推移

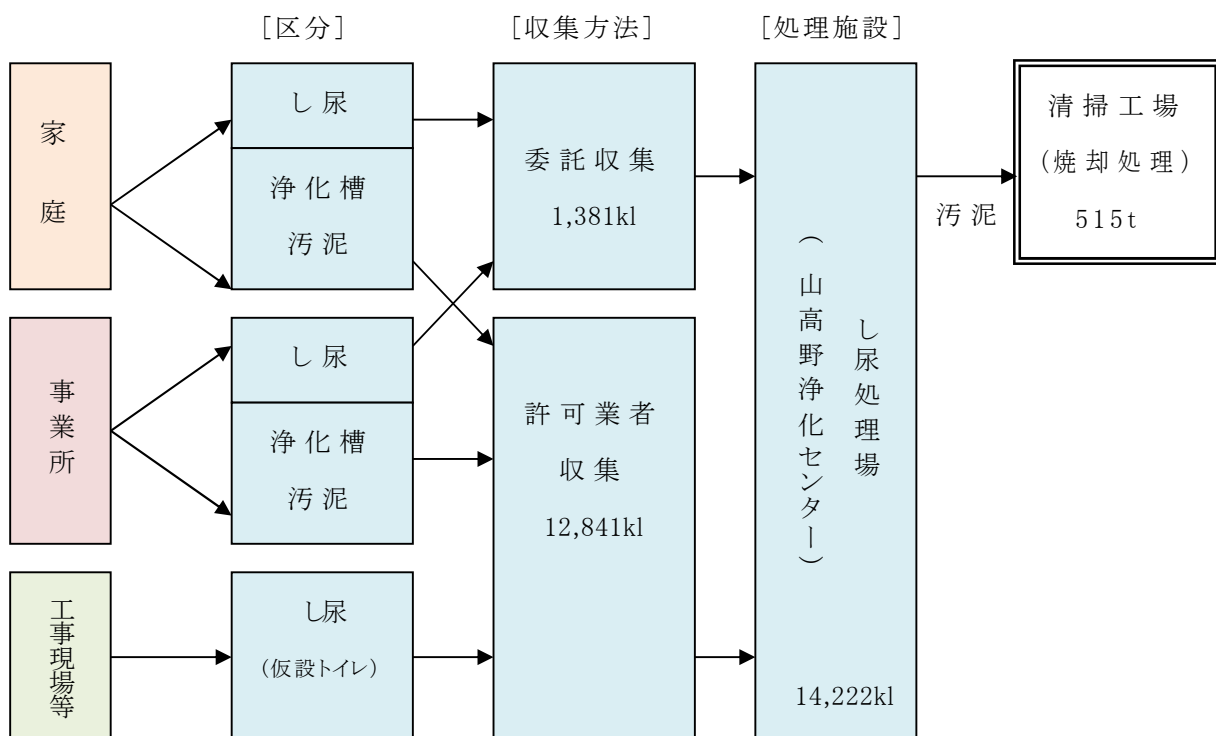
（単位：人，％）

年度	公共下水道人口		浄化槽人口		汲み取り人口		処理対象区域内人口（市内全域）	
27	328,598	91.9	26,329	7.4	2,649	0.7	357,576	100.0
28	333,329	92.3	25,248	7.0	2,459	0.7	361,036	100.0
29	337,331	92.5	25,108	6.8	2,284	0.6	364,723	100.0
30	341,580	92.7	24,849	6.7	2,200	0.6	368,629	100.0
元	345,986	92.7	25,339	6.8	2,103	0.6	373,428	100.0
2	349,707	92.8	24,847	6.6	2,012	0.5	376,566	100.0
3	351,848	93.0	24,463	6.5	1,890	0.5	378,201	100.0
4	355,092	93.1	24,168	6.3	1,806	0.5	381,066	100.0
5	357,461	93.4	23,446	6.1	1,737	0.5	382,644	100.0
6	359,945	93.5	23,320	6.1	1,660	0.4	384,925	100.0

注1 し尿の収集は市が委託により行い、処理は直営のし尿処理場で行う。

2 浄化槽汚泥は、市内の浄化槽清掃許可業者が収集し、し尿処理場で処理。

(2) し尿処理の流れ



注1 月1回を基本とした定期収集を実施し、工事現場・イベント会場等の仮設トイレは許可業者により収集を行っている。

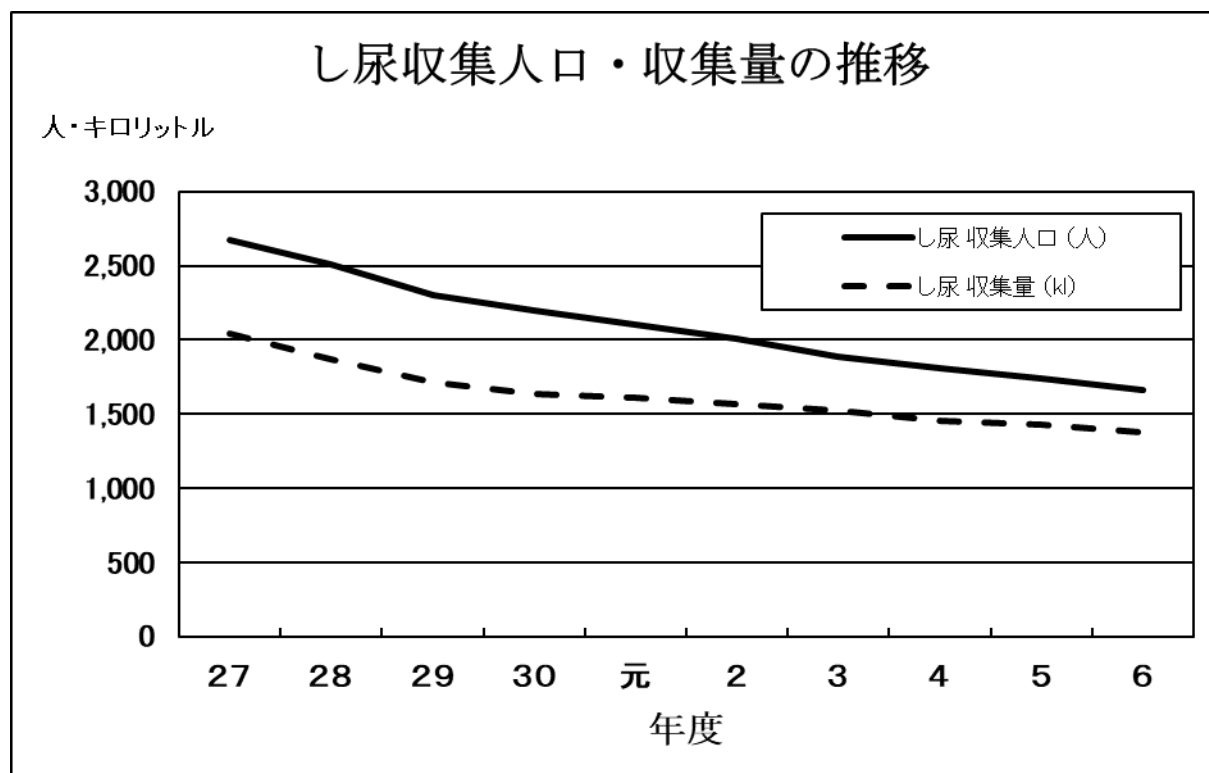
2 浄化槽汚泥の収集は、許可業者が市民との契約に基づき実施し、処理施設へ搬入している。

2 し尿の収集

年度	し 尿				
	収集戸数 (戸)	収集人口 (人)	収集量 (kl)	収集日数 (日)	収集日量 (kl)
27	1,177	2,670	2,039	245	8
28	1,117	2,511	1,870	246	8
29	1,034	2,302	1,717	245	7
30	1,002	2,200	1,637	244	7
元	968	2,103	1,613	243	7
2	935	2,012	1,564	242	6
3	885	1,890	1,524	242	6
4	855	1,806	1,453	244	6
5	830	1,737	1,430	244	6
6	801	1,660	1,381	244	6

注1 収集戸数には、事業所を含む。

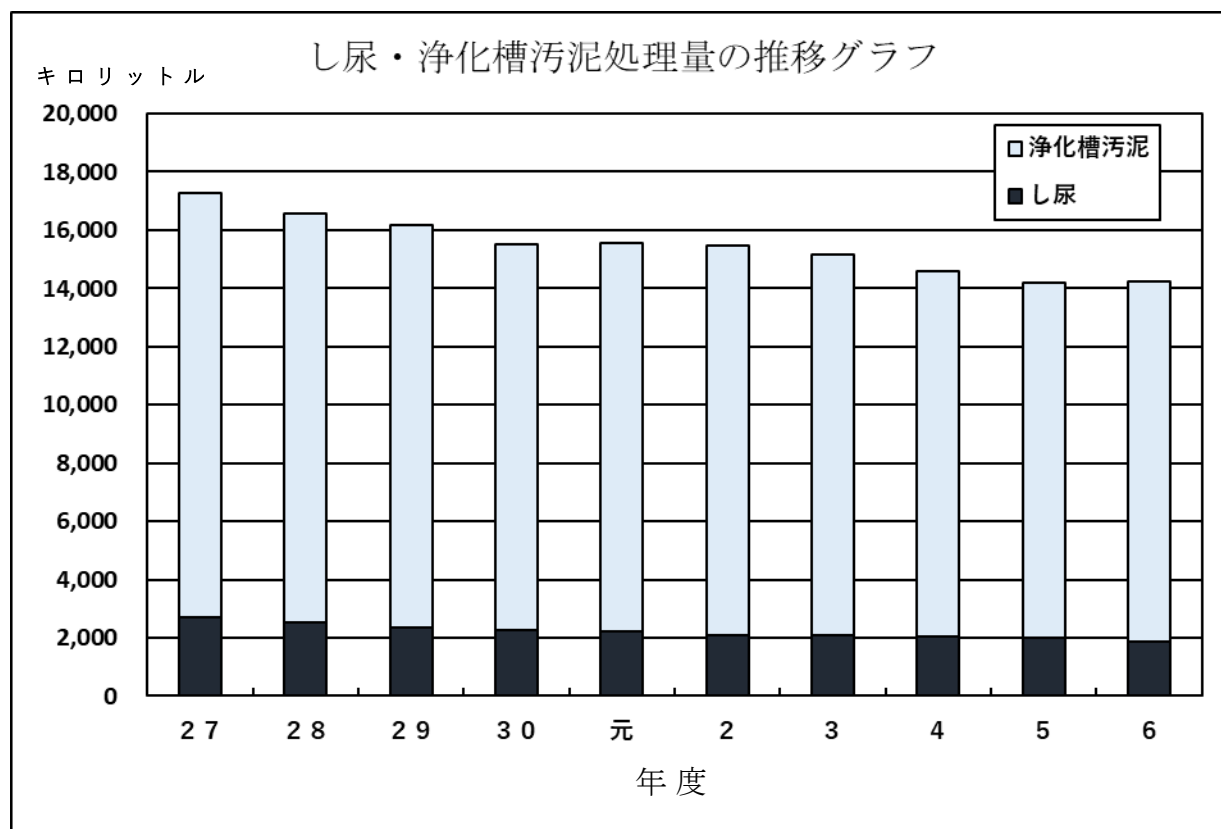
2 許可業者が収集する仮設トイレは含まない。



3 し尿の処理

(単位：k l)

年度	処理日数	処理量			処理日量		
		し尿	浄化槽汚泥	合計	し尿	浄化槽汚泥	合計
27	366	2,707	14,569	17,276	7	40	47
28	365	2,534	14,046	16,580	7	38	45
29	365	2,356	13,831	16,187	6	38	44
30	365	2,267	13,260	15,527	6	36	42
元	366	2,209	13,361	15,570	6	37	43
2	365	2,104	13,351	15,455	6	36	42
3	365	2,097	13,043	15,140	6	36	41
4	365	2,055	12,537	14,592	6	34	40
5	366	2,008	12,186	14,194	5	33	39
6	365	1,883	12,339	14,222	5	34	39



4 浄化槽設置基数の推移（旧柏地域）

（単位：基，千円）

年度	浄化槽設置基数			補助制度による合併浄化槽設置基数			
	単独	合併	計	下水道認可区域内	下水道認可区域外	計	補助金 交付額
27	15,220	4,373	19,593	0	2	2	818
28	15,210	4,487	19,697	0	2	2	818
29	15,118	4,573	19,691	0	1	1	576
30	15,048	4,568	19,616	0	1	1	486
元	14,929	4,631	19,560	0	2	2	1,034
2	14,837	4,657	19,494	0	0	0	0
3	14,710	4,802	19,512	0	3	3	2,109
4	14,652	4,878	19,530	0	2	2	1,316
5	14,594	4,966	19,560	0	0	0	0
6	14,578	5,037	19,615	0	0	0	0

注 1 補助の内容：下水道認可区域以外の区域（概ね市街化調整区域）において、単独浄化槽又は汲み取り便所から合併処理浄化槽に転換する者に補助金を交付。

2 補助金額は合併処理浄化槽の処理能力や人槽等によって異なる。

（1）単独浄化槽から転換する場合

752 千円～1,383 千円

（2）汲み取り便所から転換する場合

722 千円～1,353 千円

5 あき地の管理指導実施件数

年度	事前指導件数	苦情処理件数 (あき地以外の苦情も含む)
27	100(内 21)	430(内 81)
28	139(内 32)	304(内 62)
29	96(内 20)	315(内 53)
30	77(内 7)	306(内 42)
元	164(内 27)	306(内 58)
2	103(内 29)	351(内 27)
3	159(内 15)	308(内 63)
4	163(内 27)	334(内 52)
5	149(内 26)	322(内 52)
6	162(内 30)	373(内 64)

- 注 1 「あき地の雑草等の除去に関する条例」に基づき、事前指導通知及び苦情対応を行っている。
 2 衛生害虫駆除等の相談を行っている。
 令和 6 年度相談件数 2 5 8 件
 3 () 内は旧沼南地域の件数

6 犬・猫等の死体処理件数

(単位：頭)

年度		27	28	29	30	元	2	3	4	5	6
種類別	犬	8	5	9	7	4	10	2	4	0	0
	猫	682	611	546	590	571	451	358	315	292	251
	その他	296	320	302	317	328	391	441	470	517	467
年間処理数		986	936	857	914	903	852	801	789	809	718

- 注 1 犬・猫等の死体は、環境サービス課が連絡を受けたものについて計上している。

Ⅱ 部

（旧沼南地域）

第 1 章

ごみ処理事業

※旧沼南地域について，クリーンセンターしらさぎに関するものは，
柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合作成の数値を掲載した。

1 ごみの分別方法及び処理方法

令和6年4月1日現在

(旧沼南地域)

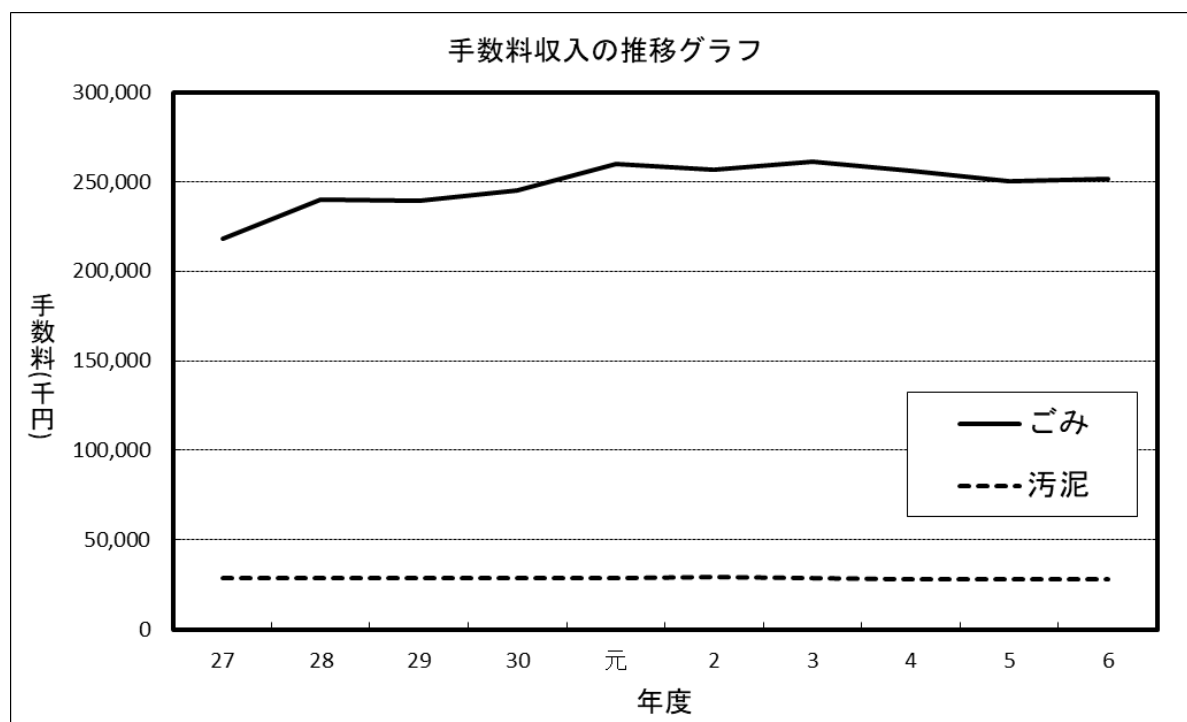
	可燃ごみ	容器包装 プラスチック類	ペットボト ル	資源品	不燃ごみ	危険・ 有害物	粗大ごみ
ごみの種類	生ごみ類 落ち葉・草 木の枝・板 汚れの落と しにくい容 器包装プラ スチック類 資源になら ない紙くず 類	容器包装プ ラスチック 類(トレイ、 発泡スチロ ール、レジ 袋等)	ペットボトル	空き缶類 空きビン類 金属類 小型電気製品類 布類 古紙類	革・ゴム製品 硬質プラ ガラス せともの その他	ライター 刃物類 乾電池 蛍光灯 水銀体温計	3辺の合計 が1m以上 のもの
収集容器	指定袋 (赤)	指定袋 (黄)	専用 ネット	中身の見え る袋 (黒ビニール袋以外) 紐で縛る	中身の見え る袋 (黒ビニール袋以外)	中身の見え る袋 (黒ビニール袋以外)	—
収集回数	週3回	週1回	月2回	週1回	月2回	月1回	申込み制
収集方法	ステーション方式						戸別収集
収集の対象	一般家庭						
収集形態	委託(100%)						
処理方法	焼却処理 (焼却灰・ 焼却不燃物 は資源化処 理及び最終 処分)	再生資源化 (容器包装リサイクル法及び売却、資 源化)			破碎・選別処理 (選別後資源化、その他 可燃物については焼却 処理)		焼却処理 及び破碎選 別処理
処理施設	クリーンセン ターしらさぎ/民 間委託	圧縮梱包施設 (民間委託)		選別施設 (民間委託)	クリーンセンターしらさぎ/ 民間委託		クリーンセン ターしらさぎ /民間委託

2 手数料収入の推移(柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合)

(単位：千円，％)

年度	ごみ		汚泥		手数料 合計 (A)	清掃費 総額 (B)	A/B
	手数料	構成比	手数料	構成比			
27	218,338	88.3	28,901	11.7	247,239	3,418,308	7.2
28	240,138	89.3	28,857	10.7	268,995	2,547,850	10.6
29	239,177	89.4	28,470	10.6	267,647	2,763,362	9.7
30	245,378	89.6	28,451	10.4	273,829	2,762,962	9.9
元	259,991	90.0	28,761	10.0	288,752	2,772,166	10.4
2	256,527	89.8	29,184	10.2	285,711	2,979,467	9.6
3	261,036	90.2	28,398	9.8	289,434	4,905,347	5.9
4	255,899	90.0	28,311	10.0	284,210	4,536,899	6.3
5	250,630	89.9	28,230	10.1	278,860	2,961,872	9.4
6	251,428	89.9	28,362	10.1	279,790	2,960,250	9.5

- 注1 手数料の額は、環境衛生組合の歳入による処理手数料である。
 注2 清掃費は、周辺整備費及び還元施設費等を含めた環境衛生組合の歳出による額である。
 注3 ごみ処理手数料には、犬・猫の死体処理手数料、粗大ごみ処理手数料及び許可申請手数料を含む。



3 ごみ量

(1) 令和5年・令和6年度ごみ量の増減

			単位	5年度	6年度	増減	備 考
人口(A) (毎年度末日人口)			人	52,989 (住基人口)	52,791 (住基人口)	▲ 198	
家庭系ごみ	可燃ごみ		t／年	7,350	7,306	▲ 44	
	容器包装プラスチック類		t／年	738	729	▲ 9	
	ペットボトル		t／年	158	160	2	
	資源品		t／年	1,852	1,788	▲ 64	
	不燃ごみ		t／年	616	620	4	
	危険・有害物		t／年	19	19	0	
	粗大ごみ		t／年	356	355	▲ 1	
	使用済み小型家電		t／年	1	1	0	
	合計(B)		t／年	11,090	10,978	▲ 112	
事業系ごみ	可燃ごみ		t／年	4,504	4,450	▲ 54	
	※不燃ごみ		t／年	136	128	▲ 8	
	資源品		t／年	0	0	0	
	容器包装プラスチック類		t／年	0	0	0	
	合計(C)		t／年	4,640	4,578	▲ 62	
合計(D) (B+C)			t／年	15,730	15,556	▲ 174	
資源化量	金属類		t／年	448	444	▲ 4	
	カレット類		t／年	290	269	▲ 21	
	固形燃料化		t／年	0	0	0	
	紙類・布類・その他		t／年	1,394	1,408	14	
	乾電池・蛍光管		t／年	17	19	2	
	圧縮梱包物		t／年	592	592	0	
	合計(E)		t／年	2,741	2,732	▲ 9	
家庭系ごみ	市民一人一日当り (B/A／暦日)		g／日	572	570	▲ 2	
	可燃ごみ		g／日	379	379	0	
	容器包装プラスチック類		g／日	38	38	0	
	ペットボトル		g／日	8	8	0	
	資源品		g／日	95	93	▲ 2	
	不燃ごみ		g／日	32	32	0	
	危険・有害物		g／日	1	1	0	
	粗大ごみ		g／日	18	18	0	
計	資源化	資源化総量(E)	t／年	2,741	2,732	▲ 9	
		市民一人一日当り (E/A／暦日)	g／日	141	142	1	
	総ごみ量	総ごみ量(D)	t／年	15,730	15,556	▲ 174	
		市民一人一日当り (D/A／暦日)	g／日	811	807	▲ 4	

注 事業系可燃ごみ量には不法投棄及び官公庁分、災害廃棄物を含む。

注 数値の端数は四捨五入しているため合計が合わない部分がある。

(2) ごみ量の推移

ア. 家庭系ごみ量

(単位：t)

年度	可燃ごみ	不燃ごみ	資源品	容器包装プラスチック類	ペットボトル	危険有害物	粗大ごみ	総計
27	7,650	751	2,272	846	138	23	290	11,970
28	7,632	713	2,133	838	132	22	261	11,731
29	7,434	718	2,038	808	130	21	287	11,436
30	7,475	718	1,973	800	135	21	277	11,399
元	7,569	724	1,990	797	137	21	310	11,548
2	7,769	794	2,146	818	148	23	440	12,138
3	7,716	701	2,026	796	153	20	413	11,825
4	7,617	647	1,943	771	155	20	387	11,540
5	7,350	616	1,853	738	158	19	356	11,090
6	7,306	620	1,789	729	160	19	355	10,978

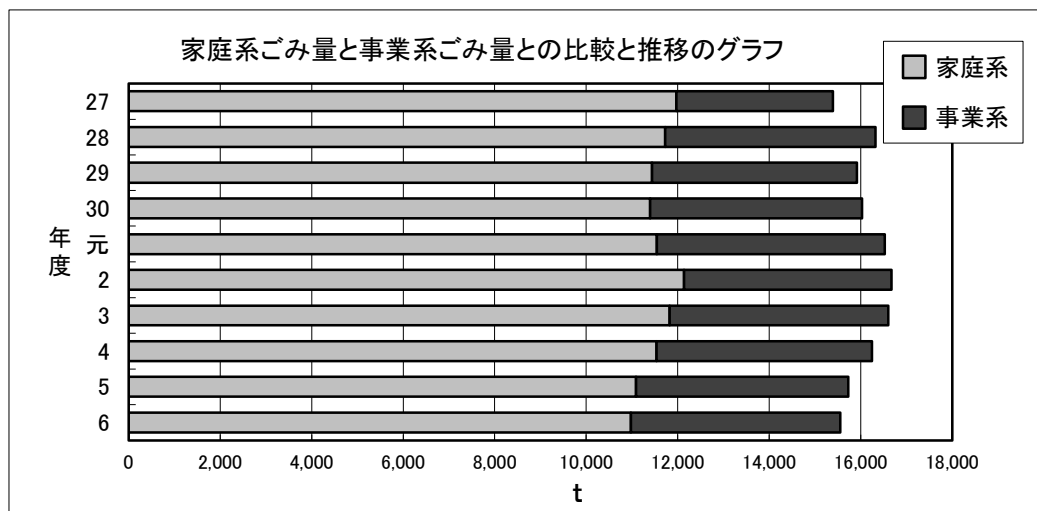
注 平成26年度から資源品には小型家電を含む。

イ. 事業系ごみ量

(単位：t) ウ. 家庭系+事業系 (単位：t)

年度	可燃ごみ	不燃ごみ	総計	家庭系	事業系	総計
27	3,315	107	3,422	11,970	3,422	15,392
28	4,491	101	4,592	11,731	4,592	16,323
29	4,366	115	4,481	11,436	4,481	15,917
30	4,510	118	4,628	11,399	4,628	16,027
元	4,826	149	4,975	11,548	4,975	16,523
2	4,423	111	4,534	12,138	4,534	16,672
3	4,670	107	4,777	11,825	4,777	16,602
4	4,591	116	4,707	11,540	4,707	16,247
5	4,504	136	4,640	11,090	4,640	15,730
6	4,450	128	4,578	10,978	4,578	15,556

注 事業系ごみの不燃ごみには、不法投棄、官公庁分及び災害廃棄物を含む。



4 ごみの収集・直接搬入

(1) 市収集量及び直接搬入量の実績と推移

ア. 年度別推移

年度	人口 (各年度末 現在)	市収集量									
		可燃 ごみ	プラス チック	ペット ボトル	不燃 ごみ	危険・ 有害物	資源品	粗大 ごみ	計	収集 日数	収集 日量
27	52,457	7,592	846	138	592	23	2,272	68	11,531	307	37
28	52,621	7,569	838	132	567	22	2,133	68	11,329	308	36
29	52,495	7,366	808	130	562	21	2,037	75	10,999	307	36
30	52,428	7,403	800	135	561	21	1,972	80	10,972	306	36
元	52,700	7,487	797	137	562	21	1,989	84	11,077	307	38
2	53,001	7,669	818	148	632	23	2,145	91	11,526	308	37
3	53,002	7,626	796	153	559	20	2,025	79	11,258	308	36
4	53,090	7,530	771	155	520	20	1,942	78	11,016	308	36
5	52,989	7,264	738	158	504	19	1,852	71	10,606	308	34
6	52,791	7,218	729	160	500	19	1,788	71	10,485	307	34

注1 数値の端数は四捨五入しているため、合計が合わない部分がある。

イ. 令和6年度月別

月	人口 (各月末 現在)	市収集量									
		可燃 ごみ	プラス チック	ペット ボトル	不燃 ごみ	危険・ 有害物	資源品	粗大 ごみ	計	収集 日数	収集 日量
4月	52,969	660	63	12	45	2	164	6	952	26	37
5月	52,991	670	63	14	48	2	162	7	966	27	36
6月	53,001	607	60	15	43	2	144	4	875	25	35
7月	52,973	662	64	14	36	1	150	5	932	27	35
8月	53,004	623	63	17	38	1	145	7	894	27	33
9月	53,047	590	57	16	39	2	134	5	843	25	34
10月	53,046	622	61	13	40	1	145	7	889	27	33
11月	52,984	595	60	13	46	2	150	6	872	26	34
12月	52,915	567	57	12	52	2	164	8	862	24	36
1月	52,920	602	68	13	41	2	156	5	887	24	37
2月	52,936	473	51	10	35	1	117	5	692	24	29
3月	52,791	547	62	11	37	1	157	6	821	25	33
計	—	7,218	729	160	500	19	1,788	71	10,485	307	34

注1 数値の端数は四捨五入しているため、合計が合わない部分がある。

(単位：t)

(単位：g)

直接搬入量 (許可業者＋直接搬入)						小型家電 回収量	総量 (A)	日平均排出量 (B) A／暦日	一人当たり排出 量 B／人口
可燃 ごみ	不燃 ごみ	粗大 ごみ	計	搬入 日数	搬入 日量				
3,243	316	231	3,790	307	12	0.5t未満	15,345	42	803
3,372	266	222	3,860	308	13	1	15,392	42	802
4,554	247	193	4,994	307	16	0.5t未満	16,323	45	850
4,434	271	212	4,917	306	16	1	15,917	44	831
4,582	275	197	5,054	307	16	1	16,132	44	839
4,908	311	226	5,445	308	18	1	16,523	45	857
4,523	273	349	5,145	308	17	1	16,672	46	862
4,760	249	334	5,343	308	17	1	16,602	45	858
4,678	243	309	5,230	308	17	1	16,247	45	838
4,538	248	284	5,070	307	17	1	15,556	43	805

(単位：t)

(単位：g)

直接搬入量 (許可業者＋直接搬入)						小型家電 回収量	総量 (A)	日平均排出量 (B) A／暦日	一人当たり排出 量 B／人口
可燃 ごみ	不燃 ごみ	粗大 ごみ	計	搬入 日数	搬入 日量				
383	22	26	431	26	17	0	1,383	46	870
378	25	25	428	27	16	0	1,394	45	849
359	17	23	399	25	16	0	1,274	42	801
408	19	21	448	27	17	0	1,380	45	840
377	19	25	421	27	16	0	1,315	42	800
375	16	20	411	25	16	0	1,254	42	788
413	20	23	456	27	17	0	1,345	43	818
376	21	26	423	26	16	0	1,295	43	815
359	27	27	413	24	17	0	1,275	41	777
401	20	22	443	24	18	0	1,330	43	811
347	19	20	386	24	16	0	1,078	39	727
362	23	26	411	25	16	1	1,233	40	753
4,538	248	284	5,070	307	17	1	15,556	43	805

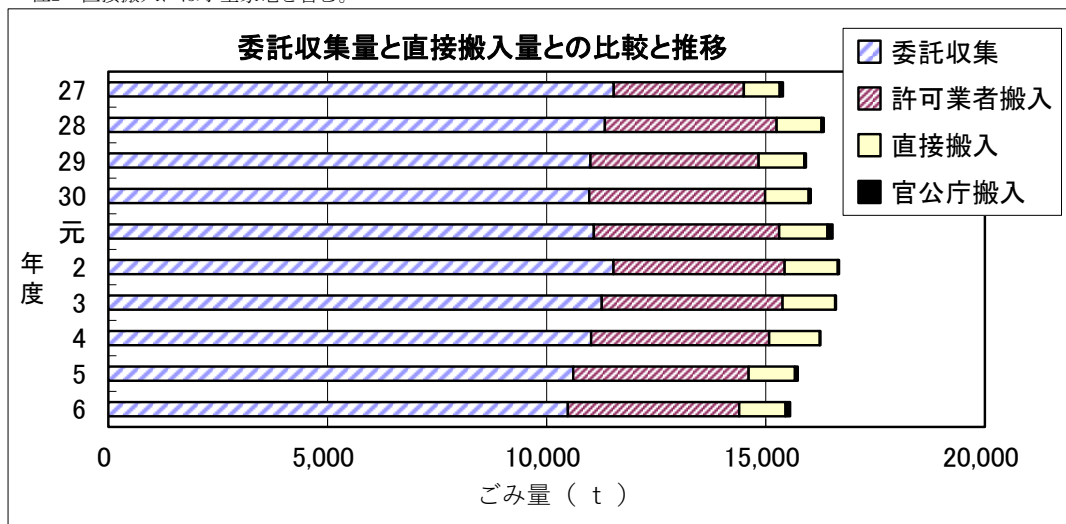
(2) 収集量の推移

(単位：t)

年度	委託収集	許可業者搬入	直接搬入	官公庁搬入	総量
27	11,531	2,969	818	74	15,392
28	11,329	3,919	1,023	52	16,323
29	11,000	3,838	1,042	37	15,917
30	10,972	4,014	993	48	16,027
元	11,077	4,229	1,101	117	16,524
2	11,526	3,905	1,213	28	16,672
3	11,258	4,126	1,199	19	16,602
4	11,016	4,062	1,155	14	16,247
5	10,607	4,003	1,056	64	15,730
6	10,485	3,909	1,057	105	15,556

注1 数値の端数は、四捨五入しているため、合計が合わない場合がある。

注2 直接搬入には小型家電を含む。



(3) 令和6年度粗大ごみ集計表

月	持ち込み			戸別収集(受付件数)			戸別収集 処理券販売枚数
	件数(件)	点数(点)		件数(件)	点数(点)		
		可燃物	不燃物		可燃物	不燃物	
4月	1,072	390	1,987	200	104	236	986 (26)
5月	1,055	335	1,795	202	106	257	
6月	921	281	1,678	154	86	207	
7月	1,043	333	1,829	163	123	199	956 (6)
8月	1,101	450	1,945	181	131	232	
9月	834	296	1,551	153	74	180	
10月	1,016	320	1,882	198	125	215	1,074 (12)
11月	1,055	356	1,892	186	93	237	
12月	1,346	379	2,281	238	130	314	
1月	909	308	1,608	177	106	206	894 (15)
2月	800	308	1,429	154	89	194	
3月	934	484	1,910	168	111	204	
合計	12,086	4,240	21,787	2,174	1,278	2,681	3,910 (59)

注 処理券販売枚数 () 内の数値は、クリーンセンターの販売枚数である。

5 ごみの処理

(1) 令和6年度月別焼却処理日量

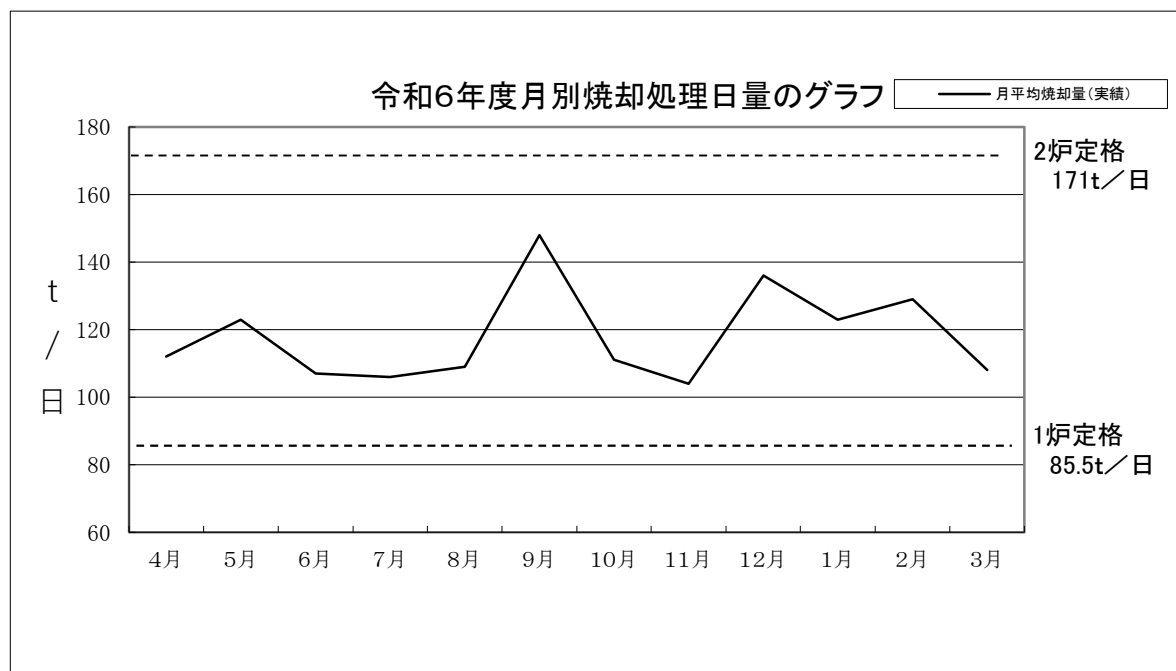
(単位：t)

月	可燃ごみ (しらさぎ搬入)	焼却量	稼働日数	日量
4月	3,287	3,372	30	112
5月	3,362	3,815	31	123
6月	3,072	3,199	30	107
7月	3,305	3,300	31	106
8月	3,097	3,365	31	109
9月	2,979	3,111	21	148
10月	3,206	3,453	31	111
11月	3,016	3,126	30	104
12月	2,935	3,526	26	136
1月	3,043	3,323	27	123
2月	2,459	2,585	20	129
3月	2,854	3,352	31	108
計			339	117
(暦日)	36,617	39,527	365	108

注1 可燃ごみには、燃やすごみ及び可燃性粗大ごみ、可燃残渣を含む。

2 可燃ごみの搬入量及び焼却量は、施設全体の処理量である。

3 数値の端数は四捨五入しているため、合計が合わない部分がある。



(2) 焼却処理の実績と推移

(単位：t)

年度	清掃工場搬入及び処理量		焼却残渣量		一日当たり平均焼却処理量	
	可燃ごみ等 (しらさぎ搬入)	焼却量(A)	灰・ガレキ	燃鉄	(A)／ 稼働日	(A)／ 暦日
27	37,686	38,217	3,872	181	113	104
28	38,424	38,992	3,891	137	114	107
29	37,929	37,975	3,742	160	112	104
30	38,309	38,009	3,801	164	118	104
元	39,464	41,045	3,855	180	124	112
2	39,452	43,144	4,000	184	128	118
3	38,655	40,612	3,722	158	131	111
4	38,027	38,763	3,682	163	118	106
5	36,769	38,966	3,599	154	120	106
6	36,617	39,527	3,553	156	117	108

注 焼却処理の実績は、施設全体の処理量である。

6 ごみの組成

(単位：％)

	5年度 (4回の平均)	6年度				
		6.5.2 実施	6.8.19 実施	6.11.19 実施	7.2.25 実施	平均
紙類, 布類	39.53	32.30	57.60	51.20	50.90	48.00
プラスチック類	26.28	22.00	15.40	16.40	21.50	18.83
木・竹・わら類	4.15	29.00	9.70	3.80	10.50	13.25
厨芥類	24.93	10.70	8.60	23.00	13.20	13.88
不燃物	0.98	2.70	1.00	2.50	1.40	1.90
その他	4.15	3.30	7.70	3.10	2.50	4.15
合計	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00

注 燃やすごみの組成。

7 犬・猫等の死体処理件数

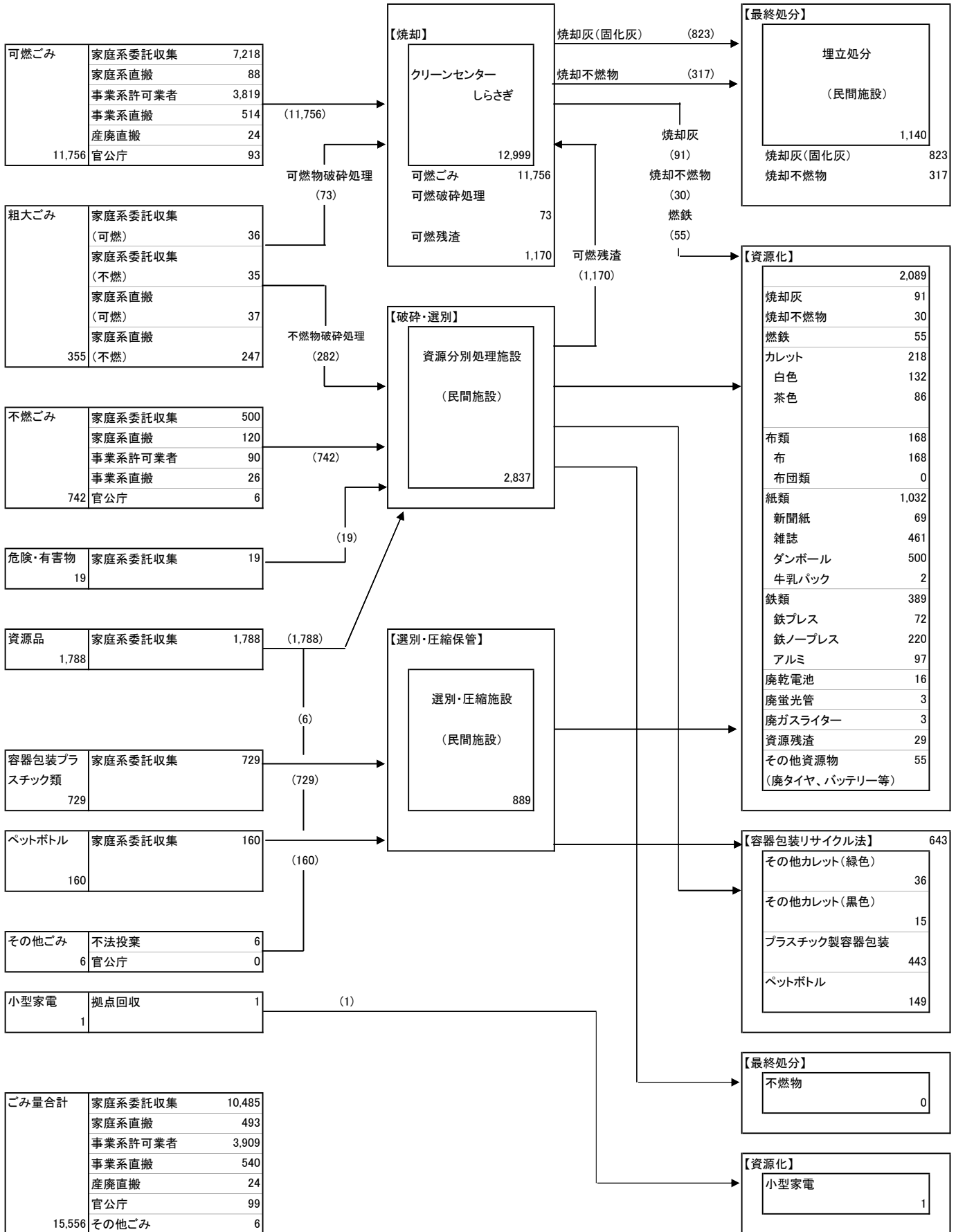
(単位：頭)

年 度			29	30	元	2	3	4	5	6
有 料 ・ 無 料 別	有 料	犬・猫等	27	26	27	15	12	12	19	9
	無 料	犬・猫等	277	263	258	268	275	296	293	223
年間処理数			304	289	285	283	287	308	312	232

注 犬・猫等の死体処理は、市民が直接搬入するもの（有料）及び、市が収集した飼い主の不明なものについて、クリーンセンターしらさぎで焼却処理している。

8 ごみ処理の流れ

(単位:t)



焼却処理量の搬入按分	
焼却灰・焼却不燃物・燃鉄	
柏市(旧沼南地域分)	35.50%
鎌ヶ谷市	64.50%

Ⅱ 部

（旧沼南地域）

第2章

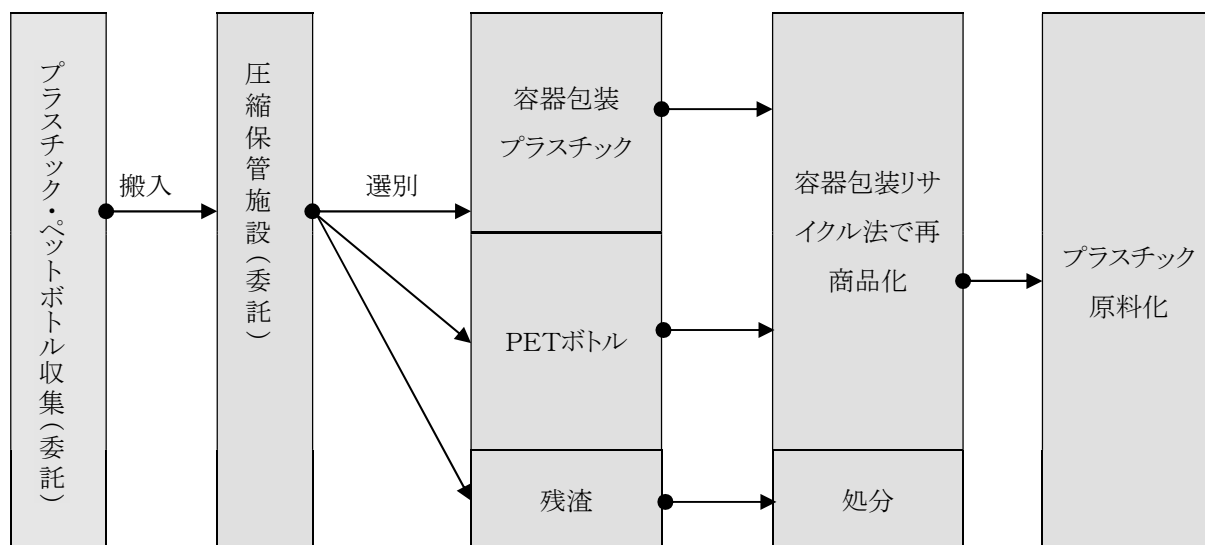
減量・資源化

※旧沼南地域について、クリーンセンターしらさぎに関するものは、
柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合作成の数値を掲載した。

1 資源化事業

(1) 容器包装プラスチック類の資源化

ア. 容器包装プラスチック類の資源化の流れ



イ. 容器包装プラスチック類の収集量と資源化量

（単位:t）

年度	家庭系搬入量		搬入量計	資源化量	処理委託費 (千円)
	プラスチック	ペットボトル			
27	846	138	984	666	62,669
28	838	132	970	596	64,046
29	808	130	938	512	64,046
30	800	135	935	555	64,908
元	797	137	934	533	65,885
2	818	148	966	560	67,334
3	796	153	949	588	67,334
4	771	155	926	602	67,532
5	738	158	896	592	69,351
6	729	160	889	592	68,134

注1 容器包装プラスチック類の資源化量は、プラスチック選別・圧縮施設以外から発生したものを含む。

2 清掃工場負荷軽減のため、平成10年度から容器包装プラスチック類の分別を開始した。平成10～14年度は、固形燃料（RPF）へと資源化した。

3 平成12年度の容器包装リサイクル法完全施行に伴い、平成15年度から、(公財)日本容器包装リサイクル協会が指定する再商品化事業者へ引渡し、資源化した。

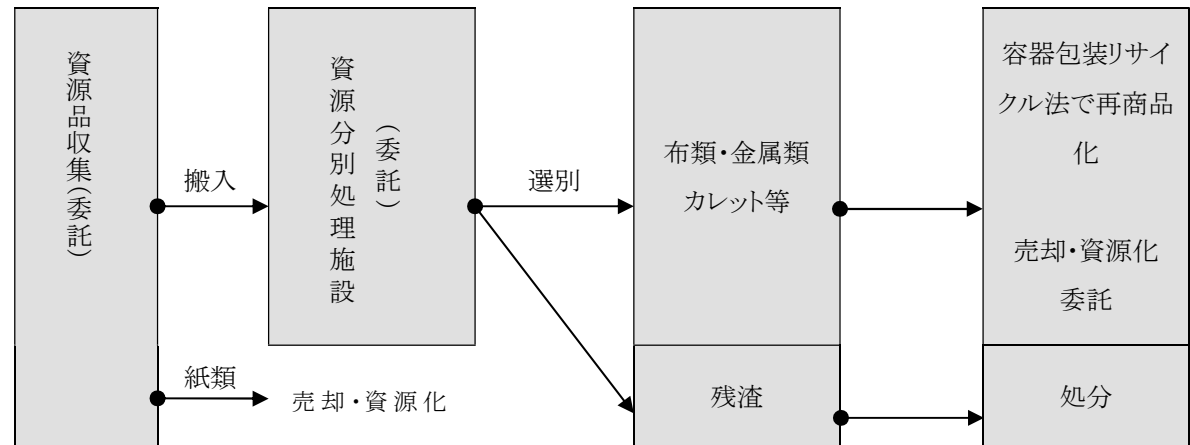
4 平成17年度からペットボトルは、市場において原料としての商品価値が上昇したため、圧縮梱包後、民間事業者へ売却、資源化することとした。

5 平成20年度からペットボトルは、市場における原料としての商品価値の下降が見込まれるため、圧縮梱包後、民間事業者への売却と(公財)日本容器包装リサイクル協会が指定する再商品化事業者へ引渡し、資源化した。

6 平成21年度からペットボトルは、市場における原料としての商品価値の下降が見込まれるため、圧縮梱包後、(公財)日本容器包装リサイクル協会が指定する再商品化事業者へ引渡し、資源化した。

(2) 資源品の資源化

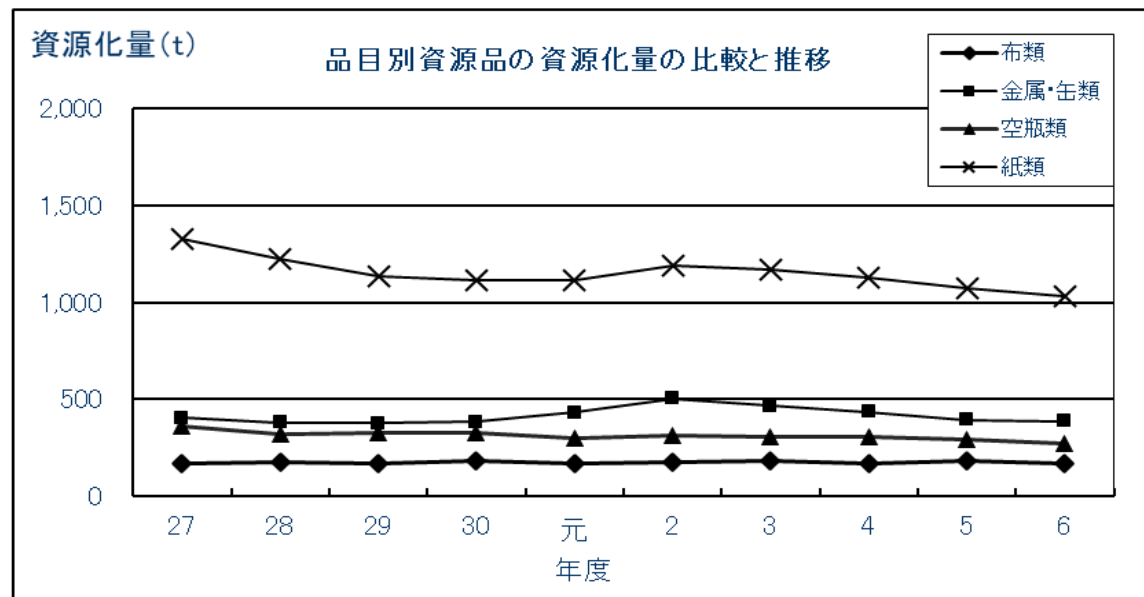
ア. 資源品の資源化の流れ



イ. 資源品の資源化量 (単位:t)

年度	布類	金属・缶類	空瓶類	紙類	計
27	171	406	360	1,326	2,263
28	179	380	320	1,223	2,102
29	172	376	326	1,135	2,009
30	185	385	330	1,113	2,013
元	167	431	303	1,117	2,018
2	177	504	312	1,188	2,181
3	186	465	308	1,171	2,130
4	166	435	308	1,128	2,037
5	181	393	290	1,073	1,937
6	168	389	269	1,032	1,858

注 四捨五入により調整を行っているため、実際の数値と異なる場合がある。



(3) 資源品回収品目及びペットボトル

令和6年4月1日現在

分類	品目	出し方・注意事項
古紙類	新聞, ダンボール, 雑誌・ざつ紙(包装紙, 空き箱など)	・品目別にひもで束ねて出す。
	牛乳やジュース類のパック	・洗って開いて乾かしたものを出す。
布 類	各種衣類, カーテン, シーツ, 毛布, タオルケット, 座布団(中身が綿のもの)など	・まとめてひもで束ねて出す。 ・雨の日は濡れないようにして出す。
空きビン類	飲料用のビン, 食料用のビン, 酒瓶など	・ふたを取り, 黒以外の中身の見える袋で出す。 ・缶の中に残っているものは軽くすすいできれいにする。 ・化粧品のビン是不燃ごみで出す。
空き缶類	飲料用の缶, 食料品の缶, 卓上ガスボンベ, スプレー缶など	・黒以外の中身の見える袋で出す。 ・缶の中に残っているものは軽くすすいできれいにする。 ・スプレー缶は, 中身を出し切る。
金属類	なべ, やかん, フライパン, アイロン, 傘, トースター, 針金ハンガー, 空気入れ, 小型電気製品など	・黒以外の中身の見える袋で出す。
ペットボトル	飲料用, 酒類, しょうゆ用のペットボトル	・中をかるくすすいでふたを取り, ラベルを取ってから出す。 ・集積所に用意してあるネットに入れる。

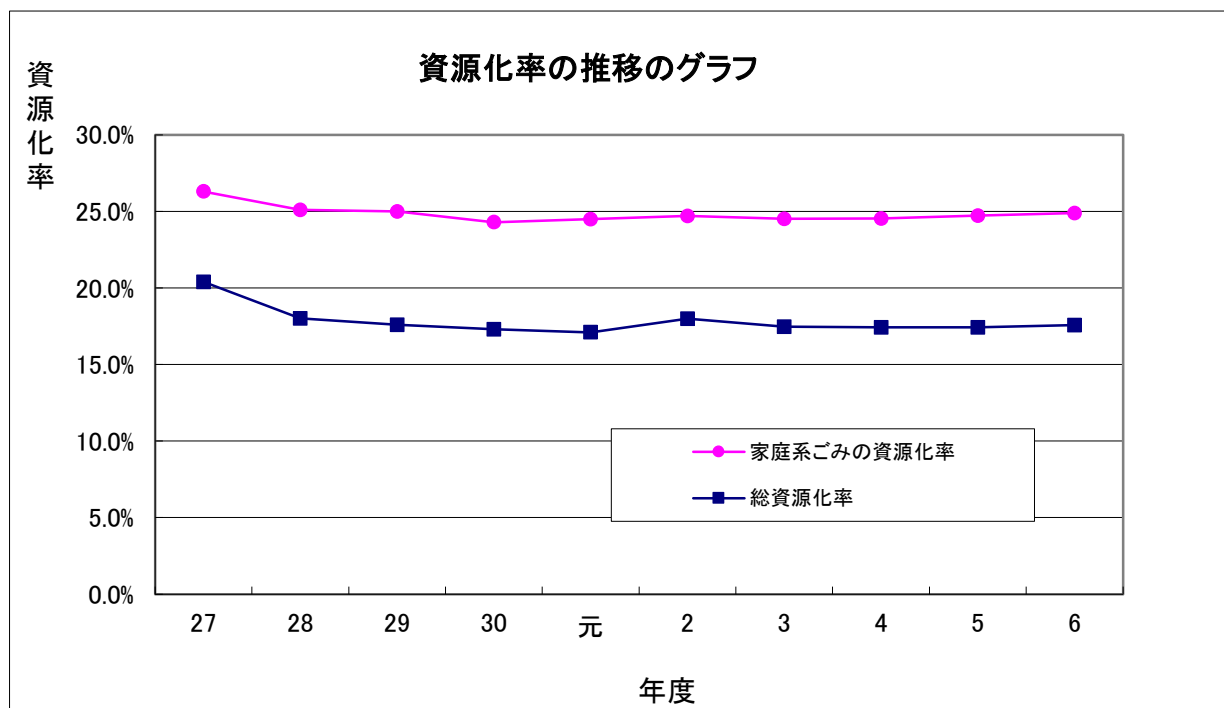
(4) 資源化率の推移

(単位:t)

年度	可燃・不燃・粗大・危険有害物	資源品	プラスチック	燃鉄 焼却灰等	乾電池 蛍光管 ライター	計	総ごみ量	家庭系ごみの資源化率	総資源化率
27	12,246	2,393	666	59	29	3,147	15,392 (11,970)	26.3%	20.4%
28	13,379	2,285	596	48	15	2,944	16,323 (11,731)	25.1%	18.0%
29	13,113	2,213	512	55	24	2,804	15,917 (11,436)	25.0%	17.6%
30	13,256	2,135	555	57	24	2,771	16,027 (11,399)	24.3%	17.3%
元	13,691	2,183	533	105	12	2,833	16,524 (11,548)	24.5%	17.1%
2	13,673	2,298	560	118	23	2,999	16,672 (12,138)	24.7%	18.0%
3	13,704	2,172	588	120	18	2,898	16,602 (11,825)	24.5%	17.5%
4	13,417	2,076	602	134	18	2,830	16,247 (11,540)	24.5%	17.4%
5	12,988	1,963	592	167	20	2,742	15,730 (11,090)	24.7%	17.4%
6	12,823	1,943	592	176	22	2,733	15,556 (10,978)	24.9%	17.6%

注1 プラスチックは、平成14年度まで、固形燃料化(RPF)し、平成15年度から、(公財)日本容器包装リサイクル協会が指定する再商品化事業者へ引渡し、資源化した。

2 総ごみ量は、災害廃棄物を除いた数値であり()は、家庭系ごみの総量である。



Ⅱ 部

（旧沼南地域）

第 3 章

し尿処理等

※旧沼南地域について，アクアセンターあじさいに関するものは，
柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合作成の数値を掲載した。

1 概要

(1) し尿処理状況の推移

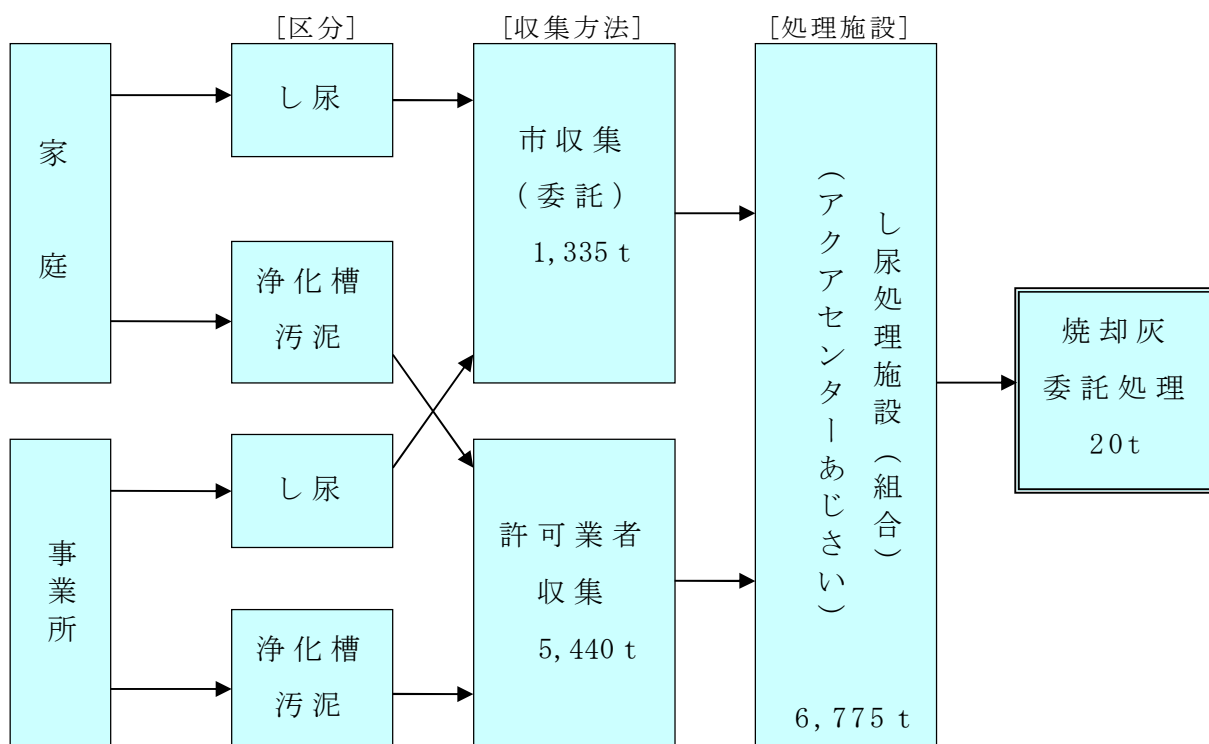
(単位：人，％)

年度	公共下水道人口		浄化槽人口		汲み取り人口		処理対象区域内人口(市内全域)	
27	38,915	74.2	11,831	22.5	1,711	3.3	52,457	100.0
28	39,117	74.3	11,858	22.5	1,646	3.1	52,621	100.0
29	38,825	74.0	12,101	23.0	1,569	3.0	52,495	100.0
30	38,766	73.9	12,140	23.2	1,522	2.9	52,428	100.0
元	38,816	73.7	12,408	23.5	1,476	2.8	52,700	100.0
2	38,988	73.6	12,593	23.8	1,420	2.7	53,001	100.0
3	38,869	73.3	12,776	24.1	1,357	2.6	53,002	100.0
4	38,687	72.9	13,110	24.7	1,293	2.4	53,090	100.0
5	38,582	72.8	13,164	24.8	1,243	2.4	52,989	100.0
6	38,376	72.7	13,222	25.0	1,193	2.3	52,791	100.0

注1 し尿の収集は、市が委託により収集し、処理はすべて組合が行う。

2 浄化槽汚泥は、市内の浄化槽清掃許可業者（旧沼南地域許可業者）が収集し、し尿処理施設（組合）で処理。

(2) し尿処理の流れ



注1 月1回を基本とした定期収集を実施し、工事現場は依頼のあった時点で臨時的な収集を行っている。

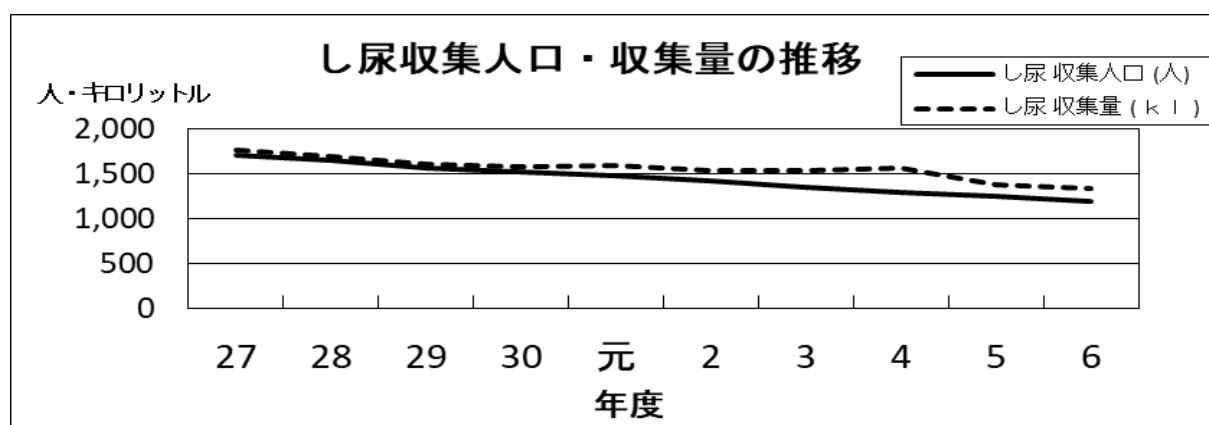
2 浄化槽汚泥の収集は、許可業者が市民との契約に基づき実施し、処理施設へ搬入している。

3 焼却灰は、処理量の搬入按分（柏市（旧沼南地域分）23.39％，白井市15.21％，鎌ヶ谷市61.40％）。

2 し尿の収集

年度	し 尿				
	収集戸数 (戸)	収集人口 (人)	収集量 (k l)	収集日数 (日)	収集日量 (k l)
27	712	1,711	1,767	246	7
28	693	1,646	1,701	246	7
29	664	1,569	1,604	244	7
30	653	1,522	1,578	245	6
元	642	1,476	1,593	243	7
2	626	1,420	1,542	242	6
3	607	1,357	1,534	242	6
4	585	1,293	1,565	244	6
5	570	1,250	1,383	244	6
6	553	1,193	1,335	244	5

注 し尿収集戸数は、清掃管理システムにより算定。し尿収集量は旧沼南地域分。

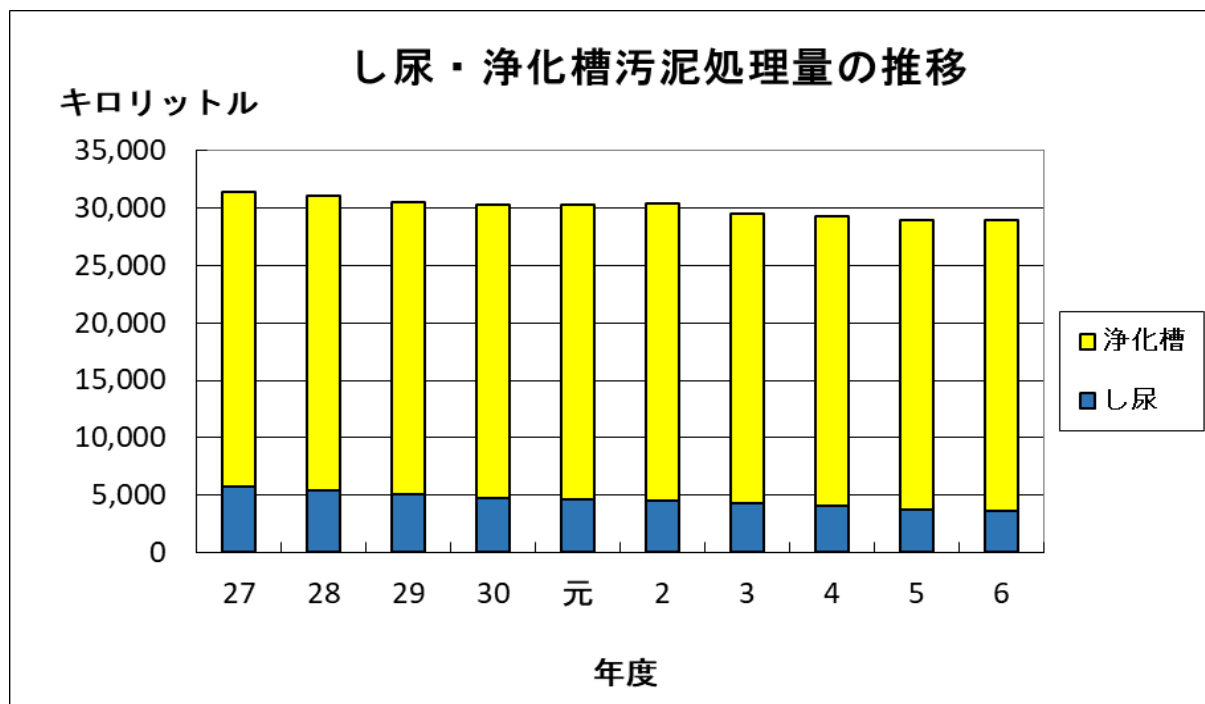


3 し尿及び浄化槽汚泥の処理

(単位：k l)

年度	処理日数	処理量			処理日量		
		し尿	浄化槽 汚 泥	合計	し尿	浄化槽 汚 泥	合計
27	366	5,756	25,666	31,422	16	70	86
28	365	5,392	25,726	31,118	15	70	85
29	365	5,068	25,434	30,502	14	70	84
30	365	4,726	25,609	30,335	13	70	83
元	366	4,596	25,718	30,314	13	70	83
2	365	4,456	25,923	30,379	12	71	83
3	365	4,304	25,213	29,517	12	69	81
4	365	4,109	25,172	29,281	11	68	79
5	366	3,782	25,202	28,984	10	69	79
6	365	3,671	25,296	28,967	10	69	79

注 し尿および浄化槽汚泥の処理量は、施設全体の処理量である。



4 浄化槽設置基数の推移（旧沼南地域）

（単位：基，千円）

年度	浄化槽設置基数			補助制度による合併浄化槽設置基数			
	単独	合併	計	下水道認可区域内	下水道認可区域外	計	補助金交付額
27	2,288	1,736	4,024	0	3	3	1,332
28	2,286	1,788	4,074	0	2	2	888
29	2,239	1,841	4,080	0	3	3	1,332
30	2,217	1,938	4,155	0	1	1	444
元	2,208	2,003	4,210	0	1	1	444
2	2,190	2,087	4,277	0	6	6	4,352
3	2,182	2,077	4,259	0	1	1	584
4	2,178	2,117	4,295	0	4	4	2,904
5	2,171	2,135	4,306	0	5	5	3,831
6	2,160	2,164	4,324	0	9	9	7,122

注 1 補助の対象：下水道認可区域以外の地域，単独浄化槽又はくみ取り便所から合併処理浄化槽に転換する者に補助金を交付する。

2 平成18年度以降の浄化槽設置基数は，一般廃棄物処理業許可業者（浄化槽汚泥及びし尿の収集運搬）からの実績報告をもとに，市町村合併後に導入した浄化槽管理システムにより稼働中の浄化槽基数を算出したもの。

卷末資料

資料 1 清掃事業の沿革年表

年次	月	一般関係事項	月	し尿関係事項	月	ごみ関係事項	月	資源化関係事項
S 29	9 11	市制施行。 清掃条例制定。						
35	10	衛生課清掃係発足。						
36					3	市営塵芥焼却場 (18.7t / 日) 竣工。		
39	4	機構改革により衛生部 環境衛生課清掃係とな る。						
40			3	第一し尿処理場 (72kl / 日) 竣工。 5 し尿収集手数料改定及 び徴収員制度による徴 収制度による徴収を開 始。 7 徴収員制度に加え衛生 協力会による徴収制度 を開始。				
43	8	機構改革により衛生部 清掃課清掃第一、第二 案係となる。						
44	2	機構改革により民生部 衛生第一課、第二課と なる。	3	第二し尿処理場 (90kl / 日) 竣工。				
46	12	柏市清掃条例を廃止し 柏市廃棄物の処理及び 清掃に関する条例を制 定。 (柏市 条例第51号)			12	分別収集開始。 (可燃と不燃) 粗大ゴミは町会単位で 個別収集開始。		
47	4	民生部から清掃、衛生 部門を分離し、衛生部を 新設。						
48	3	柏市廃棄物処理清掃条 例の一部改正。 (柏市 条例第17号) 清掃部門を業務一課業 務二課から、清掃管理 課、第一清掃事務所、 第二清掃事務所の二課 2所に拡充。			4 6	ごみ処理手数料の改定 。 船戸清掃工場 (300t / 日) 竣工		
49			3	第一し尿処理場増設。 (28kl / 日)				
50			2	第二し尿処理場増設。 (70kl / 日)				
51	3	条例の一部改正。 (柏市 条例第18号)	4	処理手数料を改定。 (し尿を人数制から定額 制に変更)	3 4	清掃工場灰処理施設竣 工。 事業系処理手数料を改 定。	9	「柏方式」による資源回 収運動を開始。
52	4 6	衛生部を廃止し、環境部 を新設。 (清掃管理課第一清掃 事務所、第二清掃事 務所) 柏市あき地の管理に関 する指導要綱制定。			4 8	布施最終処分場取得。 (70,208㎡) 粗大ごみ処理施設。 (50t / 5H) 竣工	10	柏市資源組合結成。
53					3	布施最終処分場埋立て 開始。	4	柏市資源回収運動実施 要綱制定。
54	3 4	あき地の雑草等の除去 に関する条例制定。 (柏市 条例第22号) 清掃部門を清掃管理課 清掃施設課、第一清掃 事務所、第二清掃事務 所の二課二所に拡充。					3	柏市再生資源組合設立。 (柏市資源組合と柏市金 属屑防犯協力組合が合 併)
55			10	第二し尿処理場増設。 (280kl / 日) 着工	3 3	布施最終処分場水処理 施設 (80㎡ / 日) 竣工。 船戸清掃工場水処理施 設 (110㎡ / 日) 着工。	4	資源ごみ回収報償金制 度制定。

年次	月	一般関係事項	月	し尿関係事項	月	ごみ関係事項	月	資源化関係事項
56			3	家庭雑排水処理施設 (200㎡ / 日) 取得。	3	柏市総合計画に南部新 清掃工場建設計画が盛 り込まれる。	9	柏市再生資源事業協同 組合が設立。 (柏市再生資源組合が名 称を変更し、正式に法人 登録)
57					12	ごみ減量運動推進計画 策定。		
58					1	三分別収集開始。 (可燃, 不燃, 資源品)	1	町会・自治会を単位とし た資源回収開始。
59			3	第二し尿処理場 (280kl / 日) 竣工。 4 第一し尿処理場を篠籠 田浄化センター, 第二 し尿処理場を山高野浄 化センターに名称変更。 7 篠籠田浄化センター処 理機能廃止。				
60	3	条例の一部改正及び題 名変更。「柏市廃棄物の 処理及び清掃に関する 条例」 (柏市 条例第10号)	3	篠籠田浄化センター中 継地竣工。 4 処理手数料を改定。	3	船戸清掃工場塩化水素 除去装置竣工。 4 柏市廃棄物処理基本計 画策定。 4 処理手数料改定。 11 使用済み乾電池を有害 ごみとして分別開始。		
61	9	条例の一部改正。 (柏市 条例第23号)			1	高分子物圧縮搬送設備 竣工。 3 布施最終処分場水処理 施設重金属除去装置設 備増設。 3 清掃工場灰処理施設休 止。		
62			3	篠籠田浄化センター (処理施設)解体撤去。		柏市廃棄物処理基本計 画改定。	6	中十余二の元山に, ビ ン類選別施設を整備し ビン類の選別を開始。
H 元					6	新清掃工場建設工事着 工。		
2						柏市廃棄物処理基本計 画策定。		十余二の翁原に, 金属 類選別施設を整備し, 金 属類の細選別を開始。
3					9	柏市最終処分場建設工 事着工。	4	生ごみ処理容器(コン ポスト)購入費補助制 度開始。 8 十余二の翁原に, アル ミ缶選別施設を整備し アルミ缶の選別を開始。
4	4	清掃部門をクリーン推 進室, 清掃業務課, 環 境サービス事務所, 清 掃工場, 清掃収集事務 所に組織変更。			3	新清掃工場 (300t / 日) 竣工。 3 清掃収集事務所竣工。 4 ごみ分別方法変更。 (ビニール・プラスチック 類を可燃ごみに) 不燃ごみの収集日数を 週1回から月2回に変更 条例の一部改正及び題 名変更。「柏市廃棄物処 理清掃条例」 (柏市 条例第26号)	2	資源回収を月1回から 月2回に拡大。 7 十余二の翁原に瓶類選 別施設を規模拡大整備 し, 同時に中十余二の 施設を廃止。 8 粗大ごみ処理施設が火 災により一部焼損。 10 不法投棄監視員制度発 足。
	2	ごみ減量推進協議会を 発足。			3	柏市最終処分場竣工。 (55, 000㎡) 3 布施最終処分場埋立て 終了。 4 柏市最終処分場埋立て 開始。 10 粗大ごみ処理施設復旧 工事着手。	7	紙パック(牛乳パック)を 資源品目に追加。

年次	月	一般関係事項	月	し尿関係事項	月	ごみ関係事項	月	資源化関係事項
5	3	条例の全部改正。 (柏市 条例第17条)			7	布団の資源化開始。 7 ごみ処理手数料を改定。 8 放置車両に持ち主調査中のステッカーを張り始める。 10 ステッカーを張って瓶缶混入ごみの取り残しを開始。		
	4	清掃業務課をクリーン推進室へ統合するとともに新たに施設整備課を設置する。						
6					1	ごみの不法投棄展開催。 2 古タイヤと消火器を適性処理困難物に指定。 2 共同住宅等ごみ出し責任者制度発足。 3 柏市一般廃棄物処理基本計画策定。 6 収集車に市民体験乗車開始。	3	発泡トレーの店頭回収。
7					2	ごみ歴史展開催。 4 ごみ分別方法変更。 (プラスチックごみ分別リサイクル開始) ごみ出しカレンダー全世界帯に配布。 可燃ごみの収集日数を週3日から週2日に変更。 7 フロンガス回収開始。 10 第二清掃工場建設予定地選定。 11 ごみマンガ展開催。	3	布団保管倉庫完成。 9 生ごみ処理容器補助制度をEM菌容器や機械式についても適用。
8	3	条例の一部改正。 (柏市 条例第21号)	10	し尿処理手数料を改定。	6	暮らしのコミュニケーション展開催。 10 粗大ごみ有料化実施 ごみ処理手数料改定	2	ペットボトルのモデル回収実施。
	4	施設整備課を清掃工場建設課に名称変更。					5	家具等リサイクル展示場オープン。
9	3	ばい捨て及び違反ごみ出し防止条例制定 (柏市 条例第7号)			3	柏市一般廃棄物処理基本計画改定。 事業系廃冷蔵庫フロンガス回収補助事業開始。	4	ペットボトルを資源品目に追加。
10	9	柏市一般廃棄物処理施設生活環境影響調査結果縦覧条例制定。 (柏市 条例第33条)						
11				家庭雑排水処理施設 (200m ³ / 日) 廃止。	1	ごみ再利用・資源化事業で自治大臣表彰。 1 容器包装リサイクル法完全施行モデル事業。 3 環境フェスタ開催。		
12			3	篠籠田浄化センター中継地廃止。 4 環境サービス事務所と山高野浄化センターが統合。	1	清掃工場ダイオキシン恒久対策工事開始。 7 柏市一般廃棄物処理基本計画改定。 11 ごみ減量化行動計画策定。	4	家庭系プラスチックごみの一部に容器包装リサイクル法を適用。 9 柏市リサイクルプラザ建設工事開始。

年次	月	一般関係事項	月	し尿関係事項	月	ごみ関係事項	月	資源化関係事項
13	2	広域的相互支援協定締結。(5市2町1組合)(平成13年12月効力失効)	4	山高野浄化センターを環境サービス事務所施設 担当に名称変更。	1	リサイクル家具展示場休止。	3	プラスチック処理施設「柏プラネット」稼動。
	4	柏市廃棄物処理清掃条例改正。			4	事業系プラスチックごみ分別開始。	4	容器包装リサイクル法によるその他のプラスチック再商品化本格開始。
	4	家電リサイクル法施行。			4	家庭系ごみの清掃工場持込みを有料化。	4	資源品買上金制度廃止。
	12	柏市ダイオキシン類発生抑制条例制定。(平成14年4月施行)	12	山高野浄化センター施設改修工事開始。	4	フロン回収事業廃止。	4	剪定枝資源化開始。
	12	広域的相互支援協定締結。(6市2町1組合)			10	黒袋でのごみ排出禁止。		
					10	船戸清掃工場ダイオキシン恒久対策工事終了。		
					11	柏市最終処分場10年間の使用期間延長協定締結。		
					12	第二清掃工場建設工事契約。		
14			4	改修工事継続。	2	家庭用小型焼却炉回収。	4	柏市リサイクルプラザオープン。
					6	第二清掃工場建設工事開始。	5	リサイクルプラザ内にごみ減量リサイクル啓発施設「リボン館」オープン。
15			5	し尿処理施設の改修工事試運転開始。	3	最終処分場跡地整備基本計画策定。		
					3	ごみ減量化計画改定。		
16	12	柏市ばい捨て等防止条例改正。	3	し尿処理施設改修工事の竣工。	3	一般廃棄物処理基本構想案作成。	3	資源品持ち去り禁止看板を掲示。
			3	し尿処理手数料について条例の一部改正。	3	最終処分場跡地整備基本計画策定。		
			4	仮設トイレの収集を許可制へ移行。	11	ごみ不思議展開催。		
			4	山高野浄化センターの運転管理委託開始。	12	第二清掃工場運営。長期責任委託契約締結。		
17	3	東葛飾郡沼南町を編入合併。			3	一般廃棄物処理基本計画策定。	3	柏市廃棄物処理清掃条例を改正し、資源品持ち去り行為を禁止。
	4	柏市ばい捨て等防止条例施行。			4	第二清掃工場稼動。		
	4	柏市廃棄物処理清掃条例改正。			4	第二清掃工場の運転管理及び施設管理業務委託について、20年間の長期責任委託を実施。	4	第二清掃工場からの焼却灰について、灰溶融炉による資源化を実施。(スラグ化、メタル化等)
					4	南北クリーンセンター体制への移行。		
					4	南北2収集体制開始。		
					4	指定袋制度導入、プラスチック分別の一部変更。		
18					4	第二清掃工場余熱還元施設「リフレッシュプラザ」オープン。		
					4	テープ類について、不燃ごみから可燃ごみへ分別区分を変更。		
			6	山高野浄化センターの運転管理及び施設管理業務委託について、5年間の長期責任委託を実施。	5	最終処分場跡地整備開始		
					8	柏市再生指定ごみ袋がエコマークを取得。		

年次	月	一般関係事項	月	し尿関係事項	月	ごみ関係事項	月	資源化関係事項
19		4 改正容器包装リサイクル法施行。 6 柏市不法投棄対策条例施行。				1 柏市再生指定ごみ袋エコマーク取得記念シンポジウム開催。 3 第二清掃工場多目的広場の整備完了。 4 粗大ごみの個別収集委託を実施。		
20		2 柏市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則制定。 4 中核市移行。 (環境部機構改革)		1 柏市浄化槽保守点検業者登録条例施行規則制定。 3 柏市浄化槽法施行細則制定。 4 し尿(柏地区)の収集業務委託を実施。		3 柏市指定ごみ袋の仕様変更。 4 柏市清掃工場の運転管理及び施設管理業務委託について、14年間の長期包括委託を実施。	11	ペットボトルの一部(2割)に容器包装リサイクル法を適用。
21							4	ペットボトルを全量容器包装リサイクルルートに変更。
22		5 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正。						
23		8 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行。 8 放射線対策室を設置。						
24		10 廃棄物政策課内に災害廃棄物対策担当を設置。				3 柏市最終処分場の使用期限満了。 3 柏市一般廃棄物処理基本計画の改訂。(スリムかしわ) 4 柏市最終処分場埋立終了時整備事業開始。 7 福島第一原発事故の影響により草木ごみの分別を開始。		
25		4 小型家電リサイクル法(使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律)施行。 4 柏市廃棄物処理清掃条例の一部改正を施行。 (市が設置する一般廃棄物処理施設に置かれる技術管理者の資格は廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第17条第1項に定める資格と同様の技術士等とする1条を追加)				3 柏市最終処分場埋立終了時整備事業完了。		

年次	月	一般関係事項	月	し尿関係事項	月	ごみ関係事項	月	資源化関係事項
26	4	柏市廃棄物処理清掃 条例改正。(廃棄物処理 手数料の消費税相当額を 8%に改正)					11	使用済み小型家電リサイ クル実証事業を開始。
27	3	柏市土砂等埋立て等規制 条例改正。			10	旧柏地域に係る柏市家庭 系一般廃棄物収集運搬 業務について、一部委託 を開始。	4	使用済み小型家電リサイ クル事業を開始。
28	4	放射線対策室を廃止。 環境政策課内に放射線対 策対策担当を設置。						
29					4	南部クリーンセンターにお いて祝日にあたる土曜日 の午前中に許可業者の搬 入受入開始。	4	スプレー缶の「排出に伴う 穴空け」を中止。
30					4	有害ごみを資源品の日に 収集日変更。	4	小型家電回収ボックス及 び民間提携業者によるパ ソコンの回収を開始。
R 元			2	山高野浄化センター処理 棟の外壁塗装及び屋上防 水改修工事を施工。			6	リサイクルプラザ長寿命化 工事開始。
2			11	山高野浄化センター管理 棟の外壁塗装及び屋上防 水改修工事を施工。	10	草木ごみの分別を終了 し、可燃ごみへ統合。		
					10	ごみ出し困難者支援収集 開始。		
3	4	廃棄物政策課内に清掃施 設整備室を設置。						
4	4	廃棄物政策課内の清掃施 設整備室を清掃施設課と して改編。			3	柏市最終処分場埋立終 了。	3	リサイクルプラザ長寿命化 工事終了。
	4	プラスチックに係る資源循 環の促進等に関する法律 施行。			4	柏市清掃工場の運転管理 及び施設管理業務委託に ついて、2年間の長期包 括委託の延長を実施。		
5					3	一般廃棄物処理基本計 画を策定。	2	「柏市プラスチックスマート 宣言」を表明。
					10	在宅医療廃棄物の排出方 法を変更		
6					4	主なごみの分別名称と指 定ごみ袋の色を柏地域を 基本に統一。		
					4	指定可燃ごみ袋をレジ袋 として販売開始。		
					4	北部クリーンセンター長寿 命化工事開始。		
					4	柏市清掃工場の運転管理 及び施設管理業務委託に ついて、18年間の長期包 括委託を実施。		
					9	柏市最終処分場跡地公 園整備工事開始。		

資料2 廃棄物処理手数料の経緯

改正	昭和48年条例第17号				昭和48年条例第39号			
施行	昭和48年4月1日施行				昭和48年10月1日施行			
ごみ処理	区 分		単位	金額	区 分		単位	金額
	事業活動に伴って生じた一般廃棄物で市が処理するもの	1日排出量 平均 10 kg 未満	月額	200 円	事業活動に伴って生じた一般廃棄物で市が処理するもの	1日排出量 平均 10 kg 未満	月額	200 円
		1日排出量 平均 10 kg 以上 50 kg 未満	月額	500 円		1日排出量 平均 10 kg 以上 50 kg 未満	月額	500 円
		1日排出量 平均 50 kg 以 上 100 kg未満	月額	1,000 円		—	—	—
	事業活動に伴って生じた一般廃棄物で市長の許可を受けて自ら市の施設へ搬入したものうち	焼 却 処 分 するもの	20 kg に つき	20 円	事業活動に伴って生じた一般廃棄物で、自ら市の施設へ搬入したものうち	焼 却 処 分 するもの	20 kg に つき	20 円
		埋 立 処 分 するもの	20 kg に つき	10 円		埋 立 処 分 するもの	50 kg を 超えたもの につ いて 20 kgにつき	20 円
産業 廃棄物	市の施設で焼却処分するもの		20 kg に つき	20 円	市の施設で焼却処分するもの		20 kg に つき	20 円
死 犬 体 猫	犬, 猫などの死体 処理	市 が 処 理 するもの	1頭につ き	300 円	犬, 猫などの死体 処理	市 が 処 理 するもの	1頭につ き	300 円
し尿 処 理	一般家庭で1人から4人まで		月額	200 円	一般家庭で1人から4人まで		月額	200 円
	一般家庭で5人から7人まで		月額	280 円	一般家庭で5人から7人まで		月額	280 円
	一般家庭で8人以上		月額	280 円に 1人増す ごとに 30 円を加え た額	一般家庭で8人以上		月額	280 円に 1人増す ごとに 30 円を加え た額
	事業所及び共同住宅などで不特定多数の人が出入りするものまたは居住するもの		36 リットルに つき	35 円	事業所及び共同住宅などで不特定多数の人が出入りするものまたは居住するもの		36 リットルに つき	35 円
汚 浄 泥 化 槽	条例第12条により許可した業者が搬入するもの		1,800 リットル につき	400 円	条例第12条により許可した業者が搬入するもの		1,800 リットル につき	400 円

改正	昭和51年条例第18号				昭和59年条例第10号			
施行	昭和51年4月1日施行				昭和59年4月1日施行			
ごみ処 理	区 分		単位	金額	区 分		単位	金額
	—	—	—	—	—	—	—	—
		—	—	—		—	—	—
		—	—	—		—	—	—
	事業活動に伴って生じた一般廃棄物で、自ら市の施設へ搬入したもの	50 kgを超えたものについて	1 kgにつき	3 円	事業活動に伴って生じた一般廃棄物で、自ら市の施設へ搬入したもの	50 kgを超えたものについて	1 kgにつき	5 円
産業廃棄物	市の施設で焼却処分するもの		1 kgにつき	3 円	市の施設で焼却処分するもの		1 kgにつき	5 円
犬猫死体	犬, 猫などの死体	市が収集, 運搬, 処分するもの	1頭につき	1,000 円	犬, 猫などの死体	市が収集, 運搬, 処分するもの	1頭につき	1,000 円 (※ H4.4.1 ~ 1,030 円)
		自己搬入するもの	1頭につき	300 円		自己搬入するもの	1頭につき	300 円
し尿処理	一般家庭 1 世帯		月額	330 円	一般家庭 1 世帯		月額	400 円 (※ H4.4.1 ~ 410 円)
	事業所及び共同住宅などで不特定多数の人が出入りするものまたは居住するもの		1 $\frac{1}{2}$ ℓにつき	2 円	事業所及び共同住宅などで不特定多数の人が出入りするものまたは居住するもの		1 $\frac{1}{2}$ ℓにつき	2.5 円
汚泥浄化槽	条例第13条により許可した業者が搬入するもの		1,800 ℓにつき	400 円	条例第14条の規定により許可した業者が搬入するもの		1,800 ℓにつき	500 円
					※平成3年条例第26号 平成4年4月1日施行 平成4年4月1日より※印の他は算定額に 100 分の 103 を乗じた額			

改正	平成5年条例第17号				平成8年条例第21号			
施行	平成5年7月1日施行				平成8年10月 1 日施行			
ごみ処理	区 分		単位	金額	区 分		単位	金額
	—	—	—	—	事業活動に伴って生じる一般廃棄物で市長の指定する場所へ搬入するもの	1kg	15 円	
		—	—	—				
		—	—	—	許可業者が搬入するもの	1kg	15 円	
	事業活動に伴って生じた一般廃棄物で、市長の指定する場所へ搬入したもの	10 kg を超えたものについて	1kg	10 円	一般家庭から排出される粗大ごみで本市が戸別に収集、運搬及び処分するもの	1件	1,000 円	
					一般家庭から排出されるごみで市民が搬入するもの	無料		
許可業者が搬入するもの								1kg
産業廃棄物	市の施設で焼却処分できる産業廃棄物で市長が告示するもの		1kg	10 円	本市の施設において焼却処分できる産業廃棄物で市長が告示するもの		1kg	15 円
犬猫死体	犬、猫などの死体	市が収集、運搬、処分するもの	1頭	1,030 円	犬、猫などの死体	市が収集、運搬、処分するもの	1体	1,030 円 (H9.4.1～1,050 円)
		自己搬入するもの	1頭	300 円		市長の指定する場所へ搬入するもの	1体	300 円 (H9.4.1～310 円)
し尿処理	一般家庭 1 世帯		月額	410 円	一般家庭 1 世帯		月額	410 円 (H9.4.1～420 円)
	事業所及び共同住宅などで継続して収集するもの		1 $\frac{1}{2}$ ℓ	2.5 円	事業所及び共同住宅などで継続して収集するもの		1 $\frac{1}{2}$ ℓ	3.2 円
	上記以外で臨時に収集するもの		1回	410 円	上記以外で臨時に収集するもの		1回	1,100 円 (H9.4.1～1,120 円)
浄化槽汚泥	許可業者が搬入するもの		1,800 $\frac{1}{2}$ ℓ	500 円	許可業者が搬入するもの		1,800 $\frac{1}{2}$ ℓ	500 円
	浄化槽汚泥、し尿の事業所及び共同住宅などで継続して収集するもの、その他の一般廃棄物及び産業廃棄物の手数料は、この表の区分により算出した額に 100 分の 103 を乗じて得た額とする				浄化槽汚泥、し尿の事業所及び共同住宅などで継続して収集するもの、その他の一般廃棄物及び産業廃棄物の手数料は、この表の区分により算出した額に 100 分の 103 を乗じて得た額とする。 (平成9年4月から 100 分の 103 は、100 分の 105 と読み替える)			

改正	平成12年条例第41号				平成15年条例第17号			
施行	平成13年4月 1 日施行				平成16年4月 1 日施行			
(一般廃棄物)	区 分		単位	金額	区 分		単位	金額
	ごみ処理	一般家庭から排出される一般廃棄物で市民が市長の指定する場所へ搬入するもの	10 kg までごとに	180 円※	一般家庭から排出される一般廃棄物で市民が市長の指定する場所へ搬入するもの	10 kg までごとに	180 円※	
		事業活動に伴って生じる一般廃棄物で事業者が市長の指定する場所へ搬入するもの			事業活動に伴って生じる一般廃棄物で事業者が市長の指定する場所へ搬入するもの			
		許可業者が搬入するもの			許可業者が搬入するもの			
	一般家庭から排出される粗大ごみで本市が戸別に収集、運搬及び処分するもの		1件	1,050 円	一般家庭から排出される粗大ごみで本市が戸別に収集、運搬及び処分するもの	1件	1,050 円	
(プラスチックごみ)	事業活動に伴って生じるプラスチックごみで事業者が市長の指定する場所へ搬入するもの		10 kg までごとに	160 円※	事業活動に伴って生じるプラスチックごみで事業者が市長の指定する場所へ搬入するもの	10 kg までごとに	160 円※	
	許可業者が搬入するもの				許可業者が搬入するもの			
産業廃棄物	本市の施設において焼却処分できる産業廃棄物で市長が告示するもの		10 kg までごとに	180 円※	本市の施設において焼却処分できる産業廃棄物で市長が告示するもの	10 kg までごとに	180 円※	
犬猫死体	犬、猫などの死体	市が収集、運搬、処分するもの	1体	1,050 円	犬、猫などの死体	市が収集、運搬、処分するもの	1体	1,050 円
		市長の指定する場所へ搬入するもの	1体	310 円		市長の指定する場所へ搬入するもの	1体	310 円
し尿処理	一般家庭		1世帯当たり月額	420 円	一般家庭	1世帯当たり月額	420 円	
	事業所及び共同住宅などで継続して収集するもの		1 $\frac{1}{10}$ ℓ	3.2 円※	事業所及び共同住宅などで継続して収集するもの	1 $\frac{1}{10}$ ℓ	3.2 円※	
	上記以外で臨時に収集するもの		1 回	1,120 円	許可業者が搬入するもの	1,800 $\frac{1}{10}$ ℓ	500 円※	
汚泥浄化槽	許可業者が搬入するもの		1,800 $\frac{1}{10}$ ℓ	500 円※	許可業者が搬入するもの	1,800 $\frac{1}{10}$ ℓ	500 円※	
	※印の手数料の額は、この表の区分により算定した額に100 分の 105 を乗じて得た額とする。				※印の手数料の額は、この表の区分により算定した額に100 分の 105 を乗じて得た額とする。 10 円未満は切り捨てとする。			

改正	平成17年条例第72号				平成19年条例第56号			
施行	平成17年4月 1 日施行				平成20年4月 1 日施行			
(一般廃棄物)	区 分		単位	金額	区 分		単位	金額
	ごみ処理	一般家庭から排出される一般廃棄物で市民が市長の指定する場所へ搬入するもの	10 kg までごとに	189 円	一般家庭から排出される一般廃棄物で市民が市長の指定する場所へ搬入するもの	10 kg までごとに	189 円	
		事業活動に伴って生じる一般廃棄物で事業者が市長の指定する場所へ搬入するもの			事業活動に伴って生じる一般廃棄物で事業者が市長の指定する場所へ搬入するもの			
		許可業者が搬入するもの			許可業者が搬入するもの			
	ごみ処理	一般家庭から排出される粗大ごみで本市が戸別に収集、運搬及び処分するもの	1件	1,050 円	一般家庭から排出される粗大ごみで本市が戸別に収集、運搬及び処分するもの	1件	1,050 円	
(プラスチックごみ)	事業活動に伴って生じる容器包装プラスチック類で事業者が市長の指定する場所へ搬入するもの		10 kg までごとに	168 円	事業活動に伴って生じる容器包装プラスチック類で事業者が市長の指定する場所へ搬入するもの	10 kg までごとに	168 円	
	許可業者が搬入するもの				許可業者が搬入するもの			
産業廃棄物	本市の施設において焼却処分できる産業廃棄物で市長が告示するもの		10 kg までごとに	189 円	本市の施設において焼却処分できる産業廃棄物で市長が告示するもの	10 kg までごとに	189 円	
犬猫死体	犬, 猫などの死体	市が収集、運搬、処分するもの	1体	1,050 円	犬, 猫などの死体	—	—	
		市長の指定する場所へ搬入するもの	1体	310 円		市長の指定する場所へ搬入するもの	1体	310 円
し尿処理	一般家庭		1世帯当たり月額	420 円	一般家庭	1世帯当たり月額	420 円	
	事業所及び共同住宅などで継続して収集するもの		1 $\frac{1}{2}$ リットル	3.36 円	事業所及び共同住宅などで継続して収集するもの	1 $\frac{1}{2}$ リットル	3.36 円	
	許可業者が搬入するもの		1,800 $\frac{1}{2}$ リットル	525 円	許可業者が搬入するもの	1,800 $\frac{1}{2}$ リットル	525 円	
汚泥浄化槽	許可業者が搬入するもの		1,800 $\frac{1}{2}$ リットル	525 円	許可業者が搬入するもの	1,800 $\frac{1}{2}$ リットル	525 円	
	10 円未満は切り捨てとする。				10 円未満は切り捨てとする。			

注 柏市廃棄物処理清掃条例によるもの。

改正	平成 25 年条例第 52 号				平成 31 年条例第 3 号			
施行	平成 26 年4月 1 日施行				令和元年 10 月 1 日施行			
(一般廃棄物) 処理	区 分		単位	金額	区 分		単位	金額
	一般家庭から排出される一般廃棄物で市民が市長の指定する場所へ搬入するもの		10 kg まで ごとに	194.4 円	一般家庭から排出される一般廃棄物で市民が市長の指定する場所へ搬入するもの		10 kg まで ごとに	198 円
	事業活動に伴って生じる一般廃棄物で事業者が市長の指定する場所へ搬入するもの				事業活動に伴って生じる一般廃棄物で事業者が市長の指定する場所へ搬入するもの			
	許可業者が搬入するもの				許可業者が搬入するもの			
	一般家庭から排出される粗大ごみで本市が戸別に収集、運搬及び処分するもの		1件	1,080 円	一般家庭から排出される粗大ごみで本市が戸別に収集、運搬及び処分するもの		1件	1,100 円
(プラスチックごみ) 処理	事業活動に伴って生じる容器包装プラスチック類で事業者が市長の指定する場所へ搬入するもの		10 kg まで ごとに	172.8 円	事業活動に伴って生じる容器包装プラスチック類で事業者が市長の指定する場所へ搬入するもの		10 kg まで ごとに	176 円
	許可業者が搬入するもの				許可業者が搬入するもの			
産業廃棄物	本市の施設において焼却処分できる産業廃棄物で市長が告示するもの		10 kg まで ごとに	194.4 円	本市の施設において焼却処分できる産業廃棄物で市長が告示するもの		10 kg まで ごとに	198 円
犬猫死体	犬、猫などの死体	市長の指定する場所へ搬入するもの	1体	324 円	犬、猫などの死体	市長の指定する場所へ搬入するもの	1体	330 円
し尿処理	一般家庭		1 世 帯 当 たり月額	432 円	一般家庭		1 世 帯 当 たり月額	440 円
	事業所及び共同住宅などで継続して収集するもの		1 ^{リットル}	3.45 円	事業所及び共同住宅などで継続して収集するもの		1 ^{リットル}	3.52 円
	許可業者が搬入するもの		1,800 ^{リットル}	540 円	許可業者が搬入するもの		1,800 ^{リットル}	550 円
汚泥浄化槽	許可業者が搬入するもの		1,800 ^{リットル}	540 円	許可業者が搬入するもの		1,800 ^{リットル}	550 円
	10 円未満は切り捨てとする。				10 円未満は切り捨てとする。			

注 柏市廃棄物処理清掃条例によるもの。

柏市告示第 1 3 6 号

令和 7 年度一般廃棄物処理実施計画

柏市廃棄物処理清掃条例（平成 5 年柏市条例第 1 7 号）第 1 7 条第 1 項の規定により，令和 7 年度一般廃棄物処理実施計画を次のとおり定める。

令和 7 年 3 月 3 1 日

柏市長 太 田 和 美

目次

- 第 1 計画区域及び期間
- 第 2 一般廃棄物の種類及び排出見込量
 - 1 ごみ関係
 - 2 生活排水関係
 - 3 犬，猫等死体
- 第 3 ごみ処理実施計画
 - 1 ごみの排出抑制の方法
 - 2 再資源化の方法及び量
 - 3 収集・運搬計画
 - 4 中間処理・最終処分計画
 - 5 処理が困難なごみに関する事項
- 第 4 生活排水処理実施計画
 - 1 計画対象人口
 - 2 収集・運搬計画
 - 3 中間処理・最終処分計画
 - 4 啓発活動
- 第 5 一般廃棄物処理施設の整備に関する事項
 - 1 ごみに係るもの
 - 2 し尿及び浄化槽汚泥に係るもの

第1 計画区域及び期間

計画区域	計画区域は旧柏地域（平成17年3月27日における本市の区域に相当する区域をいう。以下同じ。）とし、旧沼南地域（同日における沼南町の区域に相当する区域をいう。以下同じ。）については柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合による処理計画とする。ただし、ごみ処理実施計画中のごみ排出抑制の方法、生活排水処理実施計画及びごみ出し困難者支援収集については、この限りでない。
計画期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日

第2 一般廃棄物の種類及び排出見込量

1 ごみ関係

区分	年間量
可燃ごみ	85,800トン
不燃・粗大ごみ	7,520トン
有害ごみ	135トン
容器包装プラスチック類	4,810トン
不法投棄ごみ・適正処理困難物	52トン
資源品	15,610トン
使用済小型電子機器等	40トン

2 生活排水関係

区分	年間量
し尿	3,210キロリットル
浄化槽汚泥	17,450キロリットル

3 犬、猫等死体

区分	年間量
犬、猫等死体	1,100体

第3 ごみ処理実施計画

1 ごみの排出抑制の方法

基本方針	基本施策	主な施策	
3R+Rのさらなる推進	ごみを出さない取組	リフューズの推進 (ごみとなる不要なものを断る)	使い捨てプラスチック類の削減【家庭系】
			レジ袋兼用指定ごみ袋の導入【家庭系】
		リデュースの推進 (ごみにしない)	食品ロスを含む家庭系生ごみの削減【家庭系】
			多量排出事業者におけるごみ減量の推進【事業系】
			民間事業者との連携による減量化【事業系】
			搬入物検査による指導強化【事業系】
			ごみ処理手数料の見直し【事業系】
			家庭系ごみ有料化の導入研究【家庭系】
	ごみをごみにしない取組	リユースの推進 (何度も使用する)	柏市リサイクルプラザリボン館におけるリユースの推進【家庭系】
			リユースアプリ等による民間事業者との連携【家庭系】
		リサイクルの推進 (資源に戻して使用する)	ごみと資源の分別徹底【家庭系】
			家庭系プラスチック類の資源化【家庭系】
			事業系食品廃棄物等の資源化【事業系】
			各種リサイクル法に基づくリサイクル推進【家庭系】
ごみ処理に関わる多様な主体の連携・協働	ごみの減量化・リサイクルに関する情報発信の強化	家庭系ごみの減量化・リサイクルに関する情報発信の強化	家庭系ごみ減量化に関する情報発信【家庭系】
			柏市リサイクルプラザリボン館事業の拡充【家庭系】
			家庭系古紙類のリサイクル推進【家庭系】
			環境教育の充実【家庭系】
			転入者への情報発信【家庭系】
			情報発信手法の充実【家庭系】
			地域との連携・協働【家庭系】
		事業系ごみの減量化・リサイクルに関する情報発信の強化	事業系ごみ減量化に向けた効果的な情報発信【事業系】
			3R推進事業所・3R推進店推奨制度の拡充【事業系】
			事業系古紙のリサイクル推進【事業系】
			食べきり協力店制度の導入【事業系】

※ 柏市一般廃棄物処理基本計画の基本施策に準じるものとする。

2 再資源化の方法及び量

品目	収集・回収	再資源化の方法	再資源化量 (搬出量)
資源品	古紙類, 古着・古布類, 空ビン類, 空カン類, P E Tボトル, 金属類を市の委託業者が資源回収日に収集する。	柏市リサイクルプラザに搬入。施設で選別等を行った後, 容器包装リサイクル法の再商品化事業者又は問屋等に引き渡し, 資源化する。	1 5, 2 9 0トン
容器包装 プラスチック類	家庭系は, 市が毎週水曜日に収集する。 事業系は, 排出事業者が自ら運搬する場合を除き, 一般廃棄物収集運搬許可業者が収集する。	プラスチックごみ圧縮保管施設で選別等を行った後, 容器包装リサイクル法の再商品化事業者又は問屋等に引き渡し, 資源化する。	4, 1 4 0トン
鉄類 (注1)	粗大ごみ処理施設にて, 不燃・粗大ごみを破碎し, 鉄類を回収する。	問屋に引き渡し, 資源化する。	6 0 0トン
家具	粗大ごみとして排出された家具を委託業者が収集する。	柏市リサイクルプラザにて修理し, 販売する。	1 2 0台
使用済小型電子機器等 (注2)	市が公共施設に回収ボックスを設置。投入された小型家電を認定事業者の再資源化事業計画に基づき収集運搬を行う者が収集する。また, 業務提携事業者が宅配回収を行う。	認定事業者引き渡し, 事業者の再資源化事業計画に従い資源化する。	4 0トン
インクカートリッジ	市が公共施設に回収ボックスを設置。投入されたインクカートリッジを再商品化事業者へ郵送する。	再商品化事業者引き渡し, 資源化する。	1 トン未満

(注1) 鉄類は, 不燃・粗大ごみに含まれるもの

(注2) 「使用済小型電子機器等の回収に係るガイドライン (環境省)」における「特定対象品目」で, 回収ボックスに投入されたもの及び業務提携事業者が回収したもの。

3 収集・運搬計画

区分		収集・運搬				
		収集運搬を行う者	収集区域	年量	集積所、容器及び収集回数等	搬入先
一般家庭から日常排出されるごみ	可燃ごみ	市・委託	旧柏地域	49,200 トン	定められた集積所に市の指定の袋（可燃ごみ用のものに限る。）で排出。 週2回収集（ごみ出しカレンダーによる）。	柏市北部クリーンセンター（清掃工場）・ 柏市南部クリーンセンター（第二清掃工場）
	不燃ごみ	委託		5,250 トン	不燃ごみは、定められた集積所に透明又は半透明の任意容器（黒袋、紙袋を除く。）で排出。月2回収集（ごみ出しカレンダーによる）。	柏市北部クリーンセンター（清掃工場）
	有害ごみ（乾電池・蛍光灯等）	柏市再生資源事業協業組合（委託）		135 トン	有害ごみは、品目別に内容物が確認できる透明な袋（黒袋、紙袋を除く。）で排出。月2回収集（ごみ出しカレンダーによる）。	柏市リサイクルプラザ
	インクカートリッジ	広域的处理の認定に基づき収集運搬を行う者		1 トン未満	市が設置した回収ボックスを経由してのリサイクルを希望する場合は、回収ボックスまで排出者が自ら分別・運搬。	広域的处理の認定に基づき処分を行う者
	使用済小型電子機器等	認定事業者の再資源化計画に基づき収集運搬を行う者		15 トン	市が設置した回収ボックスを経由してのリサイクルを希望する場合は、回収ボックスまで排出者が自ら分別・運搬。	認定事業者の再資源化計画に基づき処分を行う者
				25 トン	業務提携事業者が宅配回収。	
	粗大ごみ	山本産業株式会社（委託）		630 トン	申込みにより随時有料で戸別収集。	柏市北部クリーンセンター（清掃工場）
	容器包装プラスチック類	市・委託		4,760 トン	定められた集積所に、市の指定の袋（容器包装プラスチック類用のものに限る。）で排出。毎週水曜日に収集。	プラスチックごみ圧縮保管施設
資源品（古紙類、古着・古布類、空ビン類、空カン類、PETボトル、金属類）	柏市再生資源事業協業組合（委託）	15,610 トン	市の指定の専用袋又は指定の荷姿で所定の集積所に排出。 月2回収集（ごみ出しカレンダーによる）。	柏市リサイクルプラザ		
一般家庭から排出される多量ごみ	可燃ごみ	排出者・許可業者（注1）	旧柏地域	1,300 トン	資源化できるもの（古紙類、古着・古布類、空ビン類、空カン類、PETボトル、金属類）は分別して搬入する。ただし、日常の事業活動に伴って生じるものの搬入は不可。 それ以外は、可燃ごみ、不燃・粗大ごみ又は容器包装プラスチック類に分別して搬入。黒袋、紙袋での搬入は禁止。許可業者にあつては、可燃ごみ、不燃ごみは月～土曜日搬入可（水曜日及び土曜日のうち、祝日である日を除く。ただし、南部クリーンセンターは、土曜日のうち祝日である日の午前中のみ搬入可）。排出者にあつては、可燃ごみ、不燃・粗大ごみは祝日を除く月～土曜日搬入可（注5）。容器包装プラスチック類は月・火・木・金・土曜日搬入可（祝日は除く。）。	柏市北部クリーンセンター（清掃工場）・ 柏市南部クリーンセンター（第二清掃工場）（注2） ※プラスチックはプラスチックごみ圧縮保管施設
	不燃・粗大ごみ			970 トン		
	容器包装プラスチック類			1 トン未満		
	資源品（古紙類、古着・古布類、空ビン類、空カン類、PETボトル、金属類）			1 トン未満		
日常の事業活動に伴って生じるごみ	可燃ごみ	排出者・許可業者（注1）	旧柏地域	35,300 トン	日常の事業活動に伴って生じる可燃ごみのうち、食品リサイクル法対象物については、堆肥化施設の処理能力又は排出事業者の同法に定める登録再生利用事業者での再生処理の範囲内で分別収集。 日常の事業活動に伴って生じる可燃ごみのうち、紙おむつについては、紙おむつ再生資源化処理施設での再生処理の範囲内で排出者が自ら分別・運搬。	許可業者堆肥化施設又は登録再生利用事業者食品循環資源処理施設 紙おむつ再生資源化処理施設
	不燃・粗大ごみ			670 トン		
	事業系プラスチック			49 トン		
不法投棄ごみ		市・委託	旧柏地域	52 トン	パトロール・通報等により随時収集。	柏市北部クリーンセンター（清掃工場）・ 柏市南部クリーンセンター（第二清掃工場）
犬猫等の死体		委託		1,100 体	飼い主不明の死体の収集（国道を除く）。	柏市北部クリーンセンター（清掃工場）・ 柏市南部クリーンセンター（第二清掃工場）

(注1) 令和7年度一般廃棄物処理業（収集運搬）許可業者は次のとおりとする。また、事業活動に伴って生じるごみは、当該許可業者において適正処理が可能であるため、新規許可は実施しない。

ただし、柏市教育委員会が締結する「廃棄物処理業務委託（旧沼南地域）」に必要な許可については、説明会の開催を省略の上、別途実施する。

一般廃棄物処理業（収集運搬）許可業者

許可業者名	所在地	限定
株式会社アイクリーン	柏市あけぼの5-3-21	
有限会社葵サービス	柏市布施1490-1	
浮ヶ谷興産有限会社	柏市豊四季379-6	
株式会社エコプランニング	柏市新十余二7-8	
有限会社柏清掃	柏市高田553-1	
柏ビル管理株式会社	柏市若葉町3-3	
有限会社クリーンサービス柏	柏市西原2-2-39	
有限会社クリーンダストレス	柏市船戸2079-19	
有限会社総合環境サービス	柏市東柏1-7-10	
株式会社千葉総業	柏市逆井1247	
株式会社花園サービス	柏市柏296	
北葉実業株式会社	柏市豊四季382-13	
株式会社マツヤマ	柏市あけぼの2-6-4	
株式会社丸幸	柏市大青田1628	
山本産業株式会社	柏市十余二380-383	
株式会社大山清運	柏市松ヶ崎363-1	
有限会社和光商事	柏市松ヶ崎95-18	
株式会社清運社	柏市大青田1649-1	
有限会社市川胞衣社	市川市若宮3-30-13	胞衣
エルエス工業株式会社	東京都渋谷区千駄ヶ谷3-2-8	実験動物
株式会社高田産業	埼玉県南埼玉郡宮代町川端4-13-5	東武鉄道各駅

※ なお、旧沼南地域については、別途「柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合」にて許可するもの

(注2) 北部クリーンセンターは可燃ごみ、不燃・粗大ごみ、資源品を、南部クリーンセンターは可燃ごみ、粗大ごみ（布団・座布団）、資源品（古紙類、古着・古布類）を持ち込み可とする。

(注3) 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成23年法律第110号。以下「特措法」という。）に規定する特定一般廃棄物に該当するものについては、この収集・運搬計画に記載した取扱いとは異なる取扱いを市が別途定める場合がある。その場合、当該特定一般廃棄物は、当該別途定める方法により処理を行うこととする。

4 中間処理・最終処分計画

区分		中間処理		最終処分等
		処理を行う者（注）・ 処理場	処理方法	
可燃ごみ（85,800 トン）		市・ 北部クリーンセンター （清掃工場） 南部クリーンセンター （第二清掃工場） 許可業者又は登録再生 利用事業者・ 堆肥化施設又は食品循 環資源処理施設	焼却処理 93,582 トン （うち可燃ごみ 85,800 トン） （うち破碎可燃物 6,780 トン◎） （うち残渣 902 トン○） （その他 1,100 トン） 堆肥化・飼料化 1,000 トン	焼却灰等処分 10,640 トン （うち処分委託 10,540 トン） （うち資源化委託 100 トン） 鉄類回収 600 トン （うち破碎より 422 トン） （うち焼却より 178 トン）
不燃・粗大ごみ （7,520 トン）		市・ 北部クリーンセンター （清掃工場）	破碎処理 7,520 トン （可燃物焼却 6,780 トン ◎焼却処理へ）	
		市・ リサイクルプラザ	修理・売却 1 トン	
使用済小型電子機器等		認定事業者の再資源化 計画に基づき処分を行 う者	小型家電リサイクル法適用（再資源 化） 40 トン	
インクカートリッジ		広域的処理の認定に基 づき処分を行う者	再商品化 1 トン未満	
有害ごみ（135 トン） 不法投棄ごみ（52 トン）		委託業者	委託処理 187 トン （有害ごみ 135 トン） （不法投棄ごみ 10 トン） （適正処理困難物 42 トン）	
容器包装 プラスチック類 （4,810 トン）	容器包装 プラスチック	再商品化事業者	容リ法適用（再商品化） 4,191 トン	
	非容器包装 プラスチック	問屋	売却 37 トン （PET ボトル 3 トン） （発泡プラスチック 34 トン）	
		市・ 北部クリーンセンター （清掃工場） 南部クリーンセンター （第二清掃工場）	焼却処理（残渣） 582 トン （○焼却処理へ）	
資源品 （15,610 トン）	ガラスびん （白茶色以外） PET ボトル	再商品化事業者	容リ法適用（再商品化） 1,710 トン （ガラスびん 510 トン） （PET ボトル 1,200 トン）	
	上記以外	問屋	売却 13,580 トン	
		市・ 北部クリーンセンター （清掃工場） 南部クリーンセンター （第二清掃工場）	焼却処理（残渣） 320 トン （○焼却処理へ）	
犬、猫等の死体		市・ 北部クリーンセンター （清掃工場） 南部クリーンセンター （第二清掃工場）	焼却 1,100 体	

（注１）令和７年度一般廃棄物処理業（処分業）許可業者は次のとおりとする。また、事業活動に伴って生じるごみは、適正処理が可能であるため、新規許可は実施しない。

一般廃棄物処理業（処分業）許可業者

許可業者名	所在地
山本産業株式会社	柏市十余二380-383

※ なお，旧沼南地域については，別途「柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合」にて許可するもの

（注２）特措法に規定する特定一般廃棄物に該当するものについては，この中間処理・最終処分計画に記載した取扱いとは異なる取扱いを市が別途定める場合がある。その場合，当該特定一般廃棄物は，当該別途定める方法により処理を行うこととする。

5 処理が困難なごみに関する事項

廃棄物の種類	指定品目等	排出に関する注意事項
適正処理困難物（柏市廃棄物処理清掃条例第12条）	タイヤ 消火器	指定を受けた処理困難物の製造、加工、販売等を行う事業者は、自らの責任においてその適正処理困難物の回収等の措置を講じなければならない。排出者はこれに協力するものとする。（回収協力店への排出）
排出禁止物（同条例第20条）	爆発・引火・感染等の危険があるもの、有毒性のあるもの、著しく処理が困難なもの（※1）	市の施設における処理が困難であるため、販売業者、専門処理業者等に処理委託するものとする。 それが困難な場合は、市長の指示に従うものとする。
特別管理一般廃棄物（同条例第25条）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第1条に規定するもの（PCB廃棄物、感染性一般廃棄物等）	排出者が特別管理一般廃棄物を排出する場合には自ら処理することとする。 それが困難な場合は他の特別管理廃棄物（特別管理産業廃棄物）とともに特別管理廃棄物処理業者に処理委託することとする。
特定家庭用機器廃棄物	一般家庭から排出される特定家庭用機器廃棄物（テレビ※2、冷蔵庫及び冷凍庫、洗濯機※3、エアコン）	特定家庭用機器再商品化法に基づき、家電販売店あるいは廃棄物収集運搬許可業者が回収の主体となり、製造業者等により再資源化するものとする。
指定再資源化製品	一般家庭から排出されるパーソナルコンピュータ	小型家電リサイクル法に基づき市との提携事業者が、または資源有効利用促進法に基づき製造業者等が回収の主体となり、再資源化するものとする。
自主回収指定製品	廃棄二輪車	資源有効利用促進法に基づき、製造業者等が回収の主体となり、再資源化するものとする。
上記以外のもの		「柏市廃棄物（ごみ）処理施設における廃棄物の受け入れ要領」、市のごみ分別区分又はその他市の定める方法によるものとする。

※1 ガスボンベ、火薬類、多量のペンキ、シンナー、ボンドなどの接着剤、エンジンオイル・灯油などの廃油、血液等が付着した注射針など、農薬・医薬などの薬品類、バッテリー等

※2 ブラウン管テレビ、液晶テレビ（携帯テレビ、カーテレビ、浴室テレビを除く。）、プラズマテレビ

※3 洗濯機、衣類乾燥機

第4 生活排水処理実施計画

1 計画対象人口

下水道処理人口	合計人口		401,300人
	旧柏地域		352,800人
	旧沼南地域		48,500人
浄化槽処理人口	合計人口		33,700人
	旧柏地域		30,400人
	旧沼南地域		3,300人
	内合併浄化槽人口	対象人口	17,100人
		旧柏地域	15,000人
		旧沼南地域	2,100人
し尿処理人口	合計人口		2,900人
	旧柏地域		1,700人
	旧沼南地域		1,200人

2 収集・運搬計画

(1) 旧柏地域

区分		収集・運搬				
		収集・運搬 を行う者	収集 区域	年量	収集場所及び収集回 数等	搬入先及び 年量
し尿 及び 浄化 槽汚 泥等	し尿	委託	旧 柏 地 域	1,360kl	常設トイレ 定期及び申請に基づ き収集	山高野浄化 センター 13,820kl
		許可業者		450kl	仮設トイレ	
	浄化槽汚泥	許可業者		12,010kl	浄化槽	

(注) 令和7年度一般廃棄物処理業許可業者（浄化槽汚泥及びし尿の収集運搬）は、次の4社とする。また、浄化槽汚泥及びし尿の収集運搬については適正に処理されているため、新規許可は実施しない。

旧柏地域一般廃棄物処理業許可業者（浄化槽汚泥及びし尿の収集運搬）

許可業者名	所在地
株式会社大山清運	柏市松ヶ崎363-1
株式会社清運社	柏市大青田1649-1
有限会社和光商事	柏市松ヶ崎95-18
京葉管理事業株式会社	柏市豊四季945-573

(2) 旧沼南地域

区分		収集・運搬				
		収集・運搬 を行う者	収集 区域	年量	収集場所及び収集回 数等	搬入先及び 年量
し尿 及び 浄化 槽汚 泥等	し尿	委託	旧 沼 南 地 域	1,360kl	常設トイレ 定期及び申請に基づ き収集	アクアセン ターあじさ い 6,840kl
		許可業者		40kl	仮設トイレ	
	浄化槽汚泥	許可業者		5,440kl	浄化槽	

(注) 令和7年度一般廃棄物処理業許可業者（浄化槽汚泥及びし尿の収集運搬）は、次の4社とする。また、浄化槽汚泥及びし尿の収集運搬については適正に処理されているため、新規許可は実施しない。

旧沼南地域一般廃棄物処理業許可業者（浄化槽汚泥の収集運搬）

許可業者名	所在地
有限会社近藤清掃社	柏市藤ヶ谷新田126
有限会社大久保清掃	柏市藤ヶ谷1787-45
有限会社沼南清掃	柏市藤ヶ谷1215-4
株式会社浄化槽センター	白井市根294-33

旧沼南地域一般廃棄物処理業許可業者（し尿の収集運搬）

許可業者名	所在地
有限会社近藤清掃社	柏市藤ヶ谷新田126
有限会社大久保清掃	柏市藤ヶ谷1787-45
有限会社沼南清掃	柏市藤ヶ谷1215-4

3 中間処理・最終処分計画

(1) 旧柏地域

区分		中間処理		最終処分	
		処理を行う者	処理方式	処理を行う者	処分方法
し尿及び 浄化槽汚泥	し尿	市	標準脱窒素処理方式＋高度処理 (脱水汚泥を焼却処理)	市	委託処理 (ごみ焼却灰の一部として49.4t)
	浄化槽汚泥				

※ごみ焼却施設において、脱水汚泥を焼却処理

(2) 旧沼南地域

区分		中間処理		最終処分	
		処理を行う者	処理方式	処理を行う者	処分方法
し尿及び 浄化槽汚泥	し尿	柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合	高負荷脱窒素処理方式＋高度処理 (脱水汚泥を焼却処理)	柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合	委託処理 190t (内訳)
	浄化槽汚泥				①焼却灰 100t ②沈砂 90t

※中間処理施設において、脱水汚泥を焼却処理

4 啓発活動

浄化槽の定期点検、清掃等についての啓発	・浄化槽管理者への清掃、保守点検、法定検査に関する啓発活動 ・「環境月間」及び「浄化槽の日」を中心とした浄化槽の適正管理についての啓発活動 ・柏市ホームページへの掲載
合併処理浄化槽設置普及	・浄化槽設置業者等への広報活動 ・柏市ホームページへの掲載

第5 一般廃棄物処理施設の整備に関する事項

1 ごみに係るもの

(1) 焼却施設

施設名	柏市清掃工場	柏市第二清掃工場
所在地	柏市船戸山高野538番地	柏市南増尾56番2
形式	連続燃焼式流動床炉	ストーカ炉
稼動年月	平成3年4月	平成17年4月
処理能力	300トン／24時間	250トン／24時間

(2) 破碎選別施設（柏市清掃工場に併設）

施設名	粗大ごみ処理施設
所在地	柏市船戸山高野538番地 柏市清掃工場内
形式	横型回転式破碎機
稼動年月	昭和52年9月 改造平成6年3月
処理能力	50トン／5時間

(3) 資源選別施設

施設名	柏市リサイクルプラザ
所在地	柏市十余二348番地202
形式	選別・圧縮・保管
稼動年月	平成14年4月
処理能力	176t／5時間

2 し尿及び浄化槽汚泥に係るもの

(1) 浄化施設（旧柏地域）

施設名	山高野浄化センター
所在地	柏市船戸2115番地
形式	標準脱窒素処理方式＋高度処理
稼動年月	平成16年4月
処理能力	100キロリットル／24時間

(2) 浄化施設（旧沼南地域）

施設名	アクアセンターあじさい(柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合)
所在地	鎌ヶ谷市軽井沢2102-1
形式	高負荷脱窒素処理方式＋高度処理
稼動年月	平成11年3月
処理能力	138キロリットル／日

令和 7 年度一般廃棄物（ごみ）処理実施計画

柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合ごみ処理に関する条例（平成 1 2 年条例第 6 号）
第 4 条第 1 項の規定により、令和 7 年度一般廃棄物（ごみ）処理実施計画を次のとおり定める。

目次

第 1	計画区域及び期間.....	1
第 2	ごみ処理実施計画.....	2
1	収集・運搬計画.....	2
2	再資源化の方法及び量.....	5
3	中間処理計画.....	7
4	最終処分計画.....	8
5	処理が困難なごみに関する事項.....	9
第 3	一般廃棄物処理施設の整備に関する事項.....	10
1	中間処理施設.....	10
2	最終処分場.....	13

第 1 計画区域及び期間

計画区域	柏市（旧東葛飾郡沼南町域。以下「沼南地域」という。）及び鎌ヶ谷市。ただし、ごみ処理実施計画中のごみ排出抑制の方法及びごみ出し困難者に係る支援収集については、この限りでない。
計画期間	令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 3 1 日

第2 ごみ処理実施計画

1 収集・運搬計画

区 分		収 集 ・ 運 搬				
		収集運搬 を行う者	収集区域	年間量	集積場所、容器 及び収集回数等	搬入先
一 般 家 庭 か ら 日 常 排 出 さ れ る ご み	可燃ごみ 燃やすごみ	組 合 (委託)	組 合	2 2 , 1 3 6 t	定められた集積所に指定の袋（可燃ごみ・燃やすごみ用のものに限る。）で排出。週3回収集。（ごみ出しカレンダーによる。）ごみ出し困難者に係る支援は、沼南地域週1回、鎌ヶ谷市週2回収集。	クリーンセンターしらさぎ
			沼南地域	7 , 2 9 7 t		
			鎌ヶ谷市	1 4 , 8 3 9 t		
	容器包装プラスチック類 プラスチック製容器包装類	組 合 (委託)	組 合	2 , 2 9 2 t	定められた集積所に指定の袋（容器包装プラスチック類・プラスチック製容器包装類用のものに限る。）で排出。週1回収集。（ごみ出しカレンダーによる。）	リサイクル施設* ¹ 及び民間処理施設
			沼南地域	7 3 2 t		
			鎌ヶ谷市	1 , 5 6 0 t		
	ペットボトル	組 合 (委託)	組 合	5 2 1 t	定められた集積所に設置の専用回収ネットにより排出。沼南地域月2回、鎌ヶ谷市週1回。（ごみ出しカレンダーによる。）	
			沼南地域	1 6 0 t		
			鎌ヶ谷市	3 6 1 t		
	資源品 資源になるものの	組 合 (委託)	組 合	5 , 0 4 9 t	定められた集積所に透明又は半透明の任意容器（黒袋、紙袋を除く。）で排出。週1回収集。	
			沼南地域	1 , 8 1 5 t		
			鎌ヶ谷市	3 , 2 3 4 t		
	不燃ごみ 燃やさないごみ	組 合 (委託)	組 合	1 , 7 1 6 t	定められた集積所に透明又は半透明の任意容器（黒袋、紙袋を除く。）で排出。月2回収集。ごみ出し困難者に係る支援は、沼南地域週1回、鎌ヶ谷市月2回収集。	最終処分場
			沼南地域	5 0 5 t		
			鎌ヶ谷市	1 , 2 1 1 t		
	危険・有害物	組 合 (委託)	組 合	1 9 t	定められた集積所に透明又は半透明の任意容器（黒袋、紙袋を除く。）で排出。月1回収集。	最終処分場
			沼南地域	1 9 t		
	粗大ごみ	組 合 (委託)	組 合	2 6 2 t	申し込みにより随時有料で戸別収集。	クリーンセンターしらさぎ及び最終処分場
			沼南地域	7 1 t		
			鎌ヶ谷市	1 9 1 t		
	使用済小型電子機器等	認定事業者の再資源化計画に基づき収集運搬を行う者	組 合	4 t	組合が設置した回収箱を経由してのリサイクルを希望する場合は、回収箱まで排出者が自ら分別・運搬。市の業務提携事業者が宅配回収。	認定事業者の再資源化計画に基づき処分を行う者
			沼南地域	1 t		
			鎌ヶ谷市	3 t		
一般家庭から排出される多量ごみ○	住民直接搬入ごみ ※通常ごみ及び粗大ごみを含む。	排出者	組 合	1 , 1 1 7 t	自己搬入。 随時※平日及び土曜日の午前中搬入可。（日曜日、祝日は除く。）	クリーンセンターしらさぎ
			沼南地域	4 8 1 t		
			鎌ヶ谷市	6 3 6 t		

区 分		収 集 ・ 運 搬				
		収集運搬 を行う者	収集区域	年間量	集積場所、容器 及び収集回数等	搬入先
日常の事業活動に伴って生じるごみ	許可業者による搬入ごみ ※許可業者	市、排出 者及び許 可業者	組合	9 , 4 8 6 t	事業所の戸別収集。	クリーン センター しらさ ぎ、リサ イクル施 設 ^{*1} 及び 最終処分 場
			沼南地域	3 , 9 6 5 t	臨時多量に排出される生活系ごみ 収集随時※月～土曜日搬入可。（日曜日、祝日を除く。）	
			鎌ヶ谷市	5 , 5 2 1 t		
	組合		8 7 1 t	自己搬入。	民間堆肥 化施設	
	沼南地域		5 5 6 t	随時※平日及び土曜日の午前中搬入可。（日曜日、祝日を除く。） ※事業所直接搬入ごみに産業廃棄物（紙、布類等）を含む。		
	鎌ヶ谷市		3 1 5 t			
	官公庁直接搬入		組合	5 4 2 t	日常の事業活動に伴って生じるごみのうち、食品リサイクル法対象物については、堆肥化施設の処理能力の範囲内で分別収集。	
			沼南地域	5 9 t		
			鎌ヶ谷市	4 8 3 t		
小動物の死体		排出者	組合	6 6 7 体	自己搬入、随時※平日及び土曜日の午前中搬入可（日曜日、祝日を除く。） 道路上にあつては、市又は委託業者が収集。	クリーン センター しらさぎ
			沼南地域	3 1 2 体		
			鎌ヶ谷市	3 5 5 体		
不法投棄ごみ		市・委託	組合	3 3 t	パトロール、通報等により随時収集。	クリーン センター しらさぎ 及び最終 処分場
			沼南地域	1 1 t		
			鎌ヶ谷市	2 2 t		

注 1) 収集区域欄の「組合」とは、沼南地域及び鎌ヶ谷市の合計数値を示す。

注 2) 住民直接搬入の搬入時間は、平日は 8 時 3 0 分から 1 2 時まで、1 3 時から 1 6 時まで、土曜日は 8 時 3 0 分から 1 2 時までとする。

注 3) 一般家庭から日常排出されるごみは、8 時までに定められた集積所に出すこととする。

一般廃棄物（ごみ）処理業（収集運搬）許可業者

収集区域	許可業者名	所在地
沼南地域	(有)荒木清掃	柏市藤ヶ谷新田 1 2 1－5
	(有)大久保清掃	柏市藤ヶ谷 1 7 8 7－4 5
	(有)沼南清掃	柏市藤ヶ谷 1 2 1 5－4
	(株)千葉総業	柏市逆井 1 2 4 7
	(株)花園サービス	柏市柏 2 9 6
	(有)ユシマ環境サービス	柏市大島田 2－9－2

収集区域	許可業者名	所在地
鎌ヶ谷市域	東興運(株)	鎌ヶ谷市東道野辺 2－6－6
	(株)市川環境エンジニアリング	市川市田尻 2－1 1－2 5
	(株)カツヨー	鎌ヶ谷市初富 9 2 8－9 3 6
	(有)鎌ヶ谷紙業	鎌ヶ谷市東中沢 2－2 3－5 4
	(株)十河サービス	東京都板橋区南常盤台 1－1 8－7
	富士興運(株)	鎌ヶ谷市初富本町 2－1 9－1 0
	(株)丸幸	鎌ヶ谷市鎌ヶ谷 3－5－3 8

注 1) 令和 7 年度一般廃棄物処理業（収集運搬）許可業者は上記のとおりとする。また、事業活動に伴って生じるごみは、当該許可業者において適正処理が可能であるため、新規許可は実施しない。

注 2) 令和 7 年度一般廃棄物処理業（処分業）許可については、適正処理が可能であるため、新規許可は実施しない。

2 再資源化の方法及び量

品目	搬出区域	年間量	再資源化の方法
金属類	組合	1, 218 t	資源品及び資源になるものの収集において委託業者による収集を行い、リサイクル施設及び民間処理施設に搬入後、選別・加工等を行い、資源物売り払い業者等に処理を委託し、資源化・再商品化を実施する。 なお、黒カレット・その他カレットは、容器包装リサイクル法の指定法人である公益財団法人日本容器包装リサイクル協会の再商品化処理事業者へ引き渡し、資源化・再商品化を実施する。 ※ 金属類（鉄プレス・鉄ノープレス・アルミ等） ※ 金属類には、不燃性粗大ごみ及び燃やさないごみ等から選別された鉄屑ノープレスを含む。 沼南地域（うち鉄屑ノープレス 224 t） 鎌ケ谷市（うち鉄屑ノープレス 498 t） ※ カレット類（白・茶・黒・その他） ※ 牛乳パックについては、沼南地域のみ実施。
	沼南地域	393 t	
	鎌ケ谷市	825 t	
カレット類	組合	859 t	
	沼南地域	288 t	
	鎌ケ谷市	571 t	
布類 （布団類を含む。）	組合	455 t	
	沼南地域	177 t	
	鎌ケ谷市	278 t	
新聞	組合	176 t	
	沼南地域	66 t	
	鎌ケ谷市	110 t	
雑誌	組合	1, 294 t	
	沼南地域	479 t	
	鎌ケ谷市	815 t	
段ボール	組合	1, 517 t	
	沼南地域	507 t	
	鎌ケ谷市	1, 010 t	
牛乳パック	組合	4 t	
	沼南地域	4 t	
資源残渣	組合	107 t	資源品及び資源になるものの収集において委託業者による収集を行い、リサイクル施設及び民間処理施設へ搬入後、選別・加工等を行い、そのままでは、再資源化できないものを再度民間業者にて、再資源化処理を実施する。
	沼南地域	29 t	
	鎌ケ谷市	78 t	
ガスター	組合	4 t	沼南地域では危険・有害物、鎌ケ谷市では燃やさないごみの収集において委託収集されたごみの中から選別し、民間業者において中間処理及び再資源化を実施する。
	沼南地域	2 t	
	鎌ケ谷市	2 t	

品目	搬出区域	年間量	再資源化の方法
乾電池	組合	32 t	沼南地域では危険・有害物で、鎌ヶ谷市では燃やさないごみで委託収集を実施し、民間業者に処分委託（資源化）を実施している。
	沼南地域	14 t	
	鎌ヶ谷市	18 t	
蛍光灯	組合	5 t	（鎌ヶ谷市については、燃やさないごみに含まれる乾電池等を最終処分場において選別を実施し、民間業者に処分委託（資源化）している。）
	沼南地域	3 t	
	鎌ヶ谷市	2 t	
その他プラスチック梱包物	組合	1,409 t	容器包装プラスチック類及びプラスチック製容器包装類の委託収集並びにペットボトル委託収集において集荷されたものをリサイクル施設及び民間処理施設に搬入し、選別・加工（圧縮梱包処理及び減容化処理）を行い、容器包装リサイクル法の指定法人である公益財団法人日本容器包装リサイクル協会の再商品化処理事業者へ引き渡し、資源化・再商品化を実施する。
	沼南地域	445 t	
	鎌ヶ谷市	964 t	
PETボトル圧縮梱包物	組合	497 t	
	沼南地域	136 t	
	鎌ヶ谷市	361 t	
使用済小型電子機器等	組合	4 t	回収箱にて回収された使用済小型電気機器等を認定事業者へ引渡し、認定事業者の再資源化計画に基づき再資源化を実施する。
	沼南地域	1 t	
	鎌ヶ谷市	3 t	
食品残渣	組合	77 t	沼南地域から発生する給食残渣を柏市に所在する民間堆肥化施設へ搬入し、堆肥化する。
	沼南地域	77 t	

注）搬出区域欄の「組合」とは、沼南地域及び鎌ヶ谷市の合計数値を示す。

3 中間処理計画

区分（収集量）	中 間 処 理	
	処理区域	処 理 方 法 及 び 量
可燃ごみ 燃やすごみ （３７，９８３ｔ） （うち可燃性粗大ごみ２３３ｔ）	組合 （沼南地域） （鎌ヶ谷市）	焼却処理 ３７，９０６ｔ （うち可燃ごみ ３３，０３８ｔ） （うち粗大可燃物 ２３３ｔ） （うち破碎可燃物 ３，６３５ｔ） （うちごみビット残量 １，０００ｔ）堆肥化 ７７ｔ
容器包装プラスチック類 プラスチック製容器包装類 （２，２９２ｔ）	沼南地域	選別 ７３２ｔ （うち圧縮梱包処理 ４４５ｔ） （うち選別残渣 ２８７ｔ）※焼却処理へ
	鎌ヶ谷市	選別処理 １，５６０ｔ （うち圧縮梱包処理 ９６４ｔ） （うち選別残渣 ５９６ｔ）※焼却処理へ
ペットボトル （５２１ｔ）	沼南地域	選別処理 １６０ｔ （うち圧縮梱包処理 １３６ｔ） （うち選別残渣 ２４ｔ） ※焼却処理へ
	鎌ヶ谷市	選別・圧縮梱包処理 ３６１ｔ （うち圧縮梱包処理 ３６１ｔ）
資源品 資源になるもの （５，０４９ｔ）	沼南地域	資源化处理 １，８１５ｔ （うちカレット残渣 ２９ｔ）選別残渣 ９６ｔ ※焼却処理へ
	鎌ヶ谷市	資源化处理 ３，２３４ｔ （うちカレット残渣 ７８ｔ）選別残渣 ４５ｔ ※焼却処理へ
危険・有害物 （１９ｔ）	沼南地域	選別後、資源化处理 １９ｔ （うち乾電池等資源化 １７ｔ） （うち廃ガスライターの資源化 ２ｔ） ※ 資源化处理量には、乾電池、蛍光管、廃ガスライター等の保管残量を含む。
使用済小型電子機器等（４ｔ）	沼南地域	小型家電リサイクル法適用（再資源化 ４ｔ） （うち沼南地域分 １ｔ、鎌ヶ谷市分 ３ｔ）
	鎌ヶ谷市	
不燃ごみ 燃やさないごみ （２，８９２ｔ） （うち不燃性粗大ごみ６１５ｔ） （うち不法投棄分３３ｔ）	沼南地域	選別・破碎・磁選処理 １，０３２ｔ （うち資源化处理 ２２４ｔ）※鉄屑ノープレス （うち不法投棄量 １１ｔ） ※ 鉄類については資源化处理、その他可燃物については焼却処理。
	鎌ヶ谷市	選別・破碎・磁選処理 １，８６０ｔ （うち資源化处理 ４９８ｔ）※鉄屑ノープレス （うち乾電池等資源化 １７ｔ） （うち廃ガスライターの資源化 ２ｔ） （うち不法投棄量 ２２ｔ） ※ 鉄類・乾電池等については資源化处理、その他可燃物については焼却処理。

4 最終処分計画

区 分	最 終 処 分	
	処 理 区 域	処 理 方 法 及 び 量
焼却灰 (2 , 7 2 0 t) 焼却不燃物 (9 4 0 t) 燃鉄 (1 5 7 t)	組合 (沼南地域) (鎌ヶ谷市)	民間業者委託処理 3 , 2 8 0 t (埋立処理) (※ 2) 資源化处理 5 3 7 t

5 処理が困難なごみに関する事項

廃棄物の種類	指定品目等	排出に関する注意事項
特別管理一般廃棄物	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第1条に規定するもの（PCB廃棄物、感染性一般廃棄物等）	排出者が特別管理一般廃棄物を排出する場合には自ら処理することとする。 それが困難な場合は他の特別管理廃棄物（特別管理産業廃棄物）とともに特別管理廃棄物処理業者に処理委託することとする。
事業系ごみ	会社、飲食店、商店等の事業活動によって出るごみ	事業者が直接クリーンセンターしらさぎに搬入するか、又は廃棄物処理業者等に処理委託を依頼するものとする。 ※産業廃棄物については、柏・白井・鎌ケ谷環境衛生組合ごみ処理に関する条例施行規則第14条に規定する「紙くず、木くず」以外のものは引き取れない。
危険物等の処理できないごみ	タイヤ・ガスボンベ・消火器・農薬・塗料類・薬品・バッテリー・廃油・医療系廃棄物等その他これらに準じるもの	当組合の施設における処理が困難であるため、販売業者、専門処理業者等に処理委託することとする。 （排出者はこれに協力するものとする。）
特定家庭用機器廃棄物	一般家庭から排出される特定家庭用機器廃棄物（エアコン・テレビ（ブラウン管式・液晶式・有機エレクトロルミネセンス式・プラズマ式）・冷蔵庫及び冷凍庫・洗濯機及び乾燥機）	特定家庭用機器再商品化法に基づき、家電販売店あるいは廃棄物運搬許可業者（家電）が回収の主体となり、製造業者等により再資源化するものとする。
指定再資源化製品	一般家庭から排出されるパーソナルコンピューター	小型家電リサイクル法に基づき、構成市との提携事業者、または資源有効利用促進法に基づき製造業者が主体となり、再資源化するものとする。
その他	ピアノ・耐火金庫・畳・土・コンクリートがら・れんが・ブロック・建築廃材・産業廃棄物・その他これらに準じるもの。	当組合の施設における処理が困難であるため、販売業者、専門処理業者等に処理委託することとする。 （排出者はこれに協力するものとする。）
自主回収指定製品	廃棄二輪車	資源有効利用促進法に基づき、製造業者等が回収の主体となり、再資源化するものとする。
上記以外のもの		柏・白井・鎌ケ谷環境衛生組合の処理施設における廃棄物（ごみ）の受入基準及び柏市、鎌ケ谷市におけるごみの分け方・出し方に従うものとする。また、管理者の指示に従うものとする。

第3 一般廃棄物処理施設の整備に関する事項

1 中間処理施設

(1) 焼却施設

施設名称	クリーンセンターしらさぎ
所在地	千葉県柏市藤ヶ谷1582番地
処理方式	全連続焼却式流動床炉
処理能力	256.5 t / 日 (24時間)

(2) リサイクル施設 (※1)

施設名称	リサイクルセンター		
所在地	千葉県鎌ヶ谷市軽井沢2102番地4		
処理方式	その他プラスチック	PETボトル	ビン・缶
	選別・圧縮・保管	選別・圧縮・保管	選別・圧縮・保管
処理能力	12.125 t / 日 (5時間)	2.63 t / 日 (5時間)	20 t / 日 (5時間)

(3) 家電製品等処理施設

施設名称	株式会社ハイパーサイクルシステムズ 東浜リサイクルセンター
所在地	千葉県市川市東浜1-2-4
処理方式	破砕・選別
処理対象物	廃家電 (家電4品目及びパーソナルコンピュータを除く。)
令和7年度 処理予定量	4 t / 年

(4) 廃乾電池・廃蛍光管処理施設

施設名称	野村興産株式会社 イトムカ鉱業所
所在地	北海道北見市留辺蘂町富士見217-1
処理方式	破砕・選別・セメント固化・埋立
処理対象物	廃乾電池・廃蛍光管
令和7年度 処理予定量	37 t / 年

(5) 資源残渣処理施設

施設名称	ガラスリソーシング株式会社
所在地	千葉県銚子市春日町 7 4 0 - 1 他
処理方式	破碎・選別
処理対象物	資源残渣等
令和 7 年度 処理予定量	1 0 7 t / 年

(6) ガスライター処理施設

施設名称	株式会社カツタ サーマルリサイクル施設
所在地	茨城県ひたちなか市高野 1 9 6 8 番地 2
処理方式	サーマルリサイクル
処理能力	1 5 0 t / 日 (2 4 時間)
令和 7 年度 処理予定量	4 t / 年

施設名称	新日本電工株式会社 鹿島工場
所在地	茨城県鹿嶋市光 4 番地
処理方式	熔融固化
処理能力	5 2 0 t / 日
令和 7 年度 処理予定量	2 t / 年

(7) 焼却灰・焼却不燃物処理施設

施設名称	新日本電工株式会社 鹿島工場
所在地	茨城県鹿嶋市光 4 番地
処理方式	熔融固化
処理能力	5 2 0 t / 日
令和 7 年度 処理予定量	3 8 0 t / 年

(8) 廃タイヤ処理施設

施設名称	株式会社イトウ
所在地	千葉県千葉市中央区浜野町1025番地168
処理方式	切断・破碎処理
処理能力	107.58 t / 日
令和7年度 処理予定量	1 t / 年

(9) 堆肥化施設

施設名称	山本産業株式会社
所在地	千葉県柏市十余二字下大塚380番383
処理方式	真空乾燥機による乾燥・発酵
処理能力	4.5 t / 日
令和7年度 処理予定量	77 t / 年

2 最終処分場

(1) 最終処分場

施設名称	柏市第二最終処分場
所在地	千葉県柏市若白毛 7 5 7 番地
埋立工法	サンドイッチ埋立工法
埋立地面積	7, 9 8 0 平方メートル
全体容量	3 1, 5 0 0 立方メートル

(2) 一般廃棄物最終処分場（※ 2）

施設名称	ジークライト株式会社 エコポート最終処分場	
所在地	山形県米沢市大字板谷字四郎右エ門沢 7 3 3 - 1 ~ 2	
埋立工法	サンドイッチ工法（管理型最終処分場）	
令和 7 年度 処理予定量	焼却灰（固化灰）	9 7 0 t / 年（事前協議量）
	焼却不燃物 （焼却残渣）	3 3 0 t / 年（事前協議量）

施設名称	グリーンフィル小坂株式会社 グリーンフィル小坂	
所在地	秋田県鹿角郡小坂町小坂鉦山尾樽部 6 0 番地 1	
埋立工法	サンドイッチ工法（管理型最終処分場）	
令和 7 年度 処理予定量	焼却灰（固化灰）	1, 3 4 0 t / 年（事前協議量）
	焼却不燃物 （焼却残渣）	4 6 0 t / 年（事前協議量）

施設名称	飯山陸送株式会社 ハサマ第二処分場	
所在地	長野県中野市大字豊津字冷田 5 5 2 0 番地他	
埋立工法	サンドイッチ工法（管理型最終処分場）	
令和 7 年度 処理予定量	焼却灰（固化灰）	3 7 0 t / 年（事前協議量）
	焼却不燃物 （焼却残渣）	1 3 0 t / 年（事前協議量）

資料5 一部事務組合の廃棄物処理手数料（柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合）

（１）ごみ処理手数料

（令和元年１０月１日から）

種 別	取 扱 区 分	単 位	手 数 料
一般廃棄物 （犬、猫などの 死体、浄化槽 汚泥及びし尿 を除く）	事業活動に伴って生じる一般廃棄物で事業者が管 理者の指定する場所へ搬入するもの （10キログラム以上）	10キログラム につき	198円
	許可業者が搬入するもの （10キログラム以上）		
粗大ごみ	一般家庭から排出される粗大ごみで市（組合）が戸 別に収集、運搬及び処分をするもの	1点につき	880円
	一般家庭から排出される粗大ごみで管理者の指定 する場所へ搬入するもの	1点につき	440円
産業廃棄物	木くず、紙くず、繊維くず及び管理者が認めるもの （10キログラム以上）	10キログラム につき	242円

（２）小動物の死体処理手数料

（令和元年１０月１日から）

区 分	単 位	手 数 料
管理者の指定する場所へ搬入するもの	1 体	1, 650円

（３）し尿処理手数料

（令和元年１０月１日から）

区 分	単 位	手 数 料
し 尿	許可業者が搬入するもの （10キログラム以上） につき	11円
浄化槽汚泥	許可業者が搬入するもの （10キログラム以上） につき	11円

資料6 柏市許可の一般廃棄物処理業者

令和6年4月1日現在

(1)ごみの収集運搬(五十音順)

ア. 旧柏地域

許可業者名	所在地	電話番号	FAX	産廃許可
株式会社アイクリーン	あけぼの5丁目3番21号	04-7192-6566	(7192)6567	○
有限会社葵サービス	布施 1490-1	04-7135-3551	(7157)3770	○
浮ヶ谷興産有限会社	豊四季 379-6	04-7146-1331	(7146)2002	○
株式会社エコプランニング	新十余二 7-8	04-7137-0620	(7137)0621	○
株式会社大山清運	松ヶ崎 363-1	04-7131-7000	(7131)8881	○
有限会社柏清掃	高田 553-1	04-7143-0731	(7143)1030	○
柏ビル管理株式会社	若葉町 3-3	04-7163-5701	(7164)5557	○
有限会社クリーンサービス柏	西原 2丁目2番39号	04-7152-0930	(7153)6434	○
有限会社クリーンダストレス	船戸 2079-19	04-7184-0990	(7184)4646	
京葉管理事業株式会社	豊四季 945 番地 573	04-7190-2131	(7190)2132	○
株式会社清運社	大青田 1649-1	04-7179-5221	(7179)5223	○
有限会社総合環境サービス	東柏 1丁目7番10号	04-7108-6100	0476(42)6233	○
株式会社千葉総業	逆井 1247	047-498-0805	047(498)0804	○
株式会社花園サービス	柏 296	04-7132-6011	(7132)8595	○
北葉実業株式会社	豊四季 382-13	04-7148-7767	(7148)7765	○
株式会社マツヤマ	あけぼの2丁目6番4号	04-7143-9317	(7146)0658	○
株式会社丸幸	大青田 1628	04-7134-4316	047(446)5427	○
山本産業株式会社	十余二 380-383	04-7132-1878	(7133)6144	○
有限会社和光商事	松ヶ崎 95-18	04-7133-3056	(7133)3057	○

イ. 旧柏地域(限定許可業者)

許可業者名	所在地	電話番号	FAX	備考
(有)市川胞衣社	市川市若宮 3-30-13	047(315)3840	047(315)3840	胞衣のみ
エルエス工業(株)	渋谷区千駄ヶ谷 3-2-8-503	03(5410)3627	03(5410)3629	実験動物のみ
(株)高田産業	埼玉県南埼玉郡宮代町川端 4-13-5	0480(34)5401	0480(34)5407	東武鉄道各駅のみ

ウ. 旧沼南地域

許可業者名	所在地	電話番号	FAX	産廃許可
(有)荒木清掃	藤ヶ谷新田 121-5	(7191)4858	(7191)4551	○
(有)大久保清掃	藤ヶ谷 1787-45	(7192)0330	047(492)0334	○
(有)沼南清掃	藤ヶ谷 1215-4	(7191)5674	(7191)5702	○
(株)千葉総業	逆井 1247	047(498)0805	047(498)0804	○
(株)花園サービス	柏 296	(7132)6011	(7132)8595	○
(有)ユシマ環境サービス	高柳 474-4	(7193)0658	047(337)6247	○

注 沼南地域の許可は、柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合所管。

(2) 浄化槽汚泥及びし尿の収集運搬(五十音順)

ア. 旧柏地域

許可業者名	所在地	電話番号	車両(台)
(株)大山清運	松ヶ崎 363-1	(7131)7000	9
京葉管理事業(株)	豊四季 945 番地 573	(7174)2131	2
(株)清運社	大青田 1649-1	(7179)5221	4
(有)和光商事	松ヶ崎 95-18	(7133)3056	4

イ. 旧沼南地域

許可業者名	所在地	電話番号	車両(台)
(有)大久保清掃	藤ヶ谷 1787-45	(7192)0330	2
(有)近藤清掃社	藤ヶ谷新田 126	(7191)5554	1
(有)沼南清掃	藤ヶ谷 1215-4	(7191)5674	2

ウ. 旧沼南地域(限定許可業者・浄化槽汚泥)

許可業者名	所在地	電話番号	車両(台)
(株)浄化槽センター	白井市根 294-33	047(491)8311	2

柏市ごみ減量マスコットキャラクター
『クリンちゃん』



クリンちゃんは、ごみのない未来からやってきた柏市のマスコットキャラクターです。両腕のポーズは資源の循環をイメージしており、柏市のごみを減らすことを目標に、日々奮闘しています。クリンちゃんは、市民公募を経て平成5年に柏市に現れました。

柏市清掃事業概要（令和6年度版）

令和7年9月発行

編集・発行 柏市環境部廃棄物政策課

〒277-8505 千葉県柏市柏五丁目10番1号

電話 04(7167)1140